令和３年第１回定例会

上士幌町議会会議録

令和３年　２月15日　開会
令和３年　３月５日　閉会

上士幌町議会

令 和 3 年 第 1 回 上 士 幌 町 議 会 定 例 会 会 議 録 目 次

第１号（令和３年２月１５日）

出欠席議員……１
職務のため出席した者の職氏名……１
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名……１
議事日程……２
開会の宣告……４
開議の宣告……４
議会運営委員会の報告……４
会議録署名議員の指名……５
会期の決定について……５
諸般の報告……５
一般質問……６
山　本　和　子　議員……６
小　椋　茂　明　議員……２４
江波戸　　明　議員……３１
中　村　哲　郎　議員……５０
議案第１号から議案第６号の上程、説明、質疑、討論、採決……６３
議案第７号及び議案第８号の上程、説明、質疑、委員会付託……９０
議案第９号の上程、説明、質疑、討論、採決……９２
議案第１０号の上程、説明、質疑、討論、採決……９５
議案第１１号の上程、説明、質疑、討論、採決……９７
議案第１２号の上程、説明、質疑、討論、採決……９８
議案第１３号の上程、説明、質疑、討論、採決……９９
会議時間の延長……１０１
議案第１４号から議案第１９号の上程、説明、質疑、委員会付託……１０１
散会の宣告……１０４
署名議員……１０５

第２号（令和３年３月５日）

出欠席議員……１０７

職務のため出席した者の職氏名……１０７
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名……１０７
議事日程……１０８
開議の宣告……１１０
議会運営委員会の報告……１１０
行政報告……１１０
議案第７号の上程、報告、質疑、討論、採決……１１２
議案第８号の上程、報告、質疑、討論、採決……１１３
議案第１４号から議案第１９号の上程、報告、討論、採決……１１４
議案第２０号から議案第２２号の上程、説明、質疑、討論、採決……１２２
議案第２３号から議案第２６号の上程、説明、質疑、討論、採決……１２５
議案第２７号の上程、説明、質疑、討論、採決……１３１
議案第２８号の上程、説明、質疑、討論、採決……１３２
議案第２９号及び議案第３０号の上程、説明、質疑、討論、採決……１３３
監報告第１号及び監報告第２号の上程、報告……１３５
閉会中の継続調査の申出について……１３６
町長の退任挨拶……１３７
閉会の宣告……１３８
署名議員……１３９

２　　月　　１５日

令和３年　第１回　上士幌町議会　定例会　会議録

招集年月日	令和３年２月１５日				
招集の場所	上士幌町議会議場				
開会・閉会日時及び宣告	開会	令和３年２月１５日　午前１０時００分	議長	杉山幸昭	
	散会	令和３年２月１５日　午後４時５８分	議長	杉山幸昭	

応（不応）招議員並びに出席及び欠席議員

出席　１１名
欠席　０名
欠員　－名

○　出席
△　欠席
×　不応招
△公　公務欠席
遅　遅刻
早　早退

議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
1	渡部信一	○	7	中村哲郎	○			
2	山本和子	○	8	江波戸明	○			
3	伊東久子	○	9	斉藤明宏	○			
4	野村恵子	○	１０	馬場敏美	○			
5	早坂清光	○	１１	杉山幸昭	○			
6	小椋茂明	○						

会議録署名議員	２番　山本和子　議員		３番　伊東久子　議員	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長	船戸竜一	議会事務局主査	遠藤裕司
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長	竹中貢	建設課長	渡部洋
	副町長	千葉与四郎	教育委員会教育長	小堀雄二
	会計管理者	青木弘彦	教育委員会教育推進課長	木下由季子
	総務課長	杉本章	教育委員会生涯学習課長	須田修
	企画財政課長	杉原祐二	教育委員会幼児教育課長	弦巻佳光
	企画財政課ＩＣＴ推進室長	梶達	農業委員会会長	髙木裕巳
	町民課長	（会計管理者兼務）	農業委員会事務局長	渡辺純一郎
	保健福祉課長	尾形昌彦	消防課長	永谷全功
	農林課長	名波透	代表監査委員	根本広実
	商工観光課長	佐藤泰将		

令 和 3 年 第 1 回 上 士 幌 町 議 会 定 例 会

議　事　日　程（第１号）

令和３年２月１５日（月曜日）

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　会期の決定について
日程第　３　諸般の報告
日程第　４　一般質問
日程第　５　議案第　１号　令和２年度上士幌町一般会計補正予算（第１０号）
日程第　６　議案第　２号　令和２年度上士幌町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）
日程第　７　議案第　３号　令和２年度上士幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）
日程第　８　議案第　４号　令和２年度上士幌町介護保険特別会計補正予算（第５号）
日程第　９　議案第　５号　令和２年度上士幌町水道事業特別会計補正予算（第４号）
日程第１０　議案第　６号　令和２年度上士幌町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）
日程第１１　議案第　７号　上士幌町居辺地区集中バイオガスプラント設置及び管理に関する条例の制定について
日程第１２　議案第　８号　上士幌町バイオマス関連事業基金条例の制定について
日程第１３　議案第　９号　上士幌町健康増進センター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１４　議案第１０号　上士幌町農業技術研究センター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１５　議案第１１号　上士幌町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１６　議案第１２号　工事請負契約の変更について
日程第１７　議案第１３号　権利放棄について
日程第１８　議案第１４号　令和３年度上士幌町一般会計予算
日程第１９　議案第１５号　令和３年度上士幌町国民健康保険特別会計予算
日程第２０　議案第１６号　令和３年度上士幌町後期高齢者医療特別会計予算
日程第２１　議案第１７号　令和３年度上士幌町介護保険特別会計予算

日程第２２　議案第１８号　令和３年度上士幌町水道事業特別会計予算

日程第２３　議案第１９号　令和３年度上士幌町公共下水道事業特別会計予算

◎開会の宣告

○議長（杉山幸昭議長）　ただいまより、令和３年第１回上士幌町議会定例会を開会いたします。

本日の議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、関係説明員の出席を求めております。

（午前１０時００分）

◎開議の宣告

○議長（杉山幸昭議長）　これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議会運営委員会の報告

○議長（杉山幸昭議長）　議会運営委員会より、本日の議事運営について発言を求めます。

議会運営委員長、山本和子議員。

○議会運営委員長（山本和子議員）　議会運営委員会よりご報告申し上げます。

議会運営委員会は、２月10日午前９時より委員会室において、議会運営委員全員の出席をいただき、説明員に副町長の出席を求めて委員会を開催し、議事運営及び議案の審議方法等について審議いたしました。

議会運営委員会の審議の結果、本日の議事日程及び議案の審議方法については、既にお手元に配付のとおり決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

この際、議会運営委員会において協議されたことについてご報告申し上げます。

１点目は、日程第５、議案第１号から日程第10、議案第６号までの令和２年度上士幌町一般会計補正予算（第10号）並びに５特別会計補正予算は関連がありますので、６会計を一括で提案を受け、一般会計は款ごと、５特別会計は会計ごとに一括して質疑を行い、議案ごとに討論、採決を行うことといたします。

２点目は、日程第11、議案第７号及び日程第12、議案第８号は関連がありますので、２件を一括及び質疑を行い、産業経済建設常任委員会に付託し、会期中の審査といたします。

３点目は、日程第18、議案第14号から日程第23、議案第19号までの令和３年度各会計当初予算は、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査を行うことといたしますので、当初予算案に対する質疑は大綱的な質疑にとどめる

ようにご協力をお願いいたします。

また、予算審査特別委員会の委員長及び副委員長は、あらかじめ議会運営委員会において協議しておりますので、議長の指名により、委員長及び副委員長を選任いたしますので、ご承知おきお願いいたします。

以上をもって、議会運営委員会の議事運営報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（杉山幸昭議長）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、２番、山本和子議員、３番、伊東久子議員を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（杉山幸昭議長）　日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から３月５日までの19日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から３月５日までの19日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に予定表を配布しておりますので、ご承知願います。

◎諸般の報告

○議長（杉山幸昭議長）　日程第３、諸般の報告を行います。

お手元に、令和２年12月１日から令和３年１月31日までの議会の諸会議等について報告書を配付しております。内容等の朗読は省略いたします。

以上が諸般の報告であります。

諸般の報告に対する質疑は、議会運用例第58条の１第１項の規定により、これを省略いたします。

これをもって諸般の報告を終わります。

暫時休憩いたします。

（午前１０時０４分）

○議長（杉山幸昭議長）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時０５分）

◎一般質問

○議長（杉山幸昭議長）　日程第４、一般質問を行います。

一般質問は４名の議員から、お手元に配付のとおり通告を受けております。

一般質問の時間制限など、留意事項については、既にご承知のことと思いますので省略いたします。

◇　山　本　和　子　議員

○議長（杉山幸昭議長）　それでは、順次発言を許します。

２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　私は、大きく３点にわたり一般質問を行います。

１点目は、小・中学校校舎に冷房設備の設置をということで質問いたします。

世界的な気温の上昇は、気候危機の状況です。産業革命前に比べて、地球の平均気温の上昇が２度を超えると元に戻れない状況になり、2015年のパリ協定では、1.5度以下にするよう書き込まれました。しかし、各国の研究者の間では、1.5度以下でも深刻な被害は避けられないとするなど、世界的な課題となっています。

このような中、北海道も年々気温が上昇する中で、学校での授業も大変になっています。文部科学省は、平成６年に、大規模な改造事業に対する国庫補助に空調設備工事も加えています。上士幌町も、ぜひ小・中学校に冷房設備を設置するべきです。

冷房設備の設置は、道外では進んでいましたが、ここ数年、道内でもどんどん増えています。私が調べた中では、令和元年９月１日現在ですが、普通教室と特別教室の合計で、道立も合わせて99自治体、教室の設置率は2.4％になっています。三笠市、寿都町、小清水町は普通学級100％の設置率です。士幌町も昨年整備していますので、全体ではもっと増えていると思います。

今、コロナの影響もあり、学校や家庭でしっかり勉強に取り組むことが難しい状況です。優先課題として、早急に環境整備を充実するべきです。

以上、お聞きいたします。

２点目は、安心して医療が受けられるために。

健康で長生きしたい、そのためには本人の日々の努力も重要ですが、健康診断への受

診、そして、調子が悪いときに早めに病院にかかることが大事です。ただ、様々な事情により、保険料が払えない、病院代が払えないことから、病院に行くことをためらう方もいるのではないかと思います。

今の不安定な世の中で、仕事がなくなったり、働けなくなってしまうことが、誰の身に起きても不思議ではありません。どんなときも安心して医療が受けられるようにするために、下記、質問いたします。

１点目、国民健康保険とマイナンバーについて。今年３月から、マイナンバーと保険証との一体化がスタートします。この狙いは、社会保障の給付と税や保険料などを個人ごとに分かるようにし、医療費の抑制を狙うものと考えています。また、菅政権のデジタル政府・デジタル社会に向かうために、マイナンバーカードの全国民取得を押しつけていく狙いもあると心配されます。

町民に対して、マイナンバーが不利益にならないよう、また、カードの取得を押しつけないようにするべきと考えます。

２点目、保険税の軽減について。厚生労働省は、未就学児の子供の均等割を、令和４年度から軽減する方針を決めました。一歩前進ではありますが、対象を未就学児以外も含めること、また２分の１の地方負担分も国の負担にするよう求めていくべきです。

３点目は、無料・低額診療事業について。生活が大変で通院を控えている方が、指定された医療機関にかかった場合に、無料、または低額で受診できます。管内では、十勝勤医協帯広病院、白樺医院、帯広第一病院、帯広西病院、ながい内科医院、音更病院、帯広協会病院、帯広光南病院の８医療機関となっています。

収入の基準は、生活保護基準の1.2から1.4倍を超えないとなっていますので、就学援助対象の世帯も含まれます。まず、相談を促し、そして、制度の紹介を行っていくべきと考えます。

３点目は、福祉灯油の継続、充実を。

平成30年度より、町独自の事業として、上士幌町福祉灯油等支給事業（要綱）に基づき設置されておりますが、在宅で生活する低所得者の高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯及び生活保護世帯に対し、年１万円が商品券により支給されています。

しかし、要綱は１年ごとですので、３年の事業と把握しています。今年度が３年目になりますが、今後もこの事業を継続するべきと考えます。

今、コロナということもあり、なかなか「元気ですか」とお邪魔することもできない中、公営住宅にお住まいの高齢者の方は、灯油代節約のために、窓際のストーブにずっと座っていることが多いと話しておりました。どんなにか灯油代があって助けられてい

るかと思います。

また、令和元年度に消費税が10％になり、事業開始のときよりも生活は厳しくなっていると思います。金額を２万円にするなど、引上げの検討もするべきと考えます。

今、状況は異なりますが、いろんな方が、コロナが収束せず大変な思いをしています。高齢者の方は外に出る機会が減り、心身とも不安を抱え、ひとり親の方は収入が減り、生活の不安を抱えている方も多いかと思います。

少しでもこのような方々の手助けになるようにと、事業の継続、充実を図るべきと考えています。その考えについてお聞きいたします。

○議長（杉山幸昭議長）　小堀雄二教育長。

○小堀雄二教育委員会教育長　小・中学校校舎に冷房設備の設置を、山本議員のご質問にお答えします。

文部科学省より報告された令和２年９月１日現在の公立小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程の普通教室における空調冷房設備設置状況調査では、全国平均92.8％に対し、道内の小・中学校等の普通教室は4.3％の設置率にとどまっています。また、家庭科室や図工室などの特別教室への設置率は、全国平均55.5％に対し、道内は5.0％となっています。

十勝管内では、コロナ対策臨時特例交付金等を活用し、教室への空調冷房設備を設置した、または、設置を予定している市町村もあると聞いていますが、設置費用や電気代などのランニングコストの問題もあり、冷房設備の設置について慎重な姿勢を示しているのが実態です。

昨年は、新型コロナウイルス感染症による臨時休業中の学習の遅れを取り戻すため、小学校、中学校とも、夏休みを短縮して授業日を設定しました。幸いにも、７月下旬の５日間の上士幌町の平均最高気温は23.3度で、昨年度より５度低く、過ごしやすい環境の中で学習活動が行われた一方、２学期始業式からの１週間の平均最高気温は27.8度と、昨年度より7.5度高い中での学習活動となりました。

このため、短期間ではありましたが、大型扇風機などを取り入れ、気流をつくり、換気対策も併せて行ったところです。

上士幌町においても、小・中学校、単位ＰＴＡ、連合ＰＴＡから、安心・安全な教育環境の整備のために、冷房設備の設置を求める要望をいただいているところです。

北海道は、気温の高い日はあるものの湿度は割と低く、不快を感じる体感日数は多くありませんが、さらに、家庭や学校では、服装の工夫、水分補給や時間割の創意工夫、換気効率を高める工夫に努めていただくとともに、教育委員会において、引き続き冷房

設備設置について検討してまいります。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中貢町長。

○竹中　貢町長　続きまして、安心して医療が受けられるためにであります。

１点目の国民健康保険とマイナンバーについてであります。

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平で公正な社会を実現することを目的に、平成28年からカード交付を開始しております。

今年３月からは、健康保険証として利用が開始される予定となっておりますが、システム整備が整っていない医療機関で受診する場合やカードを持っていない場合でも、従来の健康保険証で受診できることとなっております。

カード交付につきましては、あくまでも本人の意思によるものでありますが、強制的に取得させるものではありません。しかし、今後において、運転免許証との一体化などが想定されており、国が進める行政デジタル化において避けられないツールになるものと思われることから、取得しないことでの不利益が生じることのないように配慮することが必要と認識しております。

２点目の保険税の軽減についてですが、未就学児の子供の均等割が軽減されることとなり、子育て環境に対する大きな経済的支援になるものと感じております。

今回の軽減につきましては、未就学児までの軽減制度でありますが、今後、教育費等の経済的負担が大きくなっていく就学児まで拡大されれば、子供を育てることへのハードルが、さらに下がっていくものと考えるところであります。

本町においても子育て支援として、医療費無料化やこども園の利用料無料化などの事業を積極的に実施している状況にあります。

国保税の子供の均等割軽減につきましては、これまでも町村会による国への要請を行っており、今後においても、機会あるごとに要請を継続することや、子育てしやすい社会環境の整備が必要と考えております。

３点目の無料・低額診療事業についてでありますが、生活困窮の相談につきましては、町広報や、かみしほろふくしガイドブックにおいても各種の制度を周知することで、１人で悩むことなく、早期支援につながるように案内窓口の紹介をしているところであります。また、社会福祉協議会においても、相談案内等の周知をされているところであります。

生活困窮の相談の際には、相談者の状況を聞き取りながら、生活保護制度をはじめとする多様な支援制度がある中で、その方の状況に適切な制度を紹介し、選択、判断していただいている実態にあります。無料・低額診療事業につきましても、医療が必要であ

る相談者に対して情報の提供を行っております。

この制度につきましては、実施医療機関によって、対象となる方の収入基準や減免率が違いますので、生活が大変で通院を控えているようなことがないように、周知が必要と考えております。

次に、福祉灯油の継続、充実をについてであります。

福祉灯油につきましては、平成29年までは、町内の灯油販売価格が、リッター当たり100円以上の高騰を目安に、高齢者や障がい者、ひとり親、生活保護等の低所得者の世帯に対し、経済的支援を目的として実施してきたところであります。

平成30年からは３年間の時限として、十勝の寒さ厳しい冬期間を安心して暖を取っていただくために、町独自の施策として、灯油価格にかかわらず制度の充実を図ってきたところであります。

今年度、令和２年度をもって事業の完了となりますが、継続の可否については、政策的事業として次期の判断になるものと考えております。

なお、議員からお話のあった「高齢者の方が、コロナ禍で外出を自粛した生活で、福祉灯油で助けられている」との話を聞くとき、事業を実施してよかったと率直にうれしく思うところであります。

また、コロナの収束が見えない状況下で、感染しない、感染させないように気をつける緊張した生活や新たな負担増に対しては、コロナ禍対策事業として実施しておりますが、いまだコロナの収束が不透明な中にあって、命や暮らしを守る施策は、今後とも必要になるものと理解するところであります。

以上でございます。

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　初めに、教育長のほうに、冷房についての質問をしたいと思います。

答弁書を見ますと、私にとって、あまり前向きと取れないような答弁というふうに、検討するということですので、検討するということは前向きなのかもしれませんが、そのことを踏まえて、もっと積極的に検討に入ってほしいなと思って再質問をいたします。

多分、教育長も学校の事情は知っているかと思うんですけれども、私もいろんなデータ調べたり、校長先生からブログも見てと言われて見たんですが、その中で、本当に職員が一丸となって、校長先生と一丸となって、何とかして過ごしやすい実態をつくりたいということで、私もブログを見たり、８月28日発行の学校通信も見させてもらいました。校長先生が自ら、２階にとか窓に水をまいたり、結構効果があったと。でも、水道

料がかかりますので、その後、遮光シートをつるして何とか頑張ったと。自分たちが、校長、自分も含めて頑張るしかないんだという思いで、昨年８月、乗り切ったという状況があります。

その点について、多分、教育長も十分把握していると思うんですが、中学校の校長先生長も、たまたま昨年度、35人学級のことで質問しに行ったときにも、それも大事だけだけれども、とにかく冷房をつけてもらいたいんだという話をされていました。

その実態について、教育長は多分、あと、もちろんＰＴＡの関係方も要望があるようですので、その辺についてどのように把握しているのか、まず質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長）　小堀教育長。

○小堀雄二教育委員会教育長　中学校のブログ、小学校も出しているんですけれども、この一、二年、その７月と８月と気温差が大きいと。

決して、文科省の言う学校設置基準の中では、教室の中は28度以下が望ましいということが言われています。今年度につきましては、全部統計を取ってみますと、今年度、28度以上あった日は、７月、８月通して７日間、昨年度は１日間ということでした。

とはいえ、やはり子供たちの健康、安全を守るという部分で学校長からもそうです、もちろん、その連Ｐからもそうです。連Ｐの方、こうおっしゃっていました。「その期間は短いんだけれども、何とか子供たちに快適な環境で学習をさせたいんだ」という声を聞いています。ここ複数年、そういった話を聞いています。

ただ一方で、この７日間、８日間という期間の中で設置をするとなると、議員もご承知だと思うんですけれども、莫大な経費がやっぱりかかっていくということもあって、何とかこの期間を乗り切ることができないのかなというふうに考えてもみました。

例えば、前日の予報の中で三十数度と予報が出た場合については、前日の段階で、マチコミメール等々で、例えばですが周知をして４時間授業にするだとか、または、日本学校安全スポーツセンターの統計上は、教室の中で熱射病にかかるということではなくて、やはり屋外でと。小学校であれば運動会だとか、それから遠足だとか、また、中学校においては体育祭だとか、それから、または部活ですね。そういった中で発症しているということもありますので、学校の中で、教室の中で、例えばどんな工夫ができるかなと。

今言った時間、４時間にするという方法もありますし、それから、午後の教科の割り振り、屋外での活動等を減らして、例えば特別教室を使えるような授業の割り振りをするだとか、また、今年度は行っていますけれども、子供たちが水筒を持って学校に登校するということは、今までの文化ではなかったんです。しかし、このコロナ禍において

は、守ることが第一だという前提の中で水筒を持ってきています。水筒の中は水、そしてお茶。大事なのは、やはりその夏場の部分は塩分が必要なので、スポーツドリンク等々も認めるということです。そうしたこと、また、家庭においては服装の弾力化、ですから、学校においても登校時の服装の軽減というあたりで、これに対応できないかなと考えて、今年１年、実践いたしました。

ただ、やはり現場にいる先生方にとっては、体感として感じる温度がありますから、ここは気温と、それから湿度と、それから輻射熱、暑さ指数ですね。それらがやはり、体を熱くしているんだろうということがあります。大型扇風機を購入して、学校の中、が一っと回しました、気流をつくって流しています。恐らくその期間が、５日間程度だったんじゃないかなと思っています。

認識としては、私の中でも、健康、安全に留意をしてというのが当然頭にありますから、この冷房設備設置についても検討したいなと思っていますし、一方で、この期間、別な方法で切り抜けて、子供たちの健康、安全を守るような、今言ったようなことが一方で継続できないものなのかなという考えではおります。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　もちろん学校も工夫したりとか、先ほど答弁にもあったんですが、家庭での服装、授業の形態含めて、何とか乗り切るために５日程度とありますが、乗り切るために工夫をすることが、まず前提みたいなこと答弁されました。

それから、道外のほうは設置率が高いんですが、道内については、令和２年度の実態を見れば５％程度。でも、私、まだ、その令和２年度の資料なくて１年度の資料をネットで見たんですが、そのときに、たしか、普通学級で0.8程度だったと思うんですが、ですから、昨年から今年にかけてかなり増えたと。それから、多分、来年度かなり増えると思うんです。

それは、乗り切るんではなくて、その期間に集中できないと。水を飲んだからいいとか、４時間がどうのこうのじゃない、集中できないときがあるのと、それから、これからどんどん、気象庁ですか、データもあるんですが、本当にCO_2を削減しないと駄目だと、1.5度以下になるのを抑えるだけでは駄目だと。もう、どんどん気温が上がるということが想定されておりますので、例えば令和３年度乗り切ったとしても、令和４年度に、さらにその５日間の気温が伸びる可能性。それから、最高気温が、文科省は28℃だと言うけれども、28度もかなりきついと思うんですが、それが、最高気温が上がる可能性もあると。

であれば、今の時点で長期的なことを見たら、令和３年度は、そう簡単には難しいと思うんですが、早めに検討に入って、ぜひ過ごしやすい授業を受けさせてあげたいなと私は思っていますが、その点について、先を見通したら今すべきだと、検討に入るべきだと思います。

以上、質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長）　小堀教育長。

○小堀雄二教育委員会教育長　令和２年度の文科省のデータについては、ネット上でも公開されていると思いますので、随分、昨年と比べるとやはり伸びています。

北海道は4.3％という数字なんですが、あと全国の中で30％以上設置しているのが、岩手が43％、青森26％、秋田26％、その他44都府県については設置率90％以上という状況になっています。北海道のその４.何ぼという数字が、全体の数字を下げてしまっている部分があるんじゃないかなと思います。道内においても、議員の質問の中にもありましたが、三笠や砂川、今金、寿都、小清水あたりでは、もう60％以上、中には100％になっているところもあります。

この問題につきましては、先ほどもお話しましたが検討するということですので、ここの部分については、短期的には、工夫をしながら子供たちを守っていくという考えの中で、また、中期的には、これから先の気候変動等もあります。少なくとも去年と今年のその気温差が、７月と８月は、全然真逆になっているというような状況もありますので、その辺については前を向きながら、関係のほうとも協議していければなと考えております。

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　十勝管内で、昨年度、いろいろ教育委員会にも電話をかけて確かめたりしているんですが、士幌町が、認定こども園、小・中、高校も町立ですので、高校含めて、もう設置したというふうに、教育委員会に電話をかけたらお話ししていました。

予算的に、もらっている資料あるんですが、正式資料かどうか、補助金もありますので、3,000万ぐらいと。補助金が入っているか、入っていないか分かりませんが、億単位ではなくて数千万で設置できるのかな。これは高校も入っていますので、認定こども園もぜひ入れてほしいなと思っているんですが、そのことを含めて、まず積算してみなきゃ分からないのと、それから音更の例で言いますと、まず、保健室に入れたと。それから教室ごと、温度差が違いますので、日影になっているところは要らないだろうと。それを、教室の温度差についても今調査をしながら、どこに設置したらいいかというこ

とを検討に入ったと言っていました。

私も、冷房というのは、やはり教室ごとにつけるんだと思うんですが、切ったりするのは教室ごとだと思うんです。暖房は割と一括でやっちゃうことが多いんですが、その辺も含めてかなりいろんなやり方があったりとか、いろんな方法があるんではないかと。うちは全然つけていないんですが、乗り切ろうと思っていますけれども、子供たちに、そういう状況も含めて検討に入ったらどうかと思っています。

それで、来年度は５月政策予算、多分出てくると思うんですが、その中で検討をすることだけでも入れておかないと、例えば、その中で交付金が使えるかどうか分かりませんが、検討に入ることも含めた国からの補助金なり交付金も活用しながら、まず検討に入ると、ぜひ、そのことについてまず質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長）　小堀教育長。

○小堀雄二教育委員会教育長　今、管内のお話がありました。

士幌町さんは入っていますね。こども園、小・中・高と、大体4,000万くらいなんでしょうか。それから、あとは、幕別町さんはまだ入れていないのかな、入ったのかな。でも、その予算を取っているということ。それから陸別町も取ってあると。

国の、例えば交付金あたりについては、紙媒体の中では３分の１とかと書いていますけれども、その設置の仕方だとかについては、また随分変わってくるのかなと思っています。

道立学校については、今年度中に全ての道立学校の保健室、取りあえず保健室にだけは冷房を設置するということで、上士幌高校は、たしか２月10日前に設置したんじゃないかなと思っております。

今度の、この５月というお話がありましたけれども、検討していくと言っている以上については、その辺しっかり示していければなと考えています。

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　私より教育長のほうが情報が、いろいろ知っているなと思って、逆に参考になりました。

ぜひ検討をしてほしいなと思いますので、それと、例えば町内でいえば、わっかは、最初から部屋ごと冷房がありました、それでかなりしのげると。ふれあいプラザも冷房がありますので、設置、切ったり、切るというか調節しながらいるんですが、学童についてなかったので、学童について途中からつける工事をやって設置しました。

どっちがということでもないんですが、学童の子たちは時間的にも割と短い中で、どっちかというと３時以降、４時以降に来ることが多いんですが、子供たちは、朝、８時、

９時はいいとしても、一番暑いときに教室にいるわけです。それも人数的にも多いので、換気しながら冷房、換気しながら冷房というのは、冬は暖めながら換気と、それはお互いさま、仕方がないんですが、そのことを含めたら、総合的な町全体の関係からいったら、小・中にエアコンをつけるのは、全然もう矛盾しないので、むしろ、そっちを先にすべきだったのかなと、今、さっきの陸別もどうの、幕別もどうのという話が、教育長のほうが逆に情報を知っているものですから、その辺含めてぜひ十分検討に入るように、再度質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長）　小堀教育長。

○小堀雄二教育委員会教育長　自前でという言い方は変なんですけれども、試算は実はしてみました。

全部、例えば普通教室、特別教室、それから体育館はちょっと抜こうかなと思っているんですけれども、逆に体育館のほうは換気ですね、体育館というのは熱がこもると。小学校は窓が開くようになっているんですけれども、なかなか開けちゃうと、実は以前、僕、小学校にいた頃にスズメバチが入ってきたことがあるんですね。スズメバチでかちっとやられたことがあって、ただ単に、その開けっ放しはよくないということで、網戸の設置等についてもちょっと考えてはみました。

また、今言った教室、普通教室だけなのか、特別教室だけなのか。特別教室だけということはないんですけれども、そうなると、先生方の働きという部分を考えれば職員室、校長室、そういったところにも、その面積に合ったそういった空調設備を設けるとなると、小と中で、恐らく２億円くらいになるんじゃないかという計算にはなっています。

ですから、今後、もし、その段階で、今、検討するというお話をしていますので、そうなった場合については、その場所の選定なんかも含めながら、どこの教室にどのようなものを設置していくのかということは、次の検討材料にきっと入っていくんじゃないかなと思います。

先ほど、こども園の話もちらっとありましたけれども、こども園については、ゼロ、１、２の３つについては冷房が入っています。以上児と言われる３、４、５については入っていません。また、子供たちが昼寝する場所、そちらのほうも冷房設備は入っております。補足になりますけれども、以上です。

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　全てやろうと思ったら、もう億単位かかるだろうと思うんですけれども、できるところで、例えば先ほど言いました保健室でもいいし、職員室もかなり暑いと言っていましたけれども、職員室は先生方に、ちょっと我慢してもらうのか分

かりませんが、部屋も大きいですし、風通しが全然悪いので、もうかなり暑いと言っています。

そこも含めてどこからやっていくのかと、予算的なことも財政とも相談をしながら、あと国の補助金なり、多分これから国の補助金も増やすように、先ほど３分１という話もありましたが、分かりませんが、その辺も要望しながら、これ、国全体の問題ですので、ぜひ国のほうにもきちんと働きかけをしながら進めてほしいなと思っています。答弁あれば。

ぜひ前向きに、教育長もいろいろ調べてくれてありがたいなと思うんですが、私もいろいろ調べながら、管内状況、それから道内状況も調べながら進めて、これからも質問したいと思います。

次に、保険の関係なんですが、まず、マイナンバーカードと保険証の関係を質問したいと思うんですが、多分、各自宅に、つい最近こういう通知が来まして、マイナンバーカードを取得しましょうというのが、多分、３月１日から保険証とのリンクしたので、ぜひカードを取ったらいいですよみたいな案内だと思うんですが、その中に、例えばマイナンバーカードを保険証にできるので、マイナンバーカードをつくれば、それを持って保険証と一緒に利用できるようになりますと。できるようになります、です。

ですから、その次は、多分ですよ。保険証、マイナンバーカードでないと病院に行けませんと、多分、国のほうは、もうちらちらしていると思うんですが、そのときに町長が言った不利益というのは、ああ、そういうことなんだなと。マイナンバーカードがないと病院に行けないということもあり得ると。

それは、逆にカードを持っていないと不利益になるので、そうではなくて、私が不利益と言ったのは、マイナンバーカードを持つことにより、今度は免許証に一緒にすると。例えば、厚生労働省か誰かが、ワクチンを受けたかどうかもすると、看護師さんが免許を持っているのかも、全部カードに入れると便利だと。それから、銀行の口座も入れたら便利だと。そういうふうに全部が全部データ入れちゃうと、便利な人もいるけれども、利用する国のほうからすれば、ぱっと開けば全部データがあって楽だと。そういうふうに利用されることが危険ではないのかなという思いで、そういうことの不利益を被らないようにすべきだという思いで質問させてもらいました。

その辺についてどのように、これから国が決めることに町が逆らうとかそういう意味じゃなくて、そういうこともあるんではないかということで質問させてもらいます。その点について、まず質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中　貢町長　まず、私に対する質問、何点か、この後の議員さんもありますけれども、新年度に関わることについては、まだ、私の任期が３月までのことでありますから、その辺の発言についても限定されてくるということについては、ご理解いただきたいなと、そんなふうに思います。

今回、コロナ禍で経験をして、そして、１つ分かったのは、やはり何といっても、世界の中で、日本におけるキャッシュレス化も含めてデジタル化についての遅れが極めて顕著になったと。私ども、それまでは、いろんな面で先進的な技術の中で、産業や営みをされているというふうに思っていましたけれども、このデジタル関係については、世界の中で相当後進国であるということが分かったということです。

その結果としての要因の一つとしては、例えば、今回の給付金の関係での遅れですね。これはもう世界のところでは、アメリカはもう１週間で全国民のほうに、それなりの周知が徹底されたということだとか、そういう手続がされたということでありますが、日本の遅れで、これまた様々な批判なり、そこでの課題が浮き彫りになったということでありますけれども、その１つが、デジタル化が原因であるというのが大方の見方であるというふうに思います。

技術の進歩の過程では、いろんな新しいことに対する不安というのは付きまとうものだというふうに思っております。それは、どの時代においても、どういう革新的なこの技術が発見、発明され、そして、それが普及する段階でも、そういった不安というのは、もうつきものだというふうに思っております。

それは、最終的には国民的な合意を得ていくということで、それが一般化されていくんだろうというふうに思いますが、最初は、何においても少数であるというのが、事の流れであるということであります。

今回のマイナンバーについても、そもそもは、広くこのことによっていろんな効率化や手間が省けると、住民にとってもプラスになるんではないだろうかなという前提での政策だったと、そんなふうに思いますけれども、そういったことに対する国民的な実感はあまりなくて、それで、なくしたときには、そこに、また再交付のためにはお金がかかるだとか、そうすると、なかなか持ち歩きもできないというようなこと等々の課題もあったんだろうと思いますが、現実の問題としては、普及はあまりされていないというのが現状であるということです。

ただ、このコロナの給付金をも含めて、マイナンバーとひもづけするような形でかなり浸透してきているという、全国的にはそういう状況にあります。本町においては、それから見るとかなり今、低い状況でありますが、それは多分、町民にとっては不安なり

様々な要因があって、それがなくても、今そんなに不自由はしていないということなんだろうというふうに思います。

今、そういう状況でありますけれども、その後の様々なデジタル化も、町内でもいろんな形でキャッシュレス化は進んでおります。ここで、キャッシュレスの話は、マイナンバーで、どう財産とひもづけするかというのはそう簡単ではないだろうと、そんなふうに思いますけれども、商店街においても、バルーンカードだとかいろんな形でキャッシュレス化が進んでおりますし、〇〇ペイだとかそのようなことも含めて、時代は流れが大きく出ているということであります。

そんなようなことで、国民に不利益のないようにということでは、いろんな形で、まだまだデジタルになじみのない年齢の方もたくさんいらっしゃいますから、そう簡単ではないだろうなというふうに思いますけれども、できる人、できるところから、そしてまた、町民、国民の守秘義務だとか、そういったところの安全も確認した上で着実に進んでいくものと、そんなふうに認識はしております。

町として、この後も、強制的にどうこうということでは、多分、そう簡単ではないだろうなと、そんなふうに思っております。これを使うことによって便利だということが認識されることになれば、浸透していくというふうに思います。

以上でございます。

〇議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

〇２番（山本和子議員）　デジタル化に進んでいろんなことが多分、国は、デジタル省も法案が今国会に提出されて、今、審議中だと思うんですが、便利になることもあるし、そこのことが必要なこともあると思うんですが、そのことによって、国民が不利益と言ったら変ですが、困ることもあるんではないかということを、やっぱり考えながら進めなきゃいけないなと私は思っています。

例えば、私、本当に疑問に思うのは、マイナンバーカードあると、その裏にマイナンバーが、番号があるんですよ、あるらしいんです、持っていないけれども。でも、今までもマイナンバーの通知は見せるなって、人に見せるなって言われてがっちりしまっておいて、何か書くときには自分で書くとかということをしてきたのに、マイナンバーカードの裏にマイナンバーの番号があって、それは落としても、に顔があるから悪用されないですよと書いてあるんです。それって、前、つくったときと全然矛盾するなと思うんです。

例えば、病院に行くときに保険証を必ず持っていくんです。前は、薬もらうときには保険証を一緒に、今、薬もらうとき、保険証は要らないからいいんですが、たまたま私、

勘違いして、薬もらうときにも保険証と一緒に持っていったら、本当に運悪く落としちゃったんです。そのときに、保険証を落とすこと、なくすことは多分あると思うんですが、そのときに、マイナンバーカードを落としたら大変なことだと思うんですが、それでも気軽に持っていていいんですかというのと、カード、それから保険証というのは毎月更新になりますが、マイナンバーカードは５年ぐらいですか、５年、10年の更新なのに、その辺もどうなんだろうかというときに、保険証で十分なのに何でカードというか、そういうことを思ったりします。

そういうことを、いろんな国民の方々が、まだカードが取得できますよという通知、来ましたけれども、多分そう簡単にカードを持って病院に行く方は、多分まだいないと思う。その辺も含めて矛盾点も、やっぱり疑問に思いながら、利用できることはきちんと利用して便利なことはいいんですが、そのことよって、もしかして、ちょっと待てよと。いろんなことで迷惑というか不利益、困ることがあるんではないかということも含めて、ぜひ次期町村会か何かで、そういうことも提起してもらえたらなと思って、私はいます。

何が何でもいい、いいと言っちゃうと、全てカードにされて、全て、全て、全て、あなたの情報が全部入っていますよということが、それが逆に、いろんなときに悪用、情報が漏れたりとか、例えば何かするときに、例えば今コロナでもそうですね。あなたは看護師の免許を持っていますよと、全部分かります。あなたは何とか受けますよということが全部分かっちゃうと、そのことによっていいこともあるけれども、逆に情報があることによっていろんなことを制約したり、強制したりとか、そういうことになるんではないかと。私は、大変疑問というか心配な面を持っています。

その点について、答弁があれば手短にお願いいたします。私がしゃべり過ぎてすみません。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中　貢町長　今、心配されているのはセキュリティの問題だと、そんなふうに思います。

これは、今もできるだけ、それはセキュリティという意味では、安全だという前提でやっていると思いますが、その不安は、まだ解消されていないということであれば、そこの不安をどういうふうに解消するかというのは、これは政府のほうの責任としてやってもらいたいということです。

残念ながら、悪いことをする人がいてサイバー攻撃をすると。これまた今、大きな問題になっておりますから、そこもしっかり歯止めがかけられるような、その上で、これ

を活用することが非常に便利だと。そしてまた、自分の暮らしにもプラスになるというようなことが実感できれば、それは普及していくものだろうと、そんなふうに思います。

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　次に、保険税の軽減の関係について質問いたします。

令和４年度から実際に、未就学児の子供たちについては２分の１、保険料を払っている世帯によっては。軽減を受ける方はもっと半分以上になるんですが、そのときに町の負担がそこでやっぱり４分の１。国が２分の１、地方負担２分１で、町の負担が２分の１、だから４分の１になりますね、そういうふうになります。そのことを含めて、やっぱり町の負担をなくすべきだと。

私、いろいろ上士幌町でいいますと、均等割は１人当たり２万7,000円ですね。だから、赤ちゃんからお年寄りまで、１人２万7,000円掛ける人数分かかるわけです。ですけれども、未就学児の方については半分なので１万3,500円と。７割、２割、５割の軽減されている方はもうちょっと軽減が高くなるので、その点を含めて、やっぱりそれをせめて小学校卒業まで、中学校まであるといいなと思うんですけれども、就学児まで増やすことと、それから町の負担分をなくこと。

町村の負担をなくすことについて、これから町村会を含めて、多分、これからどんどんこの動きが広まるんではないかなと思っています。その点ついて、次期町長選、地方自治体としてそのことを強く要望してほしいなと思っています。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中　貢町長　今回の軽減については、特に少子化対策というようなことでの費用負担が、経済的な負担が、子供を産むのにためらうというようなことだろうというふうに思いますから、ぜひ無料化に向けて、国としてかなり重要施策として僕はやってもらいたいその一つだなと、そんなふうに認識をしております。

しかるべきそういったことがあれば、そのような対応は必要だろうと、そう思います。

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　均等割についても、本当に全国知事会から市町村会含めて、議員会もそうなんですけれども、いろんな運動によってようやく実現、一歩前進しました。前の無料化の問題もそうですね。それも一歩、無料化にしたときに、制限、交付税を減らすとか、それもなくなりました。

ですから、国全体として、地方自治体、知事会含めてみんなで運動すれば、いろんなことが前に進むということで、今回実現いたしました。

それから、無料・低額の関係なんですが、きちんと大変な方については、担当課が相

談し、説明をしているという話いたしました。

多分、本当に何人いるのか分かりませんが、例えば保険料を払えていないとか、ですから保険証がないだとか、短期保険はまだいいんですが、資格者証だとか、いろんなことがあるときに、病院にかかることを控えている方がいるんではないかなと。具体的に聞いて歩けませんので、そういうときに、そういうことを相談しにも多分行かないんではないかという気がいたします。

そのときに、例えば保険証がなくても、病院に来たら、手続上、全く免除になる場合もあれば減免になる場合もあるし、いろんな場合がありますよと。そういうことで、病院側が一生懸命宣伝しているんです、病院側のほうが逆に。宣伝して、来てほしい、来てほしいというふうに。そして、命を救われる方がいます。

いつ何どきそういうことになるか分からないと。コロナ時期で今回もいろいろ、町内ではちょっと分かりませんが、全国的には本当に仕事がなくて大変だというときに、そういう災害がいつ来るか、昨日ですか、地震もあったり、２回、３回も地震があったり、そういうときに本当に災害が多い、それからコロナもそうなんです。そういうときに、きちんとこういう、最後の最後に、こういう救う道があるんですよということは、やはりお知らせしておかないといけないなと、そのことを含めてこれからもぜひ進めてほしいなと思っていますが、よろしく答弁お願いいたします。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中　貢町長　そう、−対象としては多くないだろうというふうに思います。

やはり、その見極めといいますか、ある程度想定されるのは、今お話あったように保険料が滞納されているだとか、あるいは遅延があるだとか、そういったところに経済的な要因があって、そういう結果になっているというようなことが想定されますから、それは、事務レベルでもある程度把握できることだろうというふうに思いますので、そういったときには、丁寧に指導なり、助言なりするということが必要なんだろうと。今まで以上に意識をして対応をしてもらうようにすべきであると、そんなふうに思います。

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　本当に、何でこんなに災害が起きるんだろうと。たしか、この間も地震があったよな、今回も地震あったよなと、本当にいろんな災害が、いつ何どき自分にかかるか分からないと。

そのときに、やはりもちろん稼いだり、お金をどうのこうの、それ、必要なことなんですが、本当に困っているときに、そういう手が差し伸べられるような町政であってほしいなと思って質問させてもらいました。

最後に、福祉灯油の関係なんですが、これ、政策予算だということで当初予算に入っていませんが、ぜひこれを引き続き続けてほしいなと、私は思っています。

灯油代は、今、若干ちょっと下がり気味ではあります。ですけれども、その半面、一般の新聞紙上では物価が上がっていると。上士幌町のだけでは分かりませんが、コロナの関係で、逆に物価が、食料品とかは値段は上がっているという状況があると、新聞に出ていました。

その半面、計算が難しくて、物価が上がれば年金が上がらなきゃいけないのに、計算がややこしいので、年金は0.1下げるとかいうことも情報がありますので、ぜひ引き続き担当課のほうでも、多分、一生懸命苦労していると思うんですが、ぜひ次期政策予算に上げてほしいなと。

そのときに、金額を上げられないものかなと今思ったりしているんですが、ただ単に金額を上げればいいというものではないんですが、生活保護の方についても若干相談、担当課にも聞いたんですが、生活保護の方が２万円もらっちゃうと、ちょっとトータル的に、その辺の関係もあるのかなと思ったりするんですが、ただ、本当に大変な方については、やっぱり１万円の商品券でもらうのを物すごく大事に使っていると。それは、灯油代だけじゃなくていろんな形で使っていいですよと。それが、もうちょっと増やすことができないのかなと思って、それも質問に入れさせてもらいました。ぜひよろしくお願いいたします。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中　貢町長　様々な形で、低所得者等々に対する福祉的な施策が必要だというふうに思いますけれども、何でも現金給付で解決するというのは、それはどうなのかなと、そのようなことが前提としてございます。

そういった中での冬期間、住宅もそんなに暖房というか断熱効果も低いようなところもたくさんありますので、そういった意味で、十勝なんかについては必要だなと、そんなふうに思いますけれども、だからといって、これまた、そう、増やすのがいいのかどうかというのは、まさに政策的な判断ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　年度末、12月、１月から支給しますので、確かに福祉灯油という形になりますが、やっぱり生活を支える、生活支援金みたいな言い方、ちょっと難しいんですが、そういう形で、生活保護を受けている方はもちろん当たりますけれども、本当に大変な方については、先ほどの病院代にもなるんですが、生活保護の該当になるのに、申し訳なくて、二、三万あると助かるんだけれども我慢しているという方、私、

直接聞いています。申請したら、当たったら病院代はかからないし、灯油代は、その町のあれはまた別ですが、いろんなメリットがあるんですよと言っても、結構我慢している方がいるんです。

そういう方にとって、やっぱり福祉灯油、灯油ってあれありますから、福祉支給金ですね。それは物すごくありがたいお金で、みんながみんな、大変な方が生活保護を申請して受ければいいという、大臣がそんなこともちらっと言っていたような気もするんですが、そうじゃなくて、支えるところに１万円なり何なりを支給して、ばらまきじゃなくて困っているところに行くお金として、大事なお金として、やっぱり福祉灯油という形で支給すべきだと、私、思っています。

本当に、結構、我慢しているというと変だけれども、本当に行ったら、私が行ったらストーブつけて、いなくなったら消すとか、そういう方も結構いたり、あと、もちろんまきも福祉灯油の一環ですけれども、まきを活用しながらしのいでいるという方もたくさんいらっしゃいます。

多分、これからそういう方が何とも言えない、そういう方はなかなか大変だというふうに、声を上げませんので、そういうところに手厚く行くような方法を、ぜひ再度、次年度以降もやってほしいなと思っています。

以上で質問終わります。答弁お願いいたします。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中　貢町長　次期についての発言については控えさせていただきますけれども、本当に困っている人にどうするかというのは、それは大事な行政の仕事だと、そんなふうに思います。

今、福祉灯油だけで500人からの対象になっているわけですよね。それで、制度設計においても本当に困っている人に、その中でもいろんな年収の違いもあるだろうというふうに思いますけれども、なかなかかなり慎重に考える必要があるのかなと、そんなふうに思います。

いずれにしても、これまでもそうでありますけれども、本当に困っている人が、この町で安心して暮らせるということが非常に大切だと、そんなふうに思います。

幸いなことに、今、様々な計画をつくっております。三愛計画のように、町の中期計画をつくっておりますけれども、結構10年前と比べて、三愛計画の中でも、暮らしやすくなったというような評価をいただいておりますから、総合的な中でどんな施策を講じていくのかというのは、これからも行政の大きな課題として考えていくことになるんだろうと、そんなふうに思っております。

○議長（杉山幸昭議長）　以上で、２番、山本和子議員の一般質問を終わります。

ここで15分間休憩といたします。

再開は５分前の予鈴をもってお知らせいたします。

（午前１１時０１分）

○議長（杉山幸昭議長）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１１時１３分）

◇　小　椋　茂　明　議員

○議長（杉山幸昭議長）　次に、６番、小椋茂明議員。

○６番（小椋茂明議員）　私のほうからは、大学、専門学生等の支援について質問させていただきます。

昨年６月定例会において、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、生活費の捻出に苦労している町内出身の大学、専門学生等への支援を、と私の要望に応える形で、上士幌町がんばる学生応援給付金が決定し、実施されました。

当初、80名を予定した事業でしたが、想定以上の申込みがあり、９月定例会で10名分の補正予算が組まれ、11月２日の締切りまでに90名の申請がありました。この事業を行ったことによって、これだけ多くの町出身の生徒が、大学や専門学校に在学していることが分かったわけであります。

大学等を取り巻く環境は依然として厳しく、休業する大学、リモートのみで行う大学、リモートと制限した対面授業を組み合わせて行う大学といろいろあります。それでも授業料は通常どおりかかり、生活費を補うバイトは減少されたままの状況です。奨学金も当てはまらない例が多い中、私立大学では年間約100万円前後かかる授業料のほか、家賃も含んだ費用を、保護者が教育ローンを組んで工面しているのが現状です。

このような中、今年度実施した上士幌町がんばる学生応援給付金は、該当する保護者からは多くの感謝の言葉が聞かれました。また、いずれ社会人として羽ばたく学生の胸に深く刻まれたと思います。

単年度で終わることなく、継続して行うべきと思い、町の考え方を伺います。

○議長（杉山幸昭議長）　小堀雄二教育長。

○小堀雄二教育委員会教育長　大学、専門学生等の支援について、小椋議員のご質問にお答えします。

昨年より猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症は、様々な対策を講じている

にもかかわらず、世代を問わず感染が収束する兆しが見ません。

このため、大学等の講義は感染拡大を防ぐため、必要な技術指導や資格取得を除く授業は、遠隔学習に変更するなどの措置を講じています。授業が遠隔になると、科目によっては動画配信や双方向の講義もあり、データ通信量が増えることから、通信環境の整備に関わる支援を行っている大学等もあると聞いています。

そのような中、上士幌町においては、意欲ある若者が、経済的な理由により修学を断念することがないよう、アルバイト代の減収や家計の急変などの制約を受けている大学生等に対する緊急対応政策として、上士幌町がんばる学生応援給付金事業を６月補正により実施させていただきました。

給付は、学校教育法に定める大学、短期大学等に在籍する全ての学生を対象としたことで、当初予定の80名を上回る申込みをいただきました。このため、９月に再度補正予算のご承認をいただき、計90名の大学生等に１人５万円の給付金を支給することができました。

今後も、新型コロナウイルス感染症の長期化により、学校生活や日常生活に影響を受けることが想定されます。このため、新型コロナウイルスの感染状況や国・道の動向も注視しながら、学生が将来の夢と志を持ち、可能性に挑戦することができるよう検討してまいります。

また、文部科学省や日本学生支援機構等では、低所得世帯の学生を対象にした授業料減免や給付型奨学金などの高等教育の支援制度がございますので、こうした奨学金を活用できるよう、ホームページなどを通じて情報提供に努めてまいります。

○議長（杉山幸昭議長）　６番、小椋茂明議員。

○６番（小椋茂明議員）　まず、今の大学生の状況というのをちょっと調べたお話をさせていただきたいと思うんですけれども、文部科学省が発表した2020年度で発表されたデータなんですけれども、当然、近年少子化の影響で全国の子供たち、いわゆる小学生、中学生なんですけれども、小学生が約630万人、中学生が約321万人と、いずれも過去最低ということで発表されておりました。

そんな少子化の中で、大学生は、実は昨年より約１万4,000人増えて、全国262万3,900人で、過去最多の人数となっているということであります。少子化が進む中で、大学進学率の高さが反映された形となっているのが現状かと思います。

これは、大学生の数字ですけれども、私の言っている専門学校も入れると、かなりの人数が、現在はそちらの分野に在籍している状況が、近年の日本の姿だということが象徴される形となっています。

そんな中で、同じく文部科学省が発表したデータによりますと、今年度の４月から10月までの全国国公立・私立大学の中退者の人数ですけれども約２万5,000人、休学者は約６万3,000人と、合わせて８万8,000人がこのような状況になっているということだそうです。

その中でも、新型コロナウイルス感染の影響を受けた者というのが、さらに割り出してありまして、中退者が1,033人、休学者が4,205人と、合わせて5,238人もいるという報告がなされています。これ、10月末のデータですので、それから何か月がたっていることを考えると、さらに増えているんじゃないかというのが、今の全国の大学生の状況かということが思われます。

それだけ厳しい状況に置かれているのが、今の大学生、専門学生だということと言えると思うんですけれども、本町出身の学生さんがこういう状況に陥っているかどうかというのは正直調べようがありません。個々にお話しするわけにもいきませんし、ただ、全国でこれだけ発生しているということは、我が町の出身の学生さんが陥らないとも限らないという、それだけ厳しい状況にあるということもありますので、この辺の数字を聞いた上での考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　小堀教育長。

○小堀雄二教育委員会教育長　今、議員から中退者、休学者というデータ、これ、文科省、その他学生機構等のほうからも出ている数字です。これだけいるんだなという状況です。

今回、この給付金をするに当たって、何人かの学生とお話しする機会がありました。確かに厳しいですと。ただ、一方で、自分も頑張らないといけないと。自分で今までのバイトを変えた、変えざるを得ない状況の中にいる学生もいたようです。やはり、志を持って大学へ上がってきているので何とか卒業したいんだと。そして、次に生かしたいという力強く言葉を述べてくれた学生もおりました。

また、先般の成人式、こういった中でも学生さんもおりましたので、幾つかお話を聞かせていただきました。いや、上士幌の子供たち、頑張っているなと。

ただ、一方で、そういう子供たちだけではないと。特に今年は、大学を諦めて就職するとか、就職を逆に諦めて大学に行くだとか、何か双方向の動きになっているようです。それは、例えば、その就職に向かわないのは、中小企業の就職であれば、就職口がまずあまりないだろうという懸念材料。それから、大学のほうについては、やはり、その４年間の学費、受験から卒業するまでの金額、国立でいけば恐らく800万、900万と、私立の理系等に行けば、恐らく1,300万ぐらいはかかるだろうと。これをどうやって捻出したらいいんだという、非常に不安を抱いている学生も多々いるんだろうなと。

そういった中で、今、我々、例えば教育委員会一つ取って、こういった学生に対して、何かもっとアプローチする方法はないだろうかという、そういった気持ちではおります。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長）　６番、小椋茂明議員。

○６番（小椋茂明議員）　最初の質問の中で、保護者のほうで、教育ローン組んで工面しているというお話をしたんですけれども、この上士幌町の現状について調べられないかなと思って、私の質問の趣旨を説明した上で、上士幌町内２つの銀行とＪＡさん、データを提出することに協力していただいたんでちょっとお話ししたいと思うんですけれども、信金さん、信組さん合わせて合算して言いますと、令和２年度教育資金利用者が、今現在で利用しているのは６件、1,223万円、これに、時期的には多分これから多くなる時期、２月、３月から、これから例年増えると思うんですということで、はっきりしている見込み、相談があるのが、４件から６件あるというのが700万から800万だろうということを言っていましたので、銀行２つ合わせても10件で2,000万ぐらいは用意している、相談があると。

昨年度をちなみに言いますと、２銀行合わせて９件、1,100万から1,200万。当然１年では返せないと思うんで、昨年の人も、まだ返還しているだろうということを合わせると、２年度を合わせると20件、約3,000万近くが、保護者の方がローンを組んでやりくりしているというのもありますし、もちろんローンだけではなくて預貯金等の取崩しでやっている方、学資保険というのを積立てしたのから工面している方というのも相当多くいられるということで、その辺の内訳までは把握できないですけれども、定期預金あたりは、解約するのにどんな理由で解約しますかとも聞けないのでしょうから、それらも多分多く使われて、工面しているでしょうというお話をされていました。

また、ＪＡさんのほうではローン的なものはないんですけれども、組勘のほうから引き出して工面している農家さん多いということで、引き出しの名目程度は聞いているので、その辺のデータは取れますということで、教育的な要素で引き出しをしている方が、２年度で８件、1,500万はそれに使われているんではないかというのを考えますと、トータルでしますと、相当な金額を親のほうが用意しているという中で、プラスアルファ、学生さんはバイトを通して、少しでも親の負担が少なくなるようにやりくりしているのが、今の大学生の現状かと思われます。

この辺の数字も、町内の数字というのを調べたデータも含めまして、考え方を、町長とも両方のお考え方も聞きたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（杉山幸昭議長）　小堀教育長。

○小堀雄二教育委員会教育長　まず、小椋議員、そういって調べていただいて、情報提供ありがとうございます。

そういった可視化されたものが見えてくれば、打つ手も次、何となく見えてくるかなと思っています。

今年、がんばる学生応援給付金、90人いました。その中で町内の子供は、町内の学生が９割、それから町外が１割ということです。この町外の１割は、教職員のお子さんだというふうにおおむね認識しております。

そして、その90人、ちょっと見ていけば、全体の約７割が道内の大学、短大、専門学校、専修学校、残り３割が本州と。本州となれば行き来、今年はコロナの影響で、そんなに行き来はできていないんだろうと思いますけれども、志を持って、夢を持って歩んでいる学生がなかなか帰省もできない。札幌あたりも当然だと思うんですけれども、こういった学生が、今の給付金の事業としてはやりましたけれども、文科省のほうでも追加対策として行っている部分もあるようです。２件、３件と、今調べればあるんですけれども。

ただ、そういったことに、今、先ほど議員の質問にもありましたけれども、乗ってこない、乗れないという学生をどう救済していくかというのは、これはやはり、将来、上士幌町にとっても、そういった学生が、将来何らかの形でＵターンだ、Ｊターンだ、Ｉターンだというようなことで関わりが持てるということを大きく期待しておりますので、そういった学生が、生活で本当に今、本当に困っていると。経済的に困っているのか、精神的に困っているのか、いろんなその困り感があると思うんですけれども、そういった一つ一つの困り感に向き合えるような体制づくりが今後できていけばいいのかなと。

今でもいろいろ相談には乗るんですけれども、そんな対応がこれからもできていけばというふうには考えております。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中　貢町長　昨年というか今年度行っていた給付金については、あくまでもコロナ禍において、生活が困窮しているということに対する緊急措置としての給付金だということを、まずはご理解いただきたいなと、そんなふうに思います。

今でも、オンラインで大学に通えないというような状況が起きているということでありますけれども、これもまた、ある意味では非常に異常なことだと。やはり、特に高校生、高等学校といいますか、向学心の高い、強い、そういう高校を卒業した成人が大学で学ぶということは、単に教室で学ぶということだけではなくて、アルバイトもその一つでありますし、それから仲間との交流等々を通して、そして、社会人になるための勉

強がそこでなされていくというのが自然な形だろうというふうに思いますから、オンラインそのものもちょっといかがなものかなと、そんなふうに思っています。

そういった状況がいつまでも続くのかということで、そういった面での新たな政策というのは今後考えられるのかなと、そんなふうに思いますが、あくまでも大学生については、自分で稼ぐことや、あるいは親御さんの支援も必要だろうと思いますけれども、そういうことを通して、そこでは、やっぱり立派な社会人なり、たくましくなって、なおかつ、自分の希望がかなえられていくということになるのではないだろうかなと、こんなふうに思って、ぜひ生きるためにそういう苦難を越えてやるということも、学生生活の大事なところの一つだろうと、そんなふうに思います。

その意味では、コロナ禍という状況の中での政策であるということと、それから平常時に同じように支援をするのが、本当にそれが望ましい形なのかというようなことは、考える余地があるのではないだろうかなと、個人的には思っています。

今、教育長が様々なパターン含めて話しされておりましたけれども、そういったことも含めながら、本当にその学生たちが、将来ともにたくましく生きていくために何が必要なのかというのは、今後の検討課題とすべきだと、そう思います。

○議長（杉山幸昭議長）　６番、小椋茂明議員。

○６番（小椋茂明議員）　同じような形が継続でないにしても、こういう分野の人たちに、昨年、元年度９月の定例質問でも、私、質問させてもらったんですけれども、そのときも訴えさせてもらったんですけれども、やっぱり大変なんだというのがはっきりとしている時期のことですから、これについてその頃の答弁でも、何らかの対策が必要だということは答弁いただいておりますので、そんな中での今回、がんばる学生応援給付金が実現したのかなという思いもあるんですけれども、コロナじゃなくても大変だということをまず理解してもらいたいということと、あと今回、対象となる学校を、学校教育法に基づく大学を指定ということでやりましたけれども、もし、何らかの学生に対する応援が実現するとした場合に、対象となるのが学校教育法に基づく学校だけでいくと、今回も２件ほどちょっと漏れてしまったというのが、いわゆる、この学校教育法に基づく学校ではなかったというのがあったようで、ちょっと調べてみると、うちの町の該当になったのと同じかどうかは定かではないんですけれども、職業能力開発大学及びそれらの短期大学というのは、国、または独立行政法人、都道府県、指定都市が設置する大学でありまして、これらも含めて技能的な高専みたいなところも入ってこないかと思われるんですけれども、やはり学生というような同じような立場であっても、たまたまそういうふうに入っていて該当しなかったというお話を聞くと、大変残念にも思いましたし、

町村によっては、私、調べたら福岡県のある町なんですけれども、途中でそういう分野があることが分かったということで、変更をかけて、追加でそれらもいいですよということで、対象拡大ということで取り組んだ町もあるというのも実際あったようで、数いっぱいこの給付金やっていますけれども、多くはうちの町と同じように、いわゆる大学、学校教育法に基づくのを対象にやっていたというのが調べた中では多かったんですけれども、今言った能力開発大学に該当するというところも、初めから入れている市町村もありましたし、さっき言ったように後から追加して入れたということもありますので、ぜひ何らかの学生支援が実現するに当たっては、そういう同じような立場でも、くくりをもうちょっと柔軟に対応していただきたいと思いますので、そちらについても考え方ありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　小堀教育長。

○小堀雄二教育委員会教育長　今回、委員会の中でも話が出て、当初は、大学院を外すとかしていましたけれども、そういったものも対象になりますということで範囲を広げました。

学校教育法第１条、俗に言う１条校という中には、今議員おっしゃったような職業能力校だとかいう部分は該当しておりませんでした。

今回、コロナの緊急対策ということで、１条校という部分で限定はいたしましたけれども、このコロナが、今後どのような方向に向かっていくかによっては、その範囲も、改めてまた検討していく価値はあるのかなという考えではおります。

○議長（杉山幸昭議長）　６番、小椋茂明議員。

○６番（小椋茂明議員）　これから社会に出て、きっと社会に出るだろう未来ある学生さんが、そういう学生たちを引き続き応援する町、上士幌であることを願いまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　答弁いいですね。

○６番（小椋茂明議員）　はい。

○議長（杉山幸昭議長）　以上で、６番、小椋茂明議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

（午前１１時３５分）

○議長（杉山幸昭議長）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１１時３６分）

◇　江波戸　　明　議員

○議長（杉山幸昭議長）　次に、８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　教育現場に係るコロナ禍の影響の検証とその対策及び働き方改革についてお伺いしたいと思います。

私たちは、今日まで経験のないコロナ禍において、常に不安を抱えながら、コロナ感染症に対して工夫しながら、あらゆる予防対策を実行しています。

この状況において、義務教育における小・中学校での児童・生徒や認定こども園での幼児に対し、学習指導要領に基づいた教育課程の下、学級定数内による集団教育を基本とした学校運営を行っているところであります。

しかしながら、集団教育でのコロナ禍における管理においては、今までと大きく異なった学校管理体制が必要となっています。昨年より続いているコロナ禍の対策とその経験や情報を基に、コロナ禍を踏まえた新たな学校経営方針を持ち、教育を進める時期にあります。

国においては、公立の学校の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法に基づき、公立学校の教育職員の業務量の適正な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針の改正等を、令和２年７月に告示しました。

このことを踏まえて、コロナ禍における幼児、児童・生徒、保護者を取り巻く対応と課題及び学校教職員等における働き方改革の在り方と今後の進め方について質問いたします。

１点目であります。国の通知による全国一斉臨時休校の実施に係る対応と課題について。

１、児童・生徒及び保護者の家庭等における休校時間の課題。

２点目、学習指導要領に基づいた教育課程の推進状況と理解度の課題。

３点目は、ＧＩＧＡスクールに係る学校内での教育活用と学校、家庭間における利用の推進方針の確立であります。

２点目になります。児童・生徒等に係るコロナ関連に係る対応について。

１、児童・生徒に係るＰＣＲ検査、コロナワクチン接種に係る当面の動きと考え方。

２、コロナ禍の影響による家庭経済の状況と就学援助制度に係る準要保護家庭の認定基準の緩和。

３、認定こども園分室に係る未満児保育施設の大幅な改善。

大きな３点目になります。教職員の働き方改革についてであります。

１、義務教育学校の教員の勤務時間の実態と課題について。

２、１年間の変形労働時間制の取組の考え方とその具体的方針について。

３、少年団活動、部活動、地域活動等に関する勤務状況の課題について。

４、会計年度任用職員に係る学校運営専門員等の役割と身分保証について。

５になります。学校運営協議会、ＰＴＡ活動などに係る教職員の業務の軽減対策。

最後に、学校教職員に対するテレワーク等導入の検討についてであります。

これらに係る質問といたしますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　小堀雄二教育長。

○小堀雄二教育委員会教育長　教育現場に係るコロナ禍の影響の検証とその対策及び働き方改革について、江波戸議員のご質問にお答えします。

１点目の１つ目、児童・生徒及び保護者の家庭等における休校期間中の課題につきましては、例年のインフルエンザ等感染症による学級・学年閉鎖とは異なり、コロナという未知の疾病に伴う緊急事態宣言での学校臨時休業であり、不安等も多くありました。

４月20日から５月31日までの長期にわたる全校一斉学校臨時休業期間は、児童・生徒の健康、安全を第一に、学校と保護者との連携を密にし、５月18日からは分散登校を実施、６月１日からは一斉登校の学校再開となりました。

休校期間の対応としては、各学校で学習課題の作成や、家庭における検温等の健康観察依頼、また、体操や運動の参考資料を独自に作成し、各家庭に送付、さらに、週に１回、電話で生活や学習状況を確認いたしました。学校での対面授業が実施できない点を第一に、学習状況の把握、生活習慣の把握などが課題と認識しています。

２つ目、学習指導要領に基づいた教育課程の推進状況と理解につきましては、文部科学省からの年間の標準的な授業時数や学習進度についての考え方に基づき、３密回避を前提とした授業時数の確保を最優先といたしました。

小学校、中学校ともに、行事の持ち方や長期休業の削減など、教育課程を再編成した結果、共に次年度へ積み残しはなく、３学期はまとめを終了した後、さらに定着を図る取組を行うこととしています。

課題としては、学習内容の到達点の把握や長期休業期間の縮減による各種体験機会の減少などが挙げられますが、各校とも、指導内容の精選や時数の持ち方について、児童・生徒や保護者に丁寧に方針を示したことで、今回の対応はご理解いただいていると認識しております。

３つ目、ＧＩＧＡスクールの校内での活用と家庭における利用につきましては、文部科学省がコロナ禍における学習保障として、構想前倒しの方針の下、本町では早い段階

で、児童・生徒１人１台に端末を配付し、学校内のネットワーク環境の整備も進めてまいりました。

今年度新たに配置したＩＣＴ推進教諭と各学校の推進委員会が連携し、学校内での活用に向けた教職員研修や家庭でのタブレットの使い方を作成したところです。

また、欠席した児童・生徒の学びをサポートするため、上士幌中学校においては、授業のネット配信も試験的に実施しているところです。

収束の見えない中、子供たちの学びを止めないためにも、現在、自宅への端末機の持ち帰りについても試験的に実施し、併せて、家庭におけるネットワーク環境の調査、整備に努めているところであります。

２点目の１つ目、児童・生徒のＰＣＲ検査とコロナワクチン接種につきましては、今月の広報やホームページ、また、折り込みチラシでお知らせしたとおり、町民を対象に、新型コロナウイルス検査費用の助成が行われることになりました。

ＰＣＲ検査は、検査時の状態のみが判明することから、風邪症状等がある場合は、早期にかかりつけ医等に相談するよう、保護者等に啓発しております。

また、ワクチン接種については任意接種ですので、国や道、医療機関の専門機関の考え方を注視しながら、町の保健福祉部局や地元の医療機関とも相談しながら適切に対応していきたいと考えております。

２つ目、家庭経済の状況と準要保護家庭の認定基準につきましては、コロナ感染の収束の兆しが見えず、社会全体の活動が停滞しており、家庭における経済状況も厳しくなっています。このため、昨年６月には、学校臨時休業に伴う学校給食停止による保護者負担軽減を図るため、令和２年度就学援助認定世帯に対し、学校給食費相当額を支給いたしました。

就学援助制度については、必要に応じて要綱の見直しを行っており、令和２年度は、新型コロナ感染症の影響により、休業、離職などで収入が著しく減少した世帯に対し、直近の収入状況を勘案した緊急的な支援を行うこととし、２件の申請があり、認定、支援を行いました。

就学援助申請は随時受け付けておりますが、緊急的支援の案内と併せて、改めて児童・生徒を通じて保護者に周知しており、基準の緩和については、コロナ禍における経済状況や社会情勢なども鑑み、引き続き検討してまいります。

３つ目、認定こども園分室の改善につきましては、ゼロ歳からの乳幼児の保育室として、現在、11名が入園しています。保育時は、子供との接触が避けられないため、テーブルや玩具等の小まめな消毒を、これまで以上に注意しながら取り組んでいるところで

す。

入園者の申込み増により、15名の定員を上回る場合は、部屋の面積や職員数の問題もあり、一時的に入園をお待ちいただく場合も考えられます。こうした課題の解決に向け、昨年12月に、子育て支援ワーキンググループを立ち上げ、子育て支援を拡充する施策の一つであるファミリーサポート事業の見直しと機能拡充のための協議に入ったところです。

３点目の１つ目、義務教育学校の教員の勤務時間と実態につきましては、昨年２月からタイムカードを導入して、出退勤、職種別、世代別等に分類してその状況を把握しています。

昨年６月の学校再開後の超過勤務実態として、小学校は平均42時間50分、中学校は37時間50分、45時間以上の超過勤務教員は、小学校で８名、全体の35％、中学校では10名、全体の56％でした。昨年12月では、小・中学校とも、平均超過時間は25時間となっています。

学校における働き方改革は、学校はもとより、国、地方自治体、さらには家庭や地域を含めた関係者が、それぞれの立場で解決に向け取り組むことが重要であり、町では、上士幌アクション・プランを作成し、タイムカードの導入や学校閉庁日の設定、留守番電話設置、印刷物等の作業軽減等により、業務に専念できる環境整備等に努めております。

２つ目、１年単位の変形労働時間制につきましては、一昨年12月に、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が改正され、また、その後の規則や指針により、昨年12月、北海道議会は、札幌市を除く道内公立校で、労働時間を１年単位で調整する変形労働時間の導入を可能とする改正条例案を可決いたしました。

北海道教育委員会では、今年４月１日から、選択的に活用できるよう準備を進めていると伺っています。教育委員会といたしましては、導入した場合のメリットや割り振りに関わる課題などの検討が必要であり、道立学校での展開を見極め、導入の有無も含め判断していきたいと考えております。

３つ目、少年団活動や地域活動等における勤務状況の課題につきましては、現在、少年団活動に従事している教員は小学校に９名おります。今年度は、コロナ禍で多くの大会が中止となり、大会引率の負担は軽減されているものの、平日や休日の負担があるのが実情です。

また、中学校の部活動は、教員のほぼ全員がいずれかの部に所属しており、超過勤務の一番の要因となっています。このため、部活動の指針を策定し、負担軽減に努めてい

るところです。

４つ目、会計年度任用職員に係る専門員等の役割と身分につきましては、豊かな見識と卓越した指導技術を生かし、学力及び体力の向上、学校改革プラン、ＩＣＴ推進、教育魅力化、読書推進、地域協働などの分野において多様な人材を登用しております。

今後も、意欲を持ってそれぞれの持つ卓越した技術が各職場で発揮されるよう、環境整備に努めてまいります。

５つ目、学校運営協議会やＰＴＡ等に関する活動につきましては、地域住民や保護者との連携、協働を基本とすることから、会議等が夜間に開催されることも多くなります。

そのため、担当教職員間の情報共有を密に行うことで、会議出席者を最小限にしたり、出席した教職員は、正規の勤務時間を超えた部分を勤務時間の割り振りにより調整するなど、負担軽減に努めているところです。

６つ目、学校教職員へのテレワークにつきましては、感染症予防の観点から労働安全衛生法等に基づき、教職員の健康配慮として、臨時休業期間中及び長期休業期間中に、在宅勤務や時差出勤を進めたところであります。

ご質問のテレワークは、在宅勤務のほか、モバイルワーク、サテライトオフィスも対象となり、コロナ禍の中において導入している民間企業もあると聞いています。働き方改革の一つとして、学校現場へのテレワーク導入が可能なのか、国や道の動向を踏まえ、様々な角度から検証や考察が必要と考えています。

コロナ感染症の実態はまだまだ解明されておらず、今後も、子供たちの安全・安心に留意しながら学びを止めない取組を進めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（杉山幸昭議長）　８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　ただいま教育長から、津々いろんな説明を受けながら、かなりの部分については、質問含めて、一定程度、私も理解できるかと思います。

本当に、さきに改正給特法なり、先般も12月段階で中教審の答申を含めて、休暇等の在り方なり、これからの学習、子供たちの教育現場の在り方、学校の在り方含めて、大変大きな改革が、今年度を境として発信されたのかなと認識しております。

まして、コロナ禍の中でこのような大きな改革でありますから、きっと学校現場等についても、かなり困惑した部分あるかなと思いますが、コロナ対策については、今、教育長からあったように、先ほども対応もあったように、本当に無事、今のところは頑張ってもらっているなと、そんな意味では大変感謝するところであります。

ただ、さきに、コロナ禍についての問題については、国の通達で、緊急課題の点検と

いう部分を含めて、一斉休校を行ったという部分については、国のほうも全てではありませんが大きな課題に残してしまったなと。この在り方についても、一斉がよかったのかどうかという問題もありますし、北海道の中も、やはり一斉とか地域特性とかそういう部分があるかと思いますけれども、まず、この一斉休校ですね、発信した段階での学校とか教職員の関係、それから保護者、児童に与えた影響とか、非常に困惑した中で僕は出発したのかなと思っています。

まして、新１年生については、１週間足らずの登校以降、かなりの休みになったという部分で、非常に、せっかく学校へ張り切った部分とか含めて、そういう問題もあったと思いますし、当然家庭においては、働いている保護者等がいますから、この休暇中の在り方とか、いろいろな困惑もあったというふうに認識しています。

もう一つは、学校給食等の関係等も含めて、地域の業者にもかなり影響あったのかなと認識しながら、我々についてはこういう在り方について、教育委員会の中で、これから発信する一定程度の長期にわたるような休校については、独自の判断で僕はすべきではないかと認識しているところであります。

とりわけ、今回、認定こども園の部分については、こういうことを避けながらとありますけれども、かなりの保護者が登園をさせなかったという部分聞いていますけれども、一定程度、一斉休校、ある程度長期にわたるだろうという推測される在り方について、教育委員会のほうでどう考えているか、これをまず１点目、確認させていただきたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　小堀教育長。

○小堀雄二教育委員会教育長　初めに、このコロナが感染拡大をして、知事からのコメントがあり、全道一斉に要請をするといったときには、私もそうですけれども、管内の教育長も、どうしたものかということ。そして、これがどうなっていくんだろうかと、まず、この不安から入りました。いや、これは、いかがしたものかなと。

ただ、当時は、その要請、要望は、やっぱり受けなければいけないだろうと。まず、学びというよりも、健康を担保するためには、まず止めなければいけないだろうという考えの中で過ぎました。

ただ、それから月日がたって、厚労省、そして文部科学省の考え方は随分柔軟になってきました。例えば、コロナ感染症にかかった場合においても、特定の教室を閉じるという考え方。学校一斉ではなくて、できる範囲の中で学校は再開して進めるべきだという声もあります。

現在、そういった考え方に基づいて、今後、もし、同じような事態になった場合につ

いては、学校の設置者の判断になりますので、そして、設置をする責任の側の問題でありますので、学びを止めないような工夫をしながら、学校は継続できればなという考えではおります。

○議長（杉山幸昭議長）　ここで休憩といたします。

再開は午後１時といたします。

（午前１１時５７分）

○議長（杉山幸昭議長）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　１時００分）

○議長（杉山幸昭議長）　８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　先ほどの教育長の答弁の中も含めて、学校の一斉休校というのは、やはり地域にも、当然学校関係者にもかなり影響を残すという部分ありますから、やはり状況を確実に捉まえながら、一斉休校なり、その発信の仕方については十分に対応していただければと思っていますし、また、認定こども園の部分についても、十分にちょっと今、回答がなかったんですが、回答の仕方についてとか、登園させている理由とかそういう部分を鑑みながら、適宜、集団発生の恐れのある部分については対応いただければと思います。

これについて、まず１点、簡単にいただきながら、次に移っていきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（杉山幸昭議長）　小堀教育長。

○小堀雄二教育委員会教育長　答弁漏れがあり、申し訳ありません。

認定こども園につきましては、幼稚園型については、学校教育同様、臨時休業という形を取らせていただきました。一方で、保育型の子供たちについては、児童福祉施設であるということから、国・道のほうから、感染防止対策を講じながら、極力開けて対応してほしいということがありました。

それらに基づいて、課長含めて、園の中で感染防止策を取りながら、例えば、子供たちが登園する場合の入り口を１か所に集中させないだとか、それから、マスクの話もあるんですけれども、手洗い、それからうがい、そういったものを徹底しながら、認定こども園につきましては進めてまいりました。

○議長（杉山幸昭議長）　８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　そういうことを含めて、よろしくお願いしたいと思います。

次に、長期休業期間の教育課程の部分で、学力なり、体力、学習状況の部分と生活習慣という部分で、それはきちっと、きっと今回も含めて、一定程度対応したのかなというふうに認識しますが、非常に今回、そういう休業によって、休校によって遅れを取っている部分では、何かを短縮した部分があるのかなという認識します。

教科書については、滞りなく終わったなという認識ですけれども、その習熟度等を含めて理解度、それから子供の個性によっては、いろんな野外活動なり、体験学習なり、発表の場含めて、なかなか時期を逸したり、機会を逸しているのかなというふうにあります。

子供たちは、そういうところでかなり自信をつけながら、学習の自分の不安をなくしながら一生懸命頑張って、登校という部分がありますけれども、特に、学習の不安というのは、やはり不登校になってしまう懸念がかなりあったんではないかと思います。

こんなことについては、これからまたきちっと新しい学年に向かって、学期に向かって対応していく形になると思いますけれども、できれば、難しいことかどうか、ちょっとこれから35人学級が発信されたり、段階的でありますけれども、そんな形と、あと高学年を中心とした担任制、単科制の専任の教科担任の制度が入ってくるなというふうに認識していますから、その中で特別な部分で、教科によっては習熟度別の教育も必要になってくるのかなと。特に、中学校あたりは、そういう形で対応していかないと、次のステップというのは非常に難しいという。

置いていかれるわけではないと思いますけれども、そういう部分がありますけれども、このことを含めて、求める姿としては、35人学級という部分は、一つの過程だというふうに僕は認識していますけれども、文科のほうで、当面令和７年までに、段階的に35人学級とありますけれども、本町は先立って進んでいますので、１つは、目標は30人学級だろうというふうに認識しています。

そんなことを含めて、習熟度と30人学級に向けての考え方について、教育長のほうの考え方を問いたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　小堀教育長。

○小堀雄二教育委員会教育長　まず１つ目ですが、臨時休校になってからということで、一番最初に危惧したのは子供たちの健康という部分です。

やはり、子供たちが学校の中で、健康な環境の中で学びを進めていくということは、教育の最大の目標ではないのかなと思っております。

そして、２つ目に、学校は、ただ単に、国語、算数、生活科を学ぶ場所だけではないということで、大きく懸念したことが、臨時休校中に懸念したことが、子供たちの関係

です。関係保障、社会保障という部分が非常に気になりました。

子供たちは、学びと生活の共同体と。仲間だとか、時間だとか、空間だとか、場だとか、そういった文化を育てる場だと思っています。それが、臨時休校によって奪われたと、できないという実態。

そして、子供たち、健康づくりのために外に出て体を動かしていいんだよと、少人数で体を動かしなさい。そういった活動をしてくださいと。は言うものの、世間の目は、なかなかそうは向いてくれないと。「子供たちが遊んでいる」と、という連絡。そうすると、子供たちが、また動きづらくなっていくという部分。これらについては、非常に子供たちのメンタル面が気になりました。

その後、いろんな形で、こちらのほうから動画配信等々しながら、子供たちが家の中や、また、家の前でできる取組なんかもさせていただきました。

そして、３つ目は、やはり学力の保障という部分になります。当初は、文科省のほうからも、これといった指示というか通知文がありませんでしたが、たしか、５月15日だったと思うんですが、こういった部分に配慮しながら進めてくれという文書が来ています。

１つは、例えば、小学校６年生、もう２月、３月から動いていましたので、小学校６年生等については、次の学年、すなわち中学校１年に極力積み残しがないようにということ。ただ、それ以外の学年については、これは、内容によってはまたいでもいいんだというお話がありました。ですから、そこの部分を、臨時休校中に各学校長、そして教頭、教務の先生方と協議をさせていただきました。

そして、６月１日から学校が再開になりました。もう既に、５月の中旬からは分散登校、曜日を分けて子供たちが登校する日が設定されていましたけれども、幾つかシミュレーションを取りました。幾つかシミュレーションを取った中身があります。例えば、小学校の６年生を一つ例に取りますと、前年度までの未履修が、小学校６年生で41時間ありました。それについては、学校再開になってから取り戻すべき、答弁にも書きましたけれども、まず学校に今度出てきたら、学習の課程をきちっと踏まないといけないだろうということで、まず学習を中心に考えました。

そうなると、当然減るものが出てきます。どんな部分を削減したのかちょっとお伝えしていきたいなと思っています。

削減したのは、国や道が示している３密になる可能性のあるものということです。３密がなかなか回避できない、学校の中での社会活動がなかなか難しいと思われたものが、１つは児童会です、小学校は。児童会の時数が28時間あったものが、６月再開からは半

分に落としました。

また、クラブ活動、これは子供たちがいろんなやってみたい、そして先生方ができるクラブ、野外活動だとかいろいろあるんですね。家庭だとかあるんですけれども、これらについても、やはりあの当時、まだ実施するという判断には至らないということで、クラブ活動については落としました、全て落としました。

そして、学校行事。ここがやはり大きいです。学校行事については、体育祭、運動会、文化祭、学習発表会、遠足、それから社会科見学等々も含めて、ここの時数を39時間あったものを19時間に落としました。そして、運動会については、運動参観日ということで保護者に学年ごとに集まってもらったり、例えば中学校であれば、体育祭と文化祭を併せて学校祭という名称で、子供たちに活動の場、活躍の場、協働の場を提供させていただきました。

そういったことによって、合わせて実は128時間ほど、今年度に入ってから不足していたんですけれども、こういった削減を通して、今年の年度末には、全てその教科の内容については到達する見込みであります。

なおかつ、例年騒ぐのが実はインフルエンザです。インフルエンザよる臨時休校です。こうなってもいいように、または天候不順で学校が開けないという部分も、５日、６日取ってあります。

そして、もし、そういったものがなければ、３学期後半になろうかと思うんですけれども、今までできていなかった活動、これも３密を回避しながらということになるんでしょうけれども、いろんな子供たちの活躍の場を考えていくというのが現状になっています。

また、どういったもので、これをじゃあ確かめていくんだろうと。子供たちの学びの理解度がどうなんだろうかというのは、私も非常に気になるところではあるんですけれども、単元ごとに単元テストを行っています。それで、子供たちが、単元別にどういった部分が解けていて、どういった部分が、またできていないのかというような部分が一つ検証されます。

併せて、議員もご承知だと思うんですけれども、３学期にＣＲＴのテストがあります、民間の。これ、全国の多くの学校で取り入れているものであって、学習指導要領に沿った中身の学習が、１年間通してできているかというようなテストになります。１、２年生は国語と算数だけ、それから５、６年生は外国語が入っているんですけれども、３、４年も含めれば主要５教科と。それから中学生に対してもそういったものがあります。

こういったものが、中学校では３月の頭に行われます。小学校において１月の下旬に

既に終了しておりまして、それらを検証しながら、子供個々が、どこの部分が今落ち込んでいるのかという部分を把握しながら、残っている期間を学習時間に充てるという話を伺っています。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長）　８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　ただいま伺った中では、一定程度適切な、非常にコロナ禍の中で、窮屈な授業体制の中で頑張っているなというふうに認識させていただきました。

ぜひ、そのような形で対応していただければありがたいと思いますが、本当に、落ちこぼれているという部分の言い方はちょっとあれですけれども、やはり学力等対応できていない子供について、習熟等について今ちょっと回答がなかったんですが、やはりそういう導入の仕方も学年によったり、教科によっては対応していただけるかなという認識も重ねてしたところですけれども、併せて、後でそれも経過は別にしても簡潔にお願いしたいと思っています。

あと、今年から、コロナのことを含めてかなり前倒しで全国に、ＧＩＧＡスクールという形でのタブレットなりそういう配置がされて、多大な予算の活用という部分もありますけれども、僕はこの部分について、学校が学校の中でＩＣＴ担当等含めて、先生方の協力の下、円滑に動くんだろうと思いますけれども、家庭との関係について、学校については、後で一斉休業の形の、休暇の取り方の形もちょっと出てきますけれども、家庭と学校の、せっかくＧＩＧＡスクールで配置した家庭環境の部分含めて対応する中では、やはり今までの電話とか時間の中、含めてでなくて、一定程度の情報交換をしながら、家庭との連絡、それから欠席、遅刻含めて、また判この問題を含めて対応できるのではないかと思っていますので、ここら辺で、ＧＩＧＡスクールの家庭との連携の在り方含めて、これからはどういうふうに考えているかなと。

それから、どういうふうに家庭環境が整備されてきているかなという部分もちょっとありますので、こういうことについて、やはり均一した中で取り組まないとなかなか難しい問題ありますので、家庭との対応については。そこら辺について、考え方をお願いしたいという部分と。

それから、ＧＩＧＡスクールの中でちょっと僕も心配なのは、本当に小さな子供から、今、タブレットを触ったり、いろんな課題、目の前にあるものをおもちゃ代わりと言ったらあれですけれども、なじみ始まってきているなと思います。

そんな中で、先般、ＮＨＫ等でもありましたけれども、眼軸近視という部分が、かなり子供たちの中にも増え始めてきたり、大人の中でもそういう状況があるというのがあ

ります。ですから、我々の時代にも経験していないような、そういう近代的なスマホ等含めて、タブレット等含めて、それによる疾病もかなり懸念されているというふうに認識しています。

そんなことを含めて、近視の子供たちも増えてきているという情報を得ていますけれども、これに対して、家庭の一つの負担の中には眼鏡の対応という部分。それによって、見えないことによっての教科の進め方とか、席の位置づけとか、そんなことも学校の中であるんではないかと思いますから、一方では、その弊害も含めて対応していく中で、眼鏡に対する購入の補助とか、そういうことも今後、考えていく必要があるかと思いますが、この２点について考え方を問いたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　小堀教育長。

○小堀雄二教育委員会教育長　ＧＩＧＡスクールについては、2023年が終了年度だったものが前倒しになったということです。

新しい学習指導要領の中で主体的・対話的で深い学びと、そして、グローバル社会に対応できる日本人を育成していくんだと。答えのないこれからの社会に、自らが答えを出していくんだといったようなものが、そのＧＩＧＡスクール構想になります。

問題は、ただ単に端末を子供１人１台に渡して、そして、Ｗｉ－Ｆｉの環境をさえ整えれば、そのＧＩＧＡスクール構想が終わるのかといったら、そうではないと。それで終わったら、ただの運用で終わってしまって制度化にならないだろうというふうに考えたときに、今、議員指摘があったとおり、当然学校でもそうですし、学校外でもこういったものの活用。また、社会教育、生涯学習課の中でも行っていますけれども、そういった中でも、子供たちにいろんな情報教育を進めていかなければならないと思っています。

保護者の中には、あまり使わせたくないと、家庭の中でというのもあります。というのは、実は、前回でしょうか。就学援助世帯、それから就学援助世帯ではないけれども、Ｗｉ－Ｆｉの貸出し等について、今、１件、１件、個別にいろいろ話をさせていただいています。その中では、ほぼ大方それに賛同いただいて、環境整備、今進めていますが、中に複数件、そういったものは家庭ではやらないというのもいます。そこは、以前に議員さん方からもお話あったとおり、丁寧に、丁寧にというお話をさせていただいています。

これからは、この後、きっと働き方のことも出てくると思うんですけれども、先生方の働きの中でも、こういったものが活用されることは、きっと有効じゃないかなと思っ

ています。

ただ一方で、いつでしたか、参議院の本会議の中で質問がありました。子供たちの視力の問題が出ていました。来年の文部科学省の予算要求書の中には、そういった調査研究という部分もあります。

子供たちが、ずっと画面を見ての学習はあり得ないです。学校の中でそれはないです。ハイブリット型に、きっとなっていくんじゃないかなと思っています。端末を使う場面もあれば、端末を使わないで、対面できちっと行う部分もあるということになります。そういった指針が文科省のほうからも出ています。何分使ったらどのくらい休憩というか、対面型に戻しましょうと、そういった個々の詳しいような情報も、今、入ってきています。

そういったものは、学校現場においても当然理解はしていますし、教育研究所のほうでは、子供たちが家庭で使うタブレットの使い方等についても要綱を作成して、今、保護者のほうにも配付をしているところです。ただ、配付したから、それができるかということになると、それはちょっといささか疑問だなと思っています。そういった意味では、もっともっと、この端末の使い方、テレビゲームだけの使い方じゃないんだよという話もしていかないといけないと。

さらに、この機会ですので、子供ってすごいんです。強い子は強いです、裏を入ってきます。ですから、通常であればＡＩが判断をして、ここから先に行けないようになっているはずなんだけれども、くぐるという部分があります。

そういった部分に対応できるように、子供たちが規則性ある生活の中で、こういった端末を使いながら、広い意味で学習を進めていくために、新年度の中では、さらに強力なビッグデータというような力を借りながら、子供の例えば学習、端末を使う時間の制限、これ、学年によって違うと思うんですけれども、こういったものが組み込めないかということで、予算のほうでも少し計上という部分を考えております。

○議長（杉山幸昭議長）　８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　端末の部分も含めて、やはり子供の健康という部分と、それから先ほど言ったように、眼鏡というのは結構コスト高いという部分ありますから、こういう支援も考えていく。

学校環境も含めて地域の子供たちを守るという、一つの大事な、僕は視点だというふうに認識していますから、一定程度の規制の仕方と、それからもう一つは、やはり守っていく。家庭的な負担を軽減させていくという部分も必要だと思いますので、その点についてまたよろしくお願いしながら、次に、働き方改革の部分について、考え方につい

て対応していきたいと思います。

１点目は、大きな課題については改正給特法で、１年間の時間外についてまとめ取りすると。長期で夏休み、冬休み等を含めて、そういう期間にまとめ取りするという。今まで、一定程度、教職員の給与については４％の範囲の中で頑張ってくれと、簡単に言えば、そんな対応をしていたと思うんですけれども、大きく変わったという部分では、ここにありますし、もう一方、中教審の答申の中でも学力の問題等を含めて、教育課程も含めて、一方ではかなり関連するし、業務が多くなってきているかなと、対応する部分が多くなってきているかと思いますけれども、そんなことを含めてこの扱いについては、さきに道教委としては、条例、それから規則等を含めて対応しています。

９月でしたか、９月９日付で、きっと教育委員会のほうに来ているかと思いますけれども、来年度から、こういう一時的な１年間の変形労働時間制の取組についてやりますかという質問があったと思います。これについて、教育長、教育委員会としてどのような回答をしたのか。それに対して、回答に対応して、校長、それから、また教育現場で働く職員からどのような対応と聞き取りをしているのか、現状。

早ければ、来年度４月から発信する。道は、もうそんな形で段取りしていますけれども、今回、条例の改正とか規則の改正という部分がないようですから、この件に関して。４月１日からはしないんだなと思いますけれども、これから、ここら辺しっかり対応していかんならない学校と、それから教職員の立場含めてしていかないと、本当、絵に描いたぼた餅になってしまうという認識も僕はしていますから、ここら辺について、経過と若干お話し聞きながら、次の質問に移っていきたいと思います。取りあえず、ここのところ、よろしくお願いします。

○議長（杉山幸昭議長）　小堀教育長。

○小堀雄二教育委員会教育長　道教委のほうからの紹介がありました。

それについては、当時、こういった働き方もあるんだなと、こういった先生方の負担軽減を図る方法もあるんだなということから、実施をするというふうにして回答はしました。

しかしながら、その回答の後、１年単位の変形労働時間制をよくよく見ていったときには、まだまだこれは課題があるなというふうに認識しました。

まず、１つは、先生方の在校時間等の管理がきちっとできていかないといけないと。上士幌町については、去年の２月からタイムカードを導入して出退勤管理はしています。しかし、１年単位の変形労働時間制を導入するとなると、例えば、平日、今７時45分ですね、勤務していますけれども、忙しい時期には、最大10時間まで勤務させてもいいん

だというのが変形労働時間です。そして、そのオーバーした時間が、夏休みまとめ取りをするというのが変形労働です。

これは、半年、半年でやる方法もありますし、１年単位で見ていく方法もあるんですけれども、仮に短期的に見ていった場合に、その先生方の、今度は勤務管理が必要になってきます。今は７時間45分の勤務ですので休憩時間45分となります。しかしながら今度は、やった場合、それが８時間を超す、９時間、10時間となった場合については、８時間を超える場合については、今度は休憩時間60分ということになってきます。それらをきちっと明確に可視化できるかという、１つがまずあります。

それと、この制度自体は、学校全てに対応させてもいいし、教職員個々に対応してもいいというふうになっています。ですが、先生方の今の状況を見たときに、年休の取得状況等を見たときに、果たして、こういったことを、今早急に決めていいものなのかというのも１つあります。

そういったことで、今、議員お話しになったとおり、そういった動きについては、北海道教育委員会も、道立学校に強制するものではないということ。それから、市町村教育委員会に対しても、働き方の方策の一つとしてお示しをするということでしたので、ここはじっくり先生方と、これ、働き方に関することなので、学校長を通して先生方との話合いも当然必要ですし、それから職員団体、こういったところも十分協議をしていかなければいけないなと考えています。

ですから、４月当初という考えではなくて、様々な状況を見ながら、いろんな情報を集めながら、先生方にとって一番いい方法を考えていければなというふうに考えております。

○議長（杉山幸昭議長）　８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　今ありましたように、この問題は、一朝一夕で解決できるものではないなと思います。

今、このままにしておくと、従来前の働き方になってしまうというのがありますから、今の答弁では、ちょっと前向きなような感じはしますけれども、当面今までどおりやっていくよというふうにちょっと認識する部分ありますけれども、一定程度、検討していきたいという部分等ありますし、当然、教職員組合等を含めての団体もありますから、そういう取扱いについても非常に難しい部分あるかと思いますけれども、僕はやっぱり、懇切丁寧に対応していかないとならない課題かなというふうに思っています。

とりわけ、子供の学習なり体験なり、いろんな意味では、教職員の、また部活とか少年団活動とか、いろんな意味で、また一方では、地域活動も含めて協力をいただきなが

ら対応していくという部分になりますけれども、やはり限られた時間の中で、７時間45分という一つの中で、対応できる部分ではないなという部分は我々も認識しますから、そこら辺はやっぱりきちっと対応していくという部分と、それから、今ありましたように７時間45分超した部分の休憩時間の在り方。

今までは、学校の中に休憩時間というのはないよという認識あったというふうに思いますけれども、これについては、やっぱりきちっとした対応も必要になってくると思いますし、学校自体、一般論として大変申し訳なく思いますけれども、持ち帰りという部分を含めて、持ち帰り業務なんかも、結構点検しづらい部分とか、こういう部分がきっとあるんだというふうに認識します。

ただ、このまとめ取りをしてしまうと、長期休暇、夏休み、冬休み含めてそこでの部分と、どうしてもまだ、年次休暇等の消化も十分でない先生もいるかと思いますし、先生によっては、また、この冬・夏休み中に部活に専念せざるを得ない、研修に行かんならないとか、いろんな部分がありますから、そういう大きな目で考え方を整理しながら、懇切丁寧な中で、教職団体なり、校長なりの協議を受けて、なるべく早い段階で、町として方向性をきちっとしたほうがいいのかなというふうに思っているところであります。

そんな意味で、この条例規則の、いつ頃着地するかという部分も含めて、そろそろ考える時期になってきているんじゃないかという認識していますから、その１年間、これをコントロールしていくという部分が非常に難しいという部分ありますから、特にコントロールする部分は、やはり校長、それから教頭を含めて管理職体制の中できちっとしていかないと、やはり大変なことになると思います。

僕は、これは、一番要になる教頭職の仕事についても、かなり加重になって負担になってしまうという認識していますから、もし、ここら辺のことを含めて、中間管理職の在り方を含めて考え方がありましたら、時期的な部分と、それから協議、対応と、それから当然保護者、少年団関係等を含めて多様にわたった部分ありますので、この考え方についてあれば、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　小堀教育長。

○小堀雄二教育委員会教育長　１年単位の変形労働時間制については、トップダウンで教育長がということにはならないと思います。

今お話しになったように、職員団体、それから教職員個々にも関わってくることなので、恐らく４月、もしかしたら、どこかの道立学校、またはどこかの市町村教育委員会が先行するだろうと。聞いている話によれば、ないだろうという話も聞いているんですけれども、ただ、それも含めて、かなり肉厚なものになっていますので、今、何月くら

いという話がありましたけれども、状況を見ながらという部分で、ここはちょっとご理解いただければと思っています。

もう一つ、そこなんですよね。出退勤管理する、今度、教頭先生の業務が非常に増えるということです。これについては、地方教育行政の組織の運営に関する法律の一部改正がありまして、事務職員の業務の在り方が変わってきました。今までは、学校の事務をつかさどるという部分があったんですけれども、そうではなくて、一歩進んで、学校経営に参画してもらうんだという部分の書き出しがあります。

既に、町内の小と中の事務の先生には、今まで教頭先生がこういった業務を担っていたけれども、今後こういった業務も考えられると。今、具体的には申し上げませんけれども、考えられると。ペーパーを渡しながら打合せをしております。ああ、そういうことも可能ですねとなります。

そうなると今度は、もしかしたら事務職員の業務の負荷がかかる可能性があるといったようなこともありますので、そこは、町費の校務支援員、もともと事務補助といった方々なんですけれども、そちらのほうに今後振り分けていくと。そして、業務の平準化を図っていければなというふうに考えています。

なお、１年単位の変形労働時間制については検討しますという話はしましたが、１か月単位の変形労働時間については、既にもう行っております。

例えば、どんな部分で調整しているかといえば、勤務時間外の保護者との対応がまずそれに当たります。それから、校外活動に対する打合せ等もそうです。ＰＴＡの活動等についてもそうです。そういった時間を割り出して、基準日をもって、前２週、後２週の４週の中で割り振り変更をすることで負担軽減を図っていると。ただ、これが本当に負担軽減になっているのかといえば、これは疑問な部分があります。

そういうこともあって、上士幌町教育委員会では、独自に先生方のアンケートを取りました、昨年10月に取りました。先ほどありましたけれども、学校の先生方って、実は12時から１時まで、12時から12時45分までの休憩時間ではないんですね。12時から12時45分というのは給食指導なんです、給食指導ということは先生です。教員免許を持っているのが指導しなさいというふうになっているので、そこは指導の時間になります。

ですから、先生方の休憩時間は、小・中ともに15時40分から16時25分までの45分間、この間です。ですから、この時間帯に、本当に休憩を取れているのかということです。

聞いてみました。「おおむね取れている」、12.7％、それから「取れている日もある」、43％、合わせて55.7％、「全く取れていない」、36％、ここだと。やはり、ここの部分じゃないのかなと思っております。

そして、自分の仕事量が多く、日常生活や家庭生活を犠牲にしていると思うかいと。「思う」というのが45％の先生が思っているようです。「いや、そうじゃないよ」というのは21％いました。

上士幌町教育委員会では、教職員の働き方改革プランをつくっております。大きく４項目で行っていますけれども、その中で、先生方にとって業務負担軽減になったものは何ですかと聞いてみました。

まず１つは、これも議会へ承認を得て行ってよかったなと思っているんですけれども、留守番電話ですね。要するに午後５時以降、外部からの電話は入れないようにしました。そして、保護者に丁寧に説明しました。何かあったら教育委員会のほうにも連絡くれと、子供の命に関わるものがあれば警察だとというふうにさせていただきました。これが一番大きくて55％ありました。

それから、学校閉庁と。聞き慣れない言葉ですけれども、学校の先生方、長期休業中にまとめ取りができるように学校を閉じると。これは管理職も含めてです。それらについては、もう26％の先生がこれは助かったということ。

また、部活の話もありましたけれども、部活動ガイドラインをつくりました。週に１回、プラス土日１回休むと、これも負担軽減になったと。なおかつ、今般では、スクールサポートスタッフですね、コロナ対策として消毒する方々。これは、もう今、入れています。こういったものが、先生方にとっては、プラスになっていますという話を聞きました。

先生方、一人一人どうなのって、超過勤務減らしたいと思うかいと聞いたところ、75％が「減らしていきたい」という答えを受けています。ここらに注目をしながら、教育委員会、今まで進めてきている部分あるんですけれども、もっともっとできる部分があるんじゃないかなと思っています。

子供たちの学習を支える先生方の健康だとかストレスチェックも踏まえながら、臨機応変に対応をしていければなと考えております。

○議長（杉山幸昭議長）　８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　現場の声を聞きたかったのは、アンケートを含めて、今、紹介いただきました。

また、改めてそういうデータがあれば、我々についても安心して対応できるなという部分ありますし、課題についても、分かりやすく認識できるかなというふうに認識しております。

学校も、うちの町も地域との関係も含めて、学校を支えていくという一つの大きな力

はそこにあるという部分で、コミュニティスクールとかあります。

先般、余分な話か知りませんけれども、高校の僕、学校の関係の委員やっている関係で、校長に来年どうしますかと言ったら、やはりかなり苦慮していますと。この制限された中で、先生方の休暇を確保していく。これは大変苦慮しているというふうに聞いていますから、これは義務でも、もっと同じような状況かというふうに認識しています。

そんなことを含めて、僕は、例えば、地域の協力員という形の専門員の、コミュニティスクールの担当している職員、今、たとえとしますけれども、やはり一定程度、地域との交わりなりという、結構経験がいったり、それから、いろんな近場で対応するという部分が必要になってくるという部分で、一定程度の期間と時間が必要になってくるかと思います。

本当に、コミュニティスクールのこういう担当の方を雇用するとしたら、本当にどんな仕事がいいのか、専門的な部分の先生方もそうですけれども、どういうことが一番いいのかとかを含めて、中長期的に雇用できるような体制できないかなという部分も含めて、そういう体制ができることによって、地域との交流の体験なり経験なり含めて、コミュニティスクールというのはもう少し地域に密着していく形になって、これが、やっぱり学校を支えていくという形で、先生方も、そういう地域と寄り添えるかなという認識しながら、コロナの対応についてもつぶさにできるかというように思っています。

そんなことで、今、先般の新聞等でも、学校の教員の成り手が少なくなってきているという部分は、やはり大きな課題だというふうに認識しています。

そんなことで、我が町はこうやってやっているから優秀ということは別にしても、先生方が来て、この町で教鞭を執りたいな、子供と接していきたいなと、そんな環境も、子供づくりの中で一番大事な視点だと思いますので、時間的にちょっと最後になるかと思いますけれども、このことを含めて、教育長の考え方と、それから近未来に向けた優秀な教員に対する対応について、再度質問して終わりたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　残り時間が少ないので簡潔にお願いします。

小堀教育長。

○小堀雄二教育委員会教育長　具体的に出てきたのが、コミュニティスクールという名前が出てきました。今、そちらの上士幌高校に１人、それから幼・小・中という部分で１人、担っていただいております。

非常に、当初は実は、働き方というのは意識していませんでした。働き方が出てきたのは、この３年くらいの間で一気に出てきていますので。

ただ、実際に、今この先生方の現状を考えれば、少人数学級の先生方もそうなんです

けれども、こういったものが先生方の活力になっているんだと。特に、コミュニティスクールについては、地域との関わりが非常に強いです。高校も年間約90ですか、あります。いろんな文書をつくったり、先方との調整もあります。また、いろんな企画もしてもらっています。なかなか目に見えてこない部分なんですけれども、非常に力になっています。ここの校長も、引き続きお願いしたいという話は、私も伺っています。

また、義務の部分、こども園も含めればなんですけれども、ここは立ち上げの部分から、立ち上げ約３か月ほど過ぎてから携わっていただいていますので、これからも短期的という考えではなくて中期的な考えの中で、そういった活動が展開できるように、任用の部分のこともきっとお尋ねしたいのかなと思うんですけれども、そこの部分についてもその業務量と、それから、それに関わる内容、時間、人工計算なんかもきちっとして、示せればなと考えております。

○議長（杉山幸昭議長）　以上で、８番、江波戸明議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

（午後　１時４０分）

○議長（杉山幸昭議長）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　１時４１分）

◇　中　村　哲　郎　議員

○議長（杉山幸昭議長）　次に、７番、中村哲郎議員。

○７番（中村哲郎議員）　私からは、大きく分けて２つ質問があります。

上士幌町とＪＩＣＡ（国際協力機構）との交流について、１点目です。２点目は、コロナ禍での防災訓練の継続について、この２つでございます。

まず１つ目ですが、昨年８月に、ＪＩＣＡの訓練生が町に来られ、先日お帰りになられました。彼らは、この町でいろいろなことを体験され、自主的な活動もされました。その後のインタビューでは、本町でのいろいろな体験を通して、町民とも仲よくなれ、本町に好印象を抱いたと述べられておりました。

ただ、今回の滞在期間中、一部の活動を除いて、子供たちとの交流が少なかったと加えていました。彼らがＪＩＣＡに興味を持った理由は、世界で活躍したいという思いだそうです。

私は常日頃、今の子供たちには、ＩＴを含むＩＣＴと語学が重要であり、これからの時代を担う人たちにとって重要な教科であり、一般教養的な存在だと思っています。今

では、どこでもその重要性は認められ、多かれ少なかれ、何らかの形で授業に組み込まれてきています。

これらの学習目的は、国際的感覚を身につけ、日本だけではなく世界の情報を収集し、日本を含めた世界中の人たちと交われるツール、道具として駆使できるようになることだと思います。ひいては、世界の中で低水準とも言われている日本人の考える力、つまり、自分で考え、自分の主張を持ち、それを伝えられる力を、世界レベルに近づける意味合いもあるのではないかと思っています。

このＪＩＣＡとの出会いを、一過性のものに終わらせることなく継続できれば、訓練生各人の最終派遣地に行く前に、彼らが本町でいろいろなことを体験でき、逆に、上士幌の子供たちには世界の話を聞ける機会が生まれ、世界の中での日本、北海道、十勝、上士幌という観点で見られるようになるのではないでしょうか。

また、彼らの派遣地では、ＩＣＴと語学をつなぐ世界的授業も展開できると思います。帰還した後には、その体験談を語る会などを企画し、実現させてはいかがでしょうか。

ＩＣＴ、語学、考える力、これらのために、現在、取られている企画、方針についてお聞かせください。これが１つ目です。

２つ目、コロナ禍での防災訓練の継続について。

昨年９月５日に防災訓練がありました。コロナ禍でありながらすばらしい行事だと、関係者の方々に心から賞賛を送りたいと思っております。加えて、昨年は立派な防災マニュアルも作成され、災害に関しては、一定の対応がなされていると評価している次第であります。

災害対策の基本は変わらないにしても、コロナ禍においては、勝手が違うことが想定され、新たな対策が必要であることが、様々な自治体、機関、企業などから発せられてきております。分散避難や避難所の受入確認など、新たな項目をマニュアル等に追加されている自治体も見受けられます。

本町でも、マニュアルに追加とまでは言いませんが、コロナ禍でも、昨年のような防災訓練は継続的、かつ定期的に行っていただきたいと思います。そして、その場で、分散避難などの新しい考え方についてお教えいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

新たな消防庁舎も完成することですし、今年の防災訓練計画についてお教えいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（杉山幸昭議長）　小堀雄二教育長。

○小堀雄二教育委員会教育長　上士幌町とＪＩＣＡ（国際協力機構）との交流について、

中村議員のご質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染拡大により、海外に派遣されていた青年海外協力隊員については、全員一時帰国を余儀なくされ、選考試験に合格し、今年度中に派遣予定となっていた隊員候補生（訓練生）についても、国内での派遣前訓練も実施できず、派遣の目途も立たない状況でした。

そのような中、公益社団法人青年海外協力協会（ＪＯＣＡ）から、隊員候補生（訓練生）による国内活動支援（特別派遣前訓練）について、地方自治体への協力依頼がありました。

上士幌町では、今年度、まちづくり会社の新たな取組として、首都圏の若者に上士幌町に滞在してもらい、学ぶ、遊ぶ、働くを体験するＭＹ　ＭＩＣＨＩプログラムを検討していましたが、コロナ禍の影響もあり、事業実施を見合わせていた経緯があり、本プログラムへのモニター参加を提案し、８月から４名の訓練生を受け入れることになったと伺っています。

コロナの感染防止もあり、小・中学校訪問は控えられたようですが、少年団活動に参加し、子供たちと一緒に汗を流したり、高校生と一緒に町の困りごと解決に取り組んだり、町民の方々への取材を通じて発見した町の魅力をＳＮＳで発信するなど、積極的に関わりを持ったと伺っています。

こうした体験や実践は、次につながる貴重な財産となり、派遣側も受入側も、事業としてすばらしい形になったと感じています。

今回の派遣事業は、コロナ禍での特例であり、今後は未定と伺っています。

まちづくり会社では、今回の派遣受入れにより接点ができた青年海外協力協会（ＪＯＣＡ）や、帯広に拠点のあるＪＩＣＡ北海道、青年海外協力隊北海道ＯＢ会などとの関わりを大切にし、上士幌町で受け入れたメンバーが、協力隊員として海外で活動できるようになったときには、現地と上士幌町を結んだオンライン交流が実現できたらと話されていました。

これをさらに発展させて、子供たちの国際理解教育事業が可能となることを期待したいと思っています。

上士幌町では、今年度からＩＣＴ推進教諭を配置し、学校でのＩＣＴ活用に向けた教職員研修や子供たちの学習支援を行っています。コロナ禍における家庭学習支援として、授業のネット配信や自宅への端末機の持ち帰りについても試験的に実施し、よりよい方法を検討し、実証しているところです。

今回、上士幌町を訪れた訓練生は、グローバル社会に自らの意思で挑戦する方々で、

いつか世界を変える力になることを目標に、環境や福祉、教育などの分野で活動するものと思われます。

コロナ禍の中で、ＧＩＧＡスクール構想が一気に進展しました。１人１台端末やインターネット環境も整備されつつあります。青年海外協力隊をはじめ、各分野で日本人が国際社会で活躍しています。

ＩＴ、ＩＣＴが一気に加速し、国内はもとより、世界各国とオンラインでつながる社会となりました。世界各国で活躍している方、帰還してその成果を生かし活躍している方とつながりを持ち、世界の課題をＳＤＧｓで考えたり、ＳＤＧｓの17のゴールごとに身近な社会を考えることは、新しい学習指導要領の「主体的・対話的で深い学び」のための教材となります。

また、角度を変えてみれば、関係人口の創出につながるものと考えています。

今後、コロナ禍の中、ＪＩＣＡの動向は不透明ではありますが、今回の交流は好事例として、校長会やかみしほろ学園役員会において事例を紹介するとともに、新たな取組の一歩としたいと考えています。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中貢町長。

○竹中　貢町長　質問にお答えいたします。コロナ禍での防災訓練の継続についてであります。

まず、その前に、13日の深夜、宮城、福島、震度６度強という大きな地震が発生しました。かなりの被害が出ているということであります。来月で、東日本大震災から10年を迎えると。少しは安堵の気持ちがあったときに、また追い打ちをかけるような震災が起きています。今、コロナ禍と併せて、県内の方々、心中を察するところがございます。関係者の方々にはお見舞いを申し上げたいと同時に、いち早く、また平常の生活に戻るようなことをご期待申し上げたいというふうに思うところであります。

そしてですけれども、今日の質問についてであります。

まず初めに、令和３年度の防災訓練の実施計画といたしましては、災害対策本部訓練をテーマにして、６月下旬から７月中旬をめどに実施することとして、新消防庁舎を会場として行う予定であります。

これは、地震災害のため、役場庁舎が被災して使用できない状況を想定する中で、代替施設となる新消防庁舎での災害対策本部活動を円滑に進めることができるよう訓練するものであり、災害対策本部要員に対する研修等を進める内容となっております。

この訓練の実施に当たりましては、北海道の危機管理支援要員を講師として迎え、町民の訓練見学につきましても、希望があれば対応することとなっております。

次に、町民を対象とした防災訓練につきましては、８月下旬から９月上旬に、消防団訓練施設において本年度実施した訓練を進めるほか、感染症予防対策として整備を進めているパーティションや多目的ベッド等を山村開発センター集会室に展開し、コロナ禍における避難所開設方法について実施する予定となっております。

次に、分散避難についてであります。

これまで災害発生時においては、避難所に集まるというイメージがありますが、コロナ禍におきましては、避難所に多くの町民が駆けつけることによって、３密の状況を招き、感染拡大に結びつく危険性がありますので、現在では、分散避難が奨励されているところであります。

分散避難につきましては、自宅における在宅避難、親戚や知人宅、ホテルや旅館、自家用車を利用した車中泊など、避難所ではない場所に避難することであると考えます。まずは、町民の皆様が、ふだんからどのような手段を選択するかについては、それぞれの家庭において十分話し合っておく必要があるものと考えております。

分散避難に関わる町民への周知につきましては、防災訓練等の機会を利用するとともに、町広報紙やホームページの掲載、また、各戸に配布している防災ガイドマップの改訂時に掲載するなど、防災意識の高揚に努める必要があるものと認識しております。

なお、上士幌町防災計画につきましては、国や北海道の見直し状況を注視しながら、適時、見直しを進めるべきと考えております。

以上でございます。

○議長（杉山幸昭議長）　７番、中村哲郎議員。

○７番（中村哲郎議員）　今回の、ＪＩＣＡの訓練生が本町に来られたいきさつや活動内容を分かりやすくお答えいただき、ありがとうございました。今回のＪＩＣＡ訓練生の受入れを考えていただいたまちづくり会社の働きに対しても、感謝する次第でございます。

私がこの話題を選んだのは２つの理由があります。１つは、私の経験上、この２つのものがとっても人生において大事だと。さらに、これから活躍される若い方々においては、ますます重要だというふうに考えているからです。

ですので、授業に組み込むというのは限界があるかもしれませんが、授業以外でも、こういったものを、学習というより自然に触れ合う機会を、環境つくっていただくことが重要ではないかというふうに思ったからです。これが１つ目の理由です。

２つ目は、平成30年に北海道教育委員会から、これからの高校づくりに関する指針という文書が出ているかと思います。それに対して、いろいろな市町村議会から反対の意

見が書かれた意見書、これらを両方読んだときに、高校の存続とか不安をちょっと抱いたからで、何かアピールできるようなものがないかというふうに、私なりにいろいろ考えたんです。

この高校の存続については、また、私ももうちょっと勉強したいので、別の機会に一般質問させていただくとして、今回、単純にアピールできること。このアピールできる小さい芽があるのであれば、それを育んでいくべきじゃないかという、そういうことで質問させていただきました。

今回、ＪＩＣＡとの出会いを継続すること、それに町の学生が参加することで国際的感覚を身につけ、そういった活動が特徴としてアピールできるのであれば、急に変わりはしないとは思いますけれども、企画して育んでいくことが大切ではないかと、そういうふうに思っております。

上士幌町というのは、我々外から来た人間は、世間で常識となっている田舎の人口減少に歯止めをかけた実績のある町ですので、きっと高校の統廃合についても、一石を打ってくれるというふうに思いたいです。

ですので、幸い上士幌町には熱気球という特徴があります、上士幌高校には熱気球という特徴があります。これは立派な特徴でありますし、大切にして、これからもアピールすべきではないかと思いますが、先ほど答弁の中で、今回のようなＪＩＣＡの派遣事業は、今後は未定ということでありましたが、何とかこちらからしかけるということで考えてはいかがでしょうかという、ちょっとこれを質問させていただきたいと。

○議長（杉山幸昭議長）　小堀教育長。

○小堀雄二教育委員会教育長　今年度は、このコロナ禍で中・高には行っていませんが、例年、キャリア教育の一環として、学校の、どこを経由したのかちょっと調べないと分からないんですが、中と高にはキャリア教育の一環ということで、海外から帰ってきた方々が、学校を訪ねて生徒の前で発表はしております。

これが、ＪＩＣＡを招聘するのが教育委員会という立場で招聘するものなのか、まちづくり会社なのか、その辺は、今、自分の中でも定かではないんですが、もし、こういった機会があれば。実は学生指導要領の中にも国際理解という項目があります。小学校１、２年生は割と身近なところから、そして、小学校高学年になれば、少しずつ今度は身近な社会から道内と、そして、学年が上がれば、今度は世界に向いていきます。

そういった中で、様々な調査研究だとか、そういった場面で活躍している方々を結ぶことも、これからの時代はやはり必要だという部分で、指導要領の中で取り上げられていますので、これについては、学校現場ではとてもいい教材になるんじゃないかなと思

っています。

併せて、答弁の中にも書きましたが、ＳＤＧｓの取組もあります。実は今、上士幌中学校が窓口になっています。上士幌中の校長が窓口になって、ＳＤＧｓ17の目標と、169だったかな、ターゲットの部分については、今年は全部そこを調べて、幼・小・中・高、これ、円グラフについて、どんな今まで活動をしてきているんだということを、今、洗い出しています。

そして、この中から、そのつながりを持てた学習活動というのが、世界に、もう向けて発信できるものもあるということから、こういったものを、令和３年度については進めていこうという考えを持っていますので、そういう考えの中で進んでいったときには、ぜひ議員のお力も借りたいなと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（杉山幸昭議長）　７番、中村哲郎議員。

○７番（中村哲郎議員）　ありがとうございます。

ぜひ進めていただきたいと思います。

私は、私なりに、やっぱり訓練生、毎年受け入れて、上士幌の、十勝の武器である農業とか酪農の研修を受けてもらって、あとは、今回やったように町との、町民の方々と一緒にイベントを企画して活動をして、そこに学生も募って、あと、その人たちが海外に行ったらオンライン交流会をやって、帰ってきたら体験談を話すという、そういう一連の流れを組んで、そういうことができる町というのも、一つつくったらどうかなということで、今回ちょっと質問させていただきました。

私のちょっと古い親友に、アフリカのある国の大使をやっている人がいるんですけれども、その人が元ＪＩＣＡの上級審議役でして、その方が言うには、ＪＩＣＡの一つのテーマでもあるので、幾らでも力は貸すよというふうに言われております。

ですので、こういう機会があったので、先ほど教育長が言われたような計画をぜひしていただきたいな、継続していただきたいなというふうに思っております。答弁は特には。

○議長（杉山幸昭議長）　答弁は要りますか。

小堀教育長。

○小堀雄二教育委員会教育長　先般、いらした４人、初めて来たときに、たまたま上士幌学の子供たちが、あそこで、まちづくり会社で学習をする日、その日に４名来ました。一人一人、みんな思いが違っていました。

最終日、私はそこにはいなかったんですけれども、こんなことを言っていました。「派遣国マレーシアで、日本語教育に携わる予定なんだけれども、現地の大学生と上士

幌高校との語学交流、オンラインでやってみたい」ということや、カンボジアなんでしょうね。「下水処理の水質検査等に携わる予定だけれども、この期間、いたときに、上士幌町の自然環境とインフラ整備、上下水道整備、こういったすばらしい部分を紹介していきたい」というお話も伺っています。

今後、今は、コロナという部分でなかなか外に出ていけない部分があるんですけれども、こういった世界で活躍する、また、それを志している方との関係は、非常に僕の中では濃密な関係が築けて、その子供の次の将来を、きっと豊かにするんじゃないかなと思っています。

あまり今、上士幌の方が海外に出てということないんですけれども、今、もう外国が非常に近くなったと、ＩＣＴが普及して近くなったと。そして、つながる関係にあるということです。誰とでも、もうつながれると。子供一人一人が、外国のどなたかとつながれるし、日本各地の中でも、ネットワークさえ持てばつくれるという部分があります。

そして、世界が近いということも今、言われています。飛行機がバンバンバンバン、今、飛んでいます。そして、格安の飛行機が飛んでいます。さらに、確かに、まだ世界の中でいろんな争いごとがあるんですけれども、こういった留学制度の部分では、国ごとの格差が少しずつ下がってきているという部分があります。

こういったことが、全ての教科においてこれが入るというわけではないと思います。国際理解、国際協調等については、学校教育全体の中できっと進めていく部分だと思うんですけれども、外から日本を見る目にもなりますし、知らないことを知る、また、知りたいことを知る機会にもなると思っています。

また、自分のことや日本のことを知りたいということにもなったり、また、最近、自己肯定感が子供たちはあまり高くないんじゃないかというような話もあります。こういったものに挑戦して、逃げない自分をつくっていくという部分では、こういったストレス耐性の部分でもありますので、また、自己肯定感の肯定にもつながっていくと考えておりますので、こういったものがどんな方法で、どんな計画の中で令和３年度は進めていくか、まだ、はっきりはしていませんけれども、この辺の話については、僕自身も非常に関心のある部分になりますので、前に進んでいければなと考えております。

○議長（杉山幸昭議長）　７番、中村哲郎議員。

○７番（中村哲郎議員）　ありがとうございます。

ぜひ、よろしくお願いします。

それと、私、これはもう答弁は要らないんですけれども、この延長線で、今から質問する災害のことにも関わるんですけれども、お互いに被災したときの協力関係とかいう

のも、海外との交流関係というのも大事かなというふうに思っています。そういうことまでできたらいいなというふうに私自身は思っています。

これで、前半の質問は終わります。

次に、コロナ禍の防災訓練ですけれども、ちょっと町長と重なってしまいますが、一昨日、福島、宮城沖地震が発生いたしまして、現地の方々、まだまだ不安な日をお過ごしだと思いますけれども、心よりお見舞いする次第でございます。

今も雪がちらついてきましたが、各高速道路で、何日にもわたる立往生が発生しております。今までに経験したことのない災害が増えてきていますので、コロナだけでなく災害も、人の都合は全くお構いなしにやってくるものですので、ぜひとも、私が書いたような防災訓練の継続というのは、大事にしていただきたいなというふうに思っております。

この質問をしたのはなぜかというと、防災計画とかマニュアルとか強靭化計画の脆弱性評価とか、そういったようなものが、今、回っておりますけれども、そういったものを、役場とか消防署の方々とか努力しているにもかかわらず、やっぱり町民の方のお話をたまに聞くと、上士幌は大丈夫だとか、自分は大丈夫だという、いわゆる正常性のバイアスというのがあだになって、なかなか、防災訓練はするんですけれども、人口5,000人に対しては、物すごい、多分少ない数だと私はまだ思っています。

ですので、何回も何回も言い続けて、何回も何回もこういう場で言って、皆さんに啓蒙活動というか、していきたいというふうに思っています。

その中で、今回の回答、答弁ありがとうございました。町民の防災訓練は８月から９月ということで、一応了承はしました。

答弁にありましたが、分散避難は、コロナ禍において重要な避難方法であるというのは分かります。ただ、避難のタイミング、その判断というのは各自に託されているところが大きく、非常にこれ、各自にとっても初めてなので難しい面もあります。また、いろいろなところに避難が行われるため、各家庭における話合いとか、あるいは備蓄の仕方とか、そういうのも結構重要になってくるかと思います。

こういった点ですけれども、こういうことを専門家から分かりやすく、具体的にご教示していただきたく、あと防災のガイドマップとか、これからできるハザードマップとか、こういうのをつくるたびに、あるいは訓練で集まってくる人にご教示を願いたいというふうに思っております。ここら辺はどういうふうになっているんでしょうか。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中　貢町長　あの震災から10年たつということで、国・県全て含めて、災害防止のた

めのインフラ整備だとか、あるいは防災訓練だとか、その被災地を中心にしながらやってきているということでありますけれども、それでも、これでいいと、万全というのが、災害にはないということだというふうに思います。そういった防潮堤にしても、とてつもない長いものができていますが、それでも完璧ではないと。

もう一つは、やはり一人一人がどう対応するかというようなことでありますし、それ以外の様々な第２の防災対策、第３防災対策と様々な対策を講じて、人々が安心できるというような状況になってくるんだというふうに思っております。

今回も、そういった様々な経験をした上で、その県民の人方、報道で見ますと、従来になくコロナ禍を意識された対策ですね、個別のテントの設置だとか。これ、今回のコロナ禍での対策もあって整備されたということでありますけれども、そのように進化といいますか、状況に応じて対策も変化をしてきているというふうに考えております。

併せて、その中でも、やはり避難所へ行くのは不安だと。90歳のおじいちゃん、おばあちゃんを抱えて、もし、コロナになったりでは大変だということで自宅にいるということであります。

様々な分散避難のことありますけれども、例えば、車にとってもちょっと長引くと、今度はエコノミー症候群だとか、新たな様々な課題が出てくるということであります。いずれにしても、こういった状況は、これからやはり考えていかざるを得ないだろうというふうに思っております。

そういったときにこそ、5,000人の町民であれば、一人一人、１件、１件、１世帯、１世帯がどういうような対策を講じていくのかというのが、より密接な情報交換なり連携を取る必要がありますし、これまでと違った対策の仕方が、これからこの後、また求められてくるというふうに思っております。

避難所も、従来の避難所を開設すればいいということではなくて、やはり密を避けだとか、そのような対策も、当然これから取っていかなければならないと。ですから、今まで、避難所もスポーツセンターだとか幾つかあればいいということではなくて、様々な避難所を改めて、自宅も含めて避難所、最近であれば、特に自宅のほうが、場合によっては耐震化がしっかりして、移動するよりもそこにいたほうがまだいいよというような自宅もたくさんありますから、個別に、自分たちがどう対応するのかというようなことも、様々な団体に協力を得ながらヒアリングをした上で、密な情報交換をしておく必要があるだろというふうに思います。

これまで１つに課題になっていたのは、例えば、要援護者に対する災害時の対策なんかでも、いわゆる守秘義務だとかプライバシーの問題があって、なかなかそこに踏み込

めなかったというようなことが、現実として問題がありました。

でも、もう、どうだろうかなと。むしろ、いろんな人がこの中にはいて、全て基本的には、関係するところはオープンにしていくんだという、そういう発信の仕方がこれから必要になってくるのかなと、そんなふうに考えたりもしております。

コロナによって新たな課題が出てきたということと、それから本町における防災についても、かなり丁寧に、今、計画が練られております。これまでは防災計画をつくるということだとか、機械的なそういう環境の整備はやってきましたけれども、本当にそれでいいのかといったときに、様々先ほどあったように、本町は、よそから見れば災害のリスクが低いと。

確かに、今回の震災でも、帯広あたりから見れば震度も低いと、深夜ですから、あまり気がつかなかった人も多かったんではないかと、そう思うように、河川にしても、下流から見れば、上流域の、ある意味ではダムがありますけれども、安心度は高かったり、そういうことがありますが、やはり、いつ何が起きるか分からないという前提の下で、さらに綿密な計画と訓練は重ねていく必要があるだろうというふうに思います。

特に今年、そういう今までの反省の下に、防災の専門の担当職員を配置しました。これは、やっぱりかなり力を発揮していただいて、町民からの信頼も厚いところでもありますし、それから計画的に、今段階で何をすべきなのか、今年度、何をすべきなのかというようなことを関係機関、消防署、あるいは町内会、であれば町内会との連携を取りながら進めているということでございます。

防災関係のパーティションの訓練なんかについても、今、物が入ってきていないという状況もございますので、これはうちだけに限らず、今こういう状況の中で、各自治体とも新たな取組をしているということであろうかと思いますが、いずれにしても、どれだけ安心できる環境を整えるかというのが行政の役割であります。

インフラ整備、あるいは備蓄の関係、そしてまた、一人一人の防災に対する意識の向上、こういう総合的なことのレベルアップをいかに図っていくかというのが、しっかりとした計画に基づいて今後とも進めていくべきだろうと、そんなふうに考えております。

○議長（杉山幸昭議長）　７番、中村哲郎議員。

○７番（中村哲郎議員）　あと、一応追加で教えていただきたいんですけれども、分散避難をすると、人が、一応分散されるわけですから、今までのように１か所に集まるということよりは、よりばらける形になるかと思います。

そのときに、役場というか、そちらからの情報というのは、より個人的な、個人レベルでの配信が必要ですし、あるいは、向こうからも個人としての安否の確認であるとか、

災害の被災状況であるとか、そういう情報も集めなきゃいけない。要は、個人個人のレベルの情報が行き交うようになると思うんですけれども、そこの部分については、今、タブレットだったりとか、あと一斉情報配信システムだとか、そういうことを考えられて、来年の予算にも組み込まれていると思いますけれども、そこら辺の計画というか、そこら辺を、スケジュールとまでは、細かいスケジュールは別にいいんですけれども、どんな形で進められていくかというのをちょっとお教えいただきたいなと。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中　貢町長　今の課題に対して、ちょっと先進的に対策を講じているということが、今のタブレットであったり、新たな要援護者等々に対する一斉配信の機器の無償提供だとか、これは、これから動き始めるということだというふうに思っています。

先ほど、今お話あったように、分散避難ということになると、より一人一人との情報供給、共有がそこに必要になってくるということだというふうに思いますが、今もう、住民の特に若い世代の方々は、かなりスマートフォンを使っているということがありますから、そういったところの、どれだけ今スマートフォンを所有しているのかだとか、あるいは高齢になると、そこのところが足りないというところがありますから、そこに対する漏れない情報の提供だとか、一方通行にならないように、スマートフォンでも配信をしてその返信をもらうだとか、こういうことをしていくことによって、一人一人の安否の確認につながってくるということだと思います。

これが、従来のように隣近所で、あるいは町内会でそれをやるとすれば、かなり困難なことになってくるというふうに思っております。ですから、健常者、あるいは若い世代、スマートフォンを持っている人方、そうでない援護者、様々な年代や、あるいは体の状況に合わせた環境整備をしていくというのが大切だというふうに思っておりますし、その一歩は、もう踏み出しているということで、これを着実に進めていって、町民全体が安心できるような関係、あるいは、安否の確認できるような環境をつくっていければなと、そんなふうに思います。

そのためにも前提としては、やはり防災は町民全体の命を守る。自分たちも、その情報のやり取りをするということが大切だということを理解していただかなければならない。行政から来て知らんぷりでは困るんで、その辺あたりも、双方向にこれらに対する理解を高めていくというのは、これまた時間のかかることだけれども、やはり粘り強く継続してやっていくことが必要でないだろうかなと、そう考えています。

○議長（杉山幸昭議長）　７番、中村哲郎議員。

○７番（中村哲郎議員）　ありがとうございます。

ぜひ、そういうふうに進めていただきたいなというふうに思います。

最後に、ちょっと付け足しなんですけれども、やはり双方向の連絡の中に安否確認、個人がですね。どこでどういう災害が起きて、どういうことになっているのかというのを安否確認、簡単な、そういう多分、できてくるであろうソフトとかで、やり取りできるようになるとは思うんですけれども、そういったことと、あと避難所が今どういう状況かというのを、今ここは入れませんとか、例えばですけれども入れませんとか、そういうような状況も発信できるような、そういうちょっときめ細かいような発信も、ぜひお願いしたいなというふうに思います。

それと、そのテストというのを、防災訓練にくっつけられるかどうかは分からないんですけれども、やっぱりそういう訓練って、いざとなったら、機械は持っているけれども何もできないとかいうこともあるかもしれないでの、特に年配の方も多いですので、そういったような訓練も、スケジュールを組んでぜひやっていただきたいなというふうに思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（杉山幸昭議長）　答弁要りますね。

竹中町長。

○竹中　貢町長　そういうアプリが、これから必要になってくるんだろうなというふうに思います。

今、ごみの関係でも収集日だとか、あるいは、どれがどの部位に属するのかだとか、そのようなごみ収集、あるいは、出し方のそういうアプリの提供もするということになっておりますし、それから、町の中のいろんな情報での、いわゆる、ＡＩを使ったアプリも動き始めるということであります。

ですから、ＡＩやそういったことで、いわゆる効果の高いものについては、そこを積極的にやりつつ、そして、コミュニケーション、お互いの対面でのその関係の構築というようなことを、両方とも兼ね合わせながらしていくことが必要になってくるんだろうなというふうに思いますが、今回の予算だとかの中でも、補正や、あるいは、どうしても新年度の中で、交付金を活用しながら大きく動き始めているということでありますから、これを継続する中で課題を発見し、そして、また解決をして、さらに、熟度の高いものにしていくということが、今後必要になってくんだろうなと、そう思っています。

○議長（杉山幸昭議長）　以上で、７番、中村哲郎議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

ここで15分間休憩といたします。

再開は５分前の予鈴をもってお知らせいたします。

（午後　２時２３分）

○議長（杉山幸昭議長）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　２時３４分）

◎議案第１号から議案第６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長）　日程第５、議案第１号令和２年度上士幌町一般会計補正予算（第10号）、日程第６、議案第２号令和２年度上士幌町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）、日程第７、議案第３号令和２年度上士幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）、日程第８、議案第４号令和２年度上士幌町介護保険特別会計補正予算（第５号）、日程第９、議案第５号令和２年度上士幌町水道事業特別会計補正予算（第４号）、日程第10、議案第６号令和２年度上士幌町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）、６件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

千葉副町長。

○千葉与四郎副町長　ただいま上程されました議案第１号から第６号までの一般会計並びに５特別会計の補正予算の内容についてご説明申し上げます。

補正総額は、全会計で１億5,132万1,000円の減額補正となっており、補正後の予算総額を126億2,865万8,000円とするものでございます。

それでは、議案第１号一般会計補正予算（第10号）からご説明いたします。

１ページをお開きください。

第１条では、既定の歳入歳出予算の総額から１億3,360万8,000円を減額し、総額を107億6,030万7,000円とするものでございます。

追加補正の内容を申し上げます。

款総務費では、一般共用事務用品及び事務機器管理経費78万4,000円、企業滞在型交流施設整備事業１億2,684万3,000円、ふるさと納税・子育て少子化対策夢基金積立金１億1,892万1,000円、款民生費では、ふるさと納税・生涯活躍いきがい基金積立金1,972万8,000円、三愛介護サービス事業推進経費245万円、障害者地域生活支援事業312万2,000円、障害者自立支援給付事業400万8,000円、款衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業2,342万4,000円、款農林水産業費では、ナイタイ高原牧場運営安定化基金積立金524万1,000円、款商工費では、宿泊関連事業者持続化支援事業570万円、

款消防費では、消防団新型コロナウイルス対策事業252万6,000円、災害対策経費1,377万8,000円、款教育費では、生涯学習センター管理運営経費317万8,000円、生涯学習センター新型コロナウイルス感染防止対策経費125万9,000円でございます。

なお、減額補正につきましては、事務事業遂行に伴う執行残の減額補正が主なものでございます。

第２条では、地方債補正といたしまして、学校教育施設等整備事業の限度額2,030万円を1,730万円に、一般補助施設整備等事業の限度額4,980万円を１億1,770万円に、緊急防災・減災事業の限度額９億3,850万円を９億2,910万円に、緊急自然災害防止対策事業の限度額１億260万円を8,060万円にそれぞれ変更補正をいたします。

次に、特別会計の補正予算についてご説明をいたします。

96ページの議案第２号国民健康保険特別会計補正予算（第５号）であります。

第１条では、既定の歳入歳出予算の総額に164万5,000円を追加し、総額を７億4,129万7,000円とするものでございます。

追加補正いたしますのは、款保険給付費の一般被保険者高額療養費679万3,000円、款保健事業費の予防接種事業33万7,000円でございます。

次に、109ページ、議案第３号後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）でございます。

第１条では、既定の歳入歳出予算の総額に360万円を追加し、総額を１億983万1,000円とするものでございます。

追加補正いたしますのは、後期高齢者医療広域連合納付金364万円でございます。

次に、114ページ、議案第４号介護保険特別会計補正予算（第５号）であります。

第１条では、既定の歳入歳出予算の総額から190万円を減額し、総額を６億1,756万4,000円とするものでございます。

減額補正いたします主なものは、款総務費の事務管理経費37万4,000円、認定調査経費62万7,000円、款地域支援事業費の介護予防普及啓発事業84万3,000円、成年後見制度利用支援事業40万円でございます。

また、追加補正の主なものといたしましては、款保険給付費の福祉用具購入費事業20万円、款地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業65万6,000円でございます。

次に、128ページの議案第５号水道事業特別会計補正予算（第４号）でございます。

第１条では、既定の歳入歳出予算の総額から156万9,000円を減額し、総額を１億9,189万9,000円とするものでございます。

減額補正いたしますのは、款水道経営費の事務管理経費14万1,000円、簡易水道施設

維持管理経費115万4,000円、水道メーター更新及び新設メーター購入事業27万4,000円でございます。

次に、133ページ、議案第６号公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）でございます。

第１条では、既定の歳入歳出予算の総額から1,948万9,000円を減額し、総額を２億776万円とするものでございます。

第２条では、136ページにありますとおり、地方債補正として下水道事業の限度額を410万円から120万円に、過疎対策事業の限度額を310万円から110万円に変更補正をいたします。

減額補正いたします主なものにつきましては、款下水道経営費の下水道施設管理経費323万2,000円、個別排水処理施設管理経費396万8,000円、款下水道施設費の下水道施設整備事業1,211万9,000円でございます。

以上が補正予算の内容でございます。

また、全会計とも、第１条の第２項補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表のとおりでございます。

また、各会計事項別明細書以下につきましては、説明を省略をさせていただきます。

以上、一般会計並びに５特別会計の補正予算についてご提案を申し上げました。よろしくご審議を賜り、ご承認くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長）　提案説明が終わりましたので、これより会計ごとに質疑を行います。

それでは、議案第１号令和２年度上士幌町一般会計補正予算（第10号）から質疑を行います。

初めに、事項別明細書の歳出から質疑を行います。

事項別明細書の歳出は、23ページから款ごとに一括して質疑を行います。

歳出、議会費及び総務費について質疑を行います。

23ページから37ページまで質疑ありますか。

２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　26ページの企業版ふるさと納税について質問したいと思います。ページはまたがっていますが、そのことについて質問いたします。

今回、パンフレットを広めて企業からの補助金をもらう制度なんですが、今回、減になった理由と、実際どれぐらいのパンフレットを作成をし、たしか百何万だったと思うんですが、どれぐらい作成し、どういうところに配付できたのか、宣伝できたのか質問

いたします。

○議長（杉山幸昭議長）　杉原企画財政課長。

○杉原祐二企画財政課長　企業版ふるさと納税のパンフレットの作成経費でございますけれども、こちらのほうにつきましては、当初、補正させていただいたときには1,000部の紙資料を作るということで予定しておりました。

ただ、なかなか企業さんとのマッチング会とか、いわゆるそのパンフレットを配る機会でございますけれども、それがオンラインになりまして、それでそのパンフレットという部分をやめまして、デザインを起こしまして、紙で配る場合には町のほうで印刷をするというような形で、そのデザイン費のみで、今回99万8,000円を減額するという形になっております。

オンラインのほうといたしましては、８月にオンラインでの企業と地方自治体とのマッチング会、こちらは国のほうで企画したものでございます。10月には、北海道のほうで主催しておりますほっかいどう応援セミナーというようなところで、このデータを皆様にご紹介させていただいたということでございます。

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　そうすると、パンフレット自体は作成できなかったが、企業に対するアピールは従来どおり、予定どおりできたというふうに把握していいのかということで質問いたします。

ただ、補助金の関係はたしか30万1,000円に対して、基金には30万積んだと。その辺については、今年度の事業については達成できたと言えるのかなというのは、若干私も、来年度もありますけれども、その辺どのように評価しているのか質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長）　杉原企画財政課長。

○杉原祐二企画財政課長　先ほどのパンフレットは紙としてはあれなんですけれども、紙になるようなデータを作成したということでございますので、そちらのほう、そういう形でお願いしたいと思います。

それと実績でございますけれども、今、議員からありましたとおり１件30万という形でございますけれども、なかなかそこのところの、オンラインでいろいろときっかけをつくっていただいて、その後、町とやはり会って、いろいろお話をしていくと。これは寄附を頂くという形になりますので、当然町のほうにも来ていただいて、この町の取組等を見ていただくという機会もつくってまいりたいと思っているところでございましたけれども、なかなかこのコロナ禍で来ていただくという部分が厳しい状況でもありました。

そして、また併せまして、やはり税の控除になるということですから、企業業績という部分もございますので、それらを踏まえた上で、また来年度も取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（杉山幸昭議長）　ほかありますか。関連ですか。

８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　25ページの人件費の（地域おこし協力隊）の部分についてご質問したいと思います。

今回、給料等を含めて手当ですか、人の減額があったのか、対応ができなかったなというふうにちょっと認識してしまったんですけれども、今年の募集については厳しかったなという部分があったのか。それと、この地域おこし協力隊を記載した部分の事業が、これで何らかの形でストップしたりして影響があったのか、それをちょっと確認だけさせてください。

○議長（杉山幸昭議長）　杉本総務課長。

○杉本　章総務課長　地域おこし協力隊の人件費ということで、当初、予算に計上していた人材の確保がなかなか募集しても集まっていないという状況もあります。途中で退職された方の後任ですとか、そういった方の後任がまだ決まっていないというのがありまして、ひがし大雪自然館学芸員ですね、こちらも途中で退職されて、その後がまだ決まっていないと。それから、観光誘客組織づくりの推進員、こちらも途中で退職されてまだ決まっていないと。それから、幼児教育コーディネーター、こちらが２名分予算を見ていたんですけれども、こちらについても応募がなかったということでございます。こちらにつきましても、引き続き募集を継続して採用に努めていきたいというふうに思っているところでございます。

事業に影響がなかったかというところにつきましては、途中でやっぱり退職された方の分については、その分、担当でカバーをしているというような状況もあろうかと思っているところでございます。

○議長（杉山幸昭議長）　８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　地域おこし協力隊の採用についても、かなり厳しい部分もあるのかなというふうに認識します。管内では、うちの町と新得がかなり多くの協力隊を得ているという部分がありますけれども、やはり目的に沿うような人材の確保をすることによって、きっと地域に貢献してくれたり、協力してくれるという部分があるかと思いますので、ある程度やはり事業内容、役割を明確にしてやると、やっぱりしっかり目的を持って３年間頑張ってもらえるのかなという部分認識しますけれども、そこら辺が

ちょっと足りない部分があったのかなというふうにちょっと僕、認識しますし、例えば認定こども園の関係、２名はなかなかいないということについては、地域特性ばかりでなくて、やっぱりうちの町の子育てという部分の魅力をもう少し出すことによったり、職場環境もきちっとすることによったり、そのことで確保できるかと思いますし、そこら辺の工夫も一工夫あってもよかったのかなと思いますけれども、そこら辺もし考え方があれば、もう一回、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　千葉副町長。

○千葉与四郎副町長　今、幼児教育コーディネーターの関係のお話かと思うんですけれども、その他の協力隊員の募集も含めて、それぞれのどういった仕事を担っていただくのか、そういったところを詳しく資料を作って、実は情報発信をさせていただいております。

残念ながら、幼児教育コーディネーターというのは、言ってみれば認定こども園で幼児教育を担っていただくということ、これ全国区での募集ということで実施をさせていただいたんですけれども、やはり、保育所あるいは幼稚園もそうですけれども、全国的にもう人材が不足していて、受入施設はできても、なかなか先生が確保できないという、実際に全国的にそういった事象が起きているという中での今募集なのものですから、なかなか応募に至らなかったというのが非常に、結果としてそうなっているのかなと思っています。

今、議員おっしゃるように、もっともっと町の魅力なり、来たくなるような、そういうものも含めて発信せよというような、そういったご意見だったというふうに踏まえておりますので、その辺を今後の参考とさせていただいて、そういう発信の在り方についても工夫をさせていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長）　８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　同じく41ページの障害者地域生活支援事業、これについてちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　ちょっと41ページまで入っていませんので、まだ。

○８番（江波戸　明議員）　ごめんなさい、間違えました。32から33ページにかけて、大変申し訳ありません。僕のチェックミスでした。

これについて、政策予算的な部分を含めて、企業滞在型交流施設の整備事業、これについては委員会等でいろいろ説明してもらったという部分はありますけれども、いろんな意味で企業誘致の形というのはあるかと思います。今回も道の駅との連携も含めて、

地域の部分ってありますけれども、求める姿というのはきっと企業誘致に対してはあるかと思います。地域の特産品を開発してくれて、工場を持ってくるという、非常に難しいところから、何らかのいろんな意味で町に対する知恵とか、そういうことを提供してくれる企業とか、それから、地域の生産基盤、例えば全農のＥＴセンターのような形での地域の畜産等の振興とか、関わりはあるんですけれども、きっとこの企業誘致の対応になることについても、やはりこの年度末を控えた企業提案で政策的な提案ですから、きっとしっかりした方向性があるかと思います。ただ、企業誘致という難しさがあって明確に対応できないという部分はありますけれども、大まかな求める姿だけはちょっと説明していただければと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　梶ＩＣＴ推進室長。

○梶　　達企画財政課ＩＣＴ推進室長　今回の企業滞在型交流施設整備事業に関してでございますが、まずは、こちら昨年度整備いたしました「かみしほろシェアオフィス」、そして地域の活性化という点では、道の駅との連携を見据えて、候補地としましては道の駅の隣接地に、また、利用形態としてはテレワークやワーケーションで利用する企業が滞在し、また企業同士、また地域の事業者さんですとか、企業等、交流するための施設として整備を行っていくものでございまして、その前提条件としては、かみしほろシェアオフィスの一定期間の利用というところも求めていくところでございます。

今回のコロナのこともございまして、今後こういった働き方改革、働き場所を問わないというような働き方を企業も進めていくんだろうと思いまして、こちらをターゲットにというところはありますが、今、議員がおっしゃられたように、当然最終的なゴールとしては、上士幌町に例えば拠点を設けていただくだとか、上士幌町の企業ですとか事業者さん、生産者さんと連携が取れるというところを当然最終的なゴールとしてもっていきたいと思っております。

ただ、まずは上士幌町のことを知ってもらって、上士幌町の資源ですとか、上士幌町の生産物の魅力というのを知ってもらうためには、まず上士幌町にお越しいただかなければならない。また、上士幌町に滞在して、その目で見てもらうということが一番かなと思っておりますので、こういった施設を整備して、その点につなげていきたいと思っております。

○議長（杉山幸昭議長）　８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　求める姿は、そういう大綱をもって対応していただくという部分はありますけれども、やはり、一つの施設ですから、きっと町の施設維持管理等を含めて、将来ずっと続くという部分も含めて、なるべくこういう形では町民に負担をか

けないという、そういう約束事も一方ではやはりきちっとどこかで整理していく必要があるんだと思います。きっとそういうことはないんだと思いますけれども、そういう展開する中で、やはり施設を造るからには、対外的な企業等を含めて、応分の負担と、分け合いながら、町の効果、これがしっかりすることによって町民も理解するかと思いますので、そういう形でこの事業を円滑に推進していただければありがたいと思っています。考え方があったら、また答弁をお願いしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　梶ＩＣＴ推進室長。

○梶　　達企画財政課ＩＣＴ推進室長　今回の整備につきましては、このタイミングで上げているということもそうなんですが、国の地方創生の交付金、これから採択の可否については３月の下旬となりますが、国の交付金の活用を申請し、これがもし採択となれば、国の交付金を活用して、町の持ち出しがない形での、こういった今後の新たな企業誘致につながるような施設の整備ができるということ、また、今回想定しておりますコンソーシアム、そこに入ってくる企業というところでいうと、非常にブランド力を持った企業さん、そしていろんなクライアントを抱えている企業に入ってもらって、先ほど申し上げたような展開につなげていくというところでいうと、我々もシェアオフィスを運営し、また我々も都市のシェアオフィスに入居しながら、そういったネットワークづくりというのは進めてきましたが、そういった感度の高い企業、そういった意識の高い企業をどう見つけていくか、そういう釣堀自体をどう探すかというのは、本当に非常に今いろいろ苦慮しながら、いろんな自治体がそういった都市部からの人の流れをつかまえようにしている中で難しい部分はございますので、こういった企業の力を借りて行っていくというところでございます。

また、先ほど申し上げたように、整備費に関しては国の交付金が活用できれば、あまり負担のない形で整備が実現できる。また、今後の運営費に関しても、もちろんこの企業、コンソーシアムで使用料金を取ってもらって運営をしてもらう。要するに町からの管理費については、支払わない形を今のところは考えておりますし、逆に、施設を使用する使用料という形で、そのコンソーシアムから料金を頂くというような形を現段階では考えております。

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　29ページのまちづくり活動支援について質問いたします。

この事業はなかなか活用がここ最近少ないもので、今回は何十万円か活用があります。この事業について、どういう具体的な活用があったのか質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長）　杉原企画財政課長。

○杉原祐二企画財政課長　ただいま補正で上げさせていただいておりますまちづくり活動支援事業につきましては、今年度、２件の活用が図られております。

まず、１件目はナイタイ高原太鼓、響の皆さんですね。それのオンラインの盆踊り大会、そして２件目は、ひふみ商店街の街路花壇整備ということで申請をいただき、それぞれ活動を行っていただきました。２件で事業費といたしまして29万1,000円という形になっております。

補正前の事業費が135万円でございまして、それに３月まで一応事業がありますので、20万円を確保した中で、今回減額を85万9,000円させていただいているということでございます。

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　そうしましたら、まちづくり会社に対する事業の中でこれが行われたのかなという気が、私、まちづくり会社のほうのお金の中でナイタイ高原太鼓、響とか、ひふみのあれが、ひふみは知らないんですが、そういうふうに使われたのかなというふうに、別枠だと思って考えたんですが、結果的に、このまちづくり支援事業の予算を使ってまちづくり会社が事業を採択したという形になるんですか。これからも多分いろいろ、まちづくり会社が、チラシがあって、いろんな事業を応援しますプログラムみたいなことは、その事業のお金がここから出ていくというふうに考えていいのかどうか。そうすれば、まだまだいろんな企画を持ち込んで、まちづくり会社の方々が本当に熱心に力を入れてくれて、いろんな方とマッチングしてくれたので、この事業というふうに考えていいのか。また、今年も来年度もそういうチラシが入れば、そんな形で利用していくのがいいのかなと。すごくいい企画だなと思っているんで、その辺についての予算の出どころの関係と、それを誰が認めるかということについて、これでいったら、この事業からいくんであれば、企画のほうの担当者が認めたという、事業の中身について、そうなるんですが、その辺の関係はどうなっているのか確認いたします。

○議長（杉山幸昭議長）　杉原企画財政課長。

○杉原祐二企画財政課長　まちづくり活動支援につきましては、これまでずっとこの要綱で定めてやってきているものでございます。

今、議員のほうからありました部分でございますけれども、まちづくり会社のほうでは、今回のこの事業につきましては、それを、夢をといいますか、その課題を実現させてあげるということで、そういった意味の支援をしてきたというふうにお伺いしております。それの一環として、じゃ財源はということで、まちづくり活動支援事業という制度がありますよというような形で、こちらのほうをご利用いただいたという形でござい

ます。

したがいまして、例えば財源が不足しているときに、北海道の事業を使うですとか、そういったことのマッチングといいますか、そういうようなご相談に乗ったりというような形になっていくのかなというふうに考えております。

この要綱につきましては、この部分で要綱の補助対象事業の中で認められた部分は、予算の範囲内で助成をしていくという形になっておりまして、今回のケースでいきますと、上限は20万円でございますけれども、10分の10の支援という形になっております。

○議長（杉山幸昭議長）　ほかよろしいですね。

２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　32ページの高齢者向けのタブレットですか、それの配付状況なんですが、それについてどういうふうに。たしか50台の、実質には高齢者向けには30台ほどだと思っているんですが、その辺についてどのような、今年度については活用されたのかどうか質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長）　梶ＩＣＴ推進室長。

○梶　　達企画財政課ＩＣＴ推進室長　今年度に関しては、議員おっしゃったとおりで50台を購入させていただきまして、実際には高齢者の方々、今回の福祉バスを利用していただいた方々、また見守りのビデオ通話の実証にご協力いただいた方々35名に配付を行っております。その他、事務局用ですとか、各施設としての配付となっております。

○議長（杉山幸昭議長）　質疑してください。

２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　私は、その活用をされたことを知りたかったんですが、台数については説明がありましたので、具体的にどういうふうな活用があったのかと、その実績調査に基づいて来年度に予算を組んでいると思うんですよ。たしか100台かなんかはちょっと忘れた。どういう実績があって、よかったとか、こういう問題点があったとか、そういうことの検証はされているはずですが、その辺について質問したかったんです。

○議長（杉山幸昭議長）　梶ＩＣＴ推進室長。

○梶　　達企画財政課ＩＣＴ推進室長　私のほうで福祉バスのほうの利用についてのお答えをさせていただきますが、今回福祉バスの利用者に関しましては、萩ヶ岡地区と上音更地区の今年度の利用者の方々に配布をさせていただきまして、実際にご自宅までお迎えに行って、その２地区を統合する形で、今まで週２回、それぞれ週１回だったものを週３回の中から好きな時間を選んで、その方のご自宅までお迎えに行きますよと、そのタブレットで予約を入れていただくという実証を行いました。

先般の委員会でもご説明を申し上げましたけれども、利用者の増につながっているとともに、交通事業者に関しては効率的な運行ができたので経費の削減にもつながっているというところは、速報としてお示しをさせていただいたかと思います。

ただいま年明けてからの１月、今月にもかけて、萩ヶ岡地区と上音更地区の利用をいただいた方、全戸に、個別にちょっと回らせていただいてヒアリングを行っております。また、この皆さんの声、タブレットの使用感なんかも含めての声も聞いておりますので、これを取りまとめて２月末までに、今回、経済産業省の受託事業として実施しておりますので、国に対する報告を２月末までに上げていくという状況ですので、これが報告書がまとまり次第、また皆様にお示ししたいと思っております。

○議長（杉山幸昭議長）　３問目ですよ。

２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　資料を見ますと、昨年９月以降に配付して、順次２月ぐらいまで配付しながら、今説明がありましたように、検証については２月末までということなので、その検証をちょっと早く知りたいなと。そうじゃないと、検証して、いい結果が出るから台数を増やそうと、あと地域も増やそうとなるんだと思うんですが、多分操作的にどうだったとか、実際に買物を福祉バスを利用してやったことについて、いい点と課題が出てくると思うんですよ。その辺を整理しないと、来年度に補助金絡みですか、これも。それも含めて予算を組むのはいいんですが、実際に購入する場合は、実際に今度来年度は誰に配付するのかと、どういうふうに福祉バスの関係、タクシーもあるのか、そういうことも含めて回す実証等含めての関連だと思うんです。そう考えれば、もうちょっと早めに、この実証実験ですので、結果がぜひ早めに知りたいと思って質問させてもらいました。まだ出ていないということなのかなという、把握させてもらったんです。確認いたします。

○議長（杉山幸昭議長）　梶ＩＣＴ推進室長。

○梶　　達企画財政課ＩＣＴ推進室長　先日の委員会の資料の中に記載をさせていただいたんですが、速報値として、利用回数が伸びていることと、昨年度よりも利用者自体が伸びていること、回数も増えているというところと、あと実際の運行の距離は短くなっている。当然巡回していない分、ピンポイントでピストンでつないだ分だけ運行も経費も少なくなっているというのは速報の数値としてお示しさせていただいたかと思いますが、それぞれの方の利用についても、まず途中で10月、11月、12月と実証を行っている中でも、実は２か月実証を行った中で、皆さんが好きな時間を選べるとしたんですが、皆さんがなかなか画面をスワイプしたり、スクロールしたりということは難しいだろう

ということで、こちらである程度８つの時間帯を指定して、その中から選んでもらうというようなことをやったんですが、それは画面をスクロールが難しいだろうという、こちらの判断だったんですが、途中で皆様のほうから、逆に好きな時間を選べるといったんだから、もっと選ばせてくださいというような形で12個まで時間帯を増やして、その代わり、右側にスクロールバーをつけて、このスクロールでやると時間帯が増えますのでというような開始を行って、12月は時間帯を増やすような形でそのような形も行っております。

これに関しては、ある意味実証という中でチャレンジでやらせてもらったんですけれども、じゃ、12月実際にやってみて、それが難しかったのかどうなのかということを１月年明けで聞いたりもしておりますので、このあたり、我々が訪問している感触としては、皆さんも実際に予約もできておりますし、難しくなくできたということで好評だったというふうに認識はしておりますが、このあたりもう一度改めてヒアリングしておりますので、その結果については２月末の報告書をもって、また皆様にお示ししたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　いいですね、２月末、報告書ということで。

ほかなければ、次へ進みますが、よろしいですか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　次に、民生費に入ります。

38ページから44ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　41ページの障害者地域生活支援事業の部分についてご質問したいと思います。

サポートセンター白樺の施設の改修整備という形で、これについては本当に旧開発建設部の寮という部分で、かなり古い施設の、今までサポートセンターとしては、本当にいろんな工夫をしながら活用してきたという部分がありますし、この間、立ち上げてからいろんな意味でかなり実績を残してきた、本町においても誇れる一つのＮＰＯの施設かなというふうに認識しています。

そんなことを含めて、やはり将来のことを考えたら、当面の部分では改修していかんならんという部分はありますから、それについては僕は何も言うことはありませんけれども、もう一歩考えたら、やはりこういう授産的な部分を含めた支援をするという施設については、本町はもう少し先を考えていくとしたら、当面の部分は改修という部分はありますけれども、新たな方向で新築なり、大きな対応をしていく必要があるのかなと

思っています。

ただ、先にまちづくり会社だと思いますけれども、授産的な施設等を含めて、そういう受入体制という部分を含めて、例えばそういう形の老人対策を含めて、そういう施設を造るとかという方向性もありますから、きっと老人なり、障害的な部分の授産施設もこれから要望されるんじゃないかなというふうに認識しています。

そんなことで、将来の部分、ここで聞くという部分ではちょっとあれですけれども、もう一つはこれは繰越明許を予定しているとなっていますから、きっと時期的には繰越していかんならんかと思いますけれども、それも含めて、この以降、このような施設をやはり本町で考えるべきだなというふうに、ちょうどこの境を考えて、この事業を始める部分を含めてちょっと気がついたものですから、これについての考え方、これからちょっと近未来も含めた考え方について質問したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（杉山幸昭議長）　尾形保健福祉課長。

○尾形昌彦保健福祉課長　今回の補正につきましては、議員のほうで今ご質問あったとおり、この施設内における活動の密接な状況を緩和するための改修工事の経費を今回計上させていただいているところでございます。そして、今年度中での完了は難しいので、繰越しをして事業を実施しようとする内容でございます。

もう一つ、議員の言われた今後のこの施設の総合的な在り方という部分で、新築も視野に入れてというお話がございますけれども、現状においては、ちょっとそこまでの踏み込んだ部分での協議・検討まではまだ進んでございませんので、議員の意見等も踏まえながら、今後の検討にさせていただきたいなというところで考えているところでございます。

○議長（杉山幸昭議長）　ほかありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　次に、衛生費に入ります。

44ページから48ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　45ページの新型コロナウイルスワクチンの関係なんですが、２月３日の委員会で大体報告は受けているんですが、その後、やり方等について変わった点とかあればお知らせしたいと思うんですが、いろいろ情報が、６本取れるところが５本しか取れないとか、何かいろいろ情報がどんどん交錯していますので、その辺について、もし変わった点があれば説明してほしいと思います。変わらなければそのままで、多分２月の中旬以降には町民に説明しなきゃいけないと思うんで、その点について質問

いたします。

○議長（杉山幸昭議長）　尾形保健福祉課長。

○尾形昌彦保健福祉課長　変わった部分と申しますと、やはり新聞報道で分かる範囲のところの部分でございまして、今言われたように１バイアルから何回注射できるかとか、その辺が情報が交錯しているという状況でございます。どういう形でやるかというのは、まだ正式には来ていないという状況でございますので、来次第、町民にもきちんと説明をし、議員の皆さんにも機会があれば説明をさせていただいて、できるだけ早く要望される町民の方にワクチンが接種できるようなことで進めてまいりたいというふうに考えてございますので、どうぞご協力よろしくお願いいたします。

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　今回補正予算は通りますので、具体的なことについては、多分町民向けにチラシ等、お知らせできる準備ができたと思うんですが、いつ頃町民の方については案内なり、町の状況についてお知らせするのか確認したいと思います。やっぱりテレビとかいろんなところで補正を組んで臨時議会を開いてやったりしていますので、その点についてみんな関心があると思うんですよ。その辺について、いつ頃町民向けに出されるのか質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長）　尾形保健福祉課長。

○尾形昌彦保健福祉課長　いつ頃という部分につきましても、まだ現在、医療機関とも最終的にきちっとした詰めまでには至っていないというところで、まだ全国的なワクチンの状況ですとか、実際にどう取り扱っていいかという細かい部分も、まだ国のほうともＱ＆Ａの中でやり取りをしたり、それからＱ＆Ａも毎日更新されるような状況でございまして、まだちょっと確実な部分をこうですというように言える状況に、できないのが実態でございます。これも分かり次第、できるだけ早くということしか、今この場ではお話はできないんですけれども、できるだけ早く医療機関のほうとも話を詰めて、中身を詰めてまいりたいということで考えている、進んでいるという状況でございます。

○議長（杉山幸昭議長）　次に、農林水産業費に入ります。

48ページから56ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

６番、小椋茂明議員。

○６番（小椋茂明議員）　49ページになります。作業機付トラクター保安基準適合促進支援事業なんですけれども、当初の見込みから見て大分金額が下がる形となりますけれども、その辺の要因というのはどういうふうになりますか。

○議長（杉山幸昭議長）　名波農林課長。

○名波　透農林課長　作業機付トラクター保安基準適合促進支援事業ということで、本町の農業において、散在する圃場間を農業トラクターが移動する際に、その牽引する作業機等、脱着することなく移動することが望ましいということなんですけれども、この辺について、道路運送輸送法に基づく保安基準の整理がなされまして、それに適合するような灯火器を購入するに当たってこの事業を設けたわけですけれども、これらについて、まず予算の基礎としては、町内の150件ほどの農業者の方で、大体１戸につき２台ぐらいそういったトラクターだとか作業機があって、灯火器のフルセットとして、大体１台当たり６万円ぐらいかかるだろうということで予算立てをしまして、半分が農業者の方で４分の１が農協と、その残りの４分の１が町ということで支援するという事業で、これは今年度限りということで、農業者の方は輸送法の改正を昨年２月ぐらいに説明会を開いて周知しているというところで、あとはこういう事業があるということで、農協を通じて農業者の方に、４月以降２回にわたって、こういう支援事業がありますよということで周知をさせていただいております。

状況は今、どんな状況かというと、これからつける予定の方も含めまして、大体55件の農業者の方が利用される予定というふうになってございまして、金額的にはかなり下がるんですけれども、３分の１強というところで利用されているという状況でございます。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長）　ほかよろしいですか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　次に、商工費に入ります。

57ページから61ページまで質疑を行います。

斉藤明宏議員。

○９番（斉藤明宏議員）　58ページなんですけれども、消費者対策保護経費ということで予算が51万9,000円について、今回不用減ということで51万1,000円の不用減があります。ということは、予算執行額は8,000円ということになりますが、この予算については、消費者協会が解散したことによって、消費者保護ということで多分この予算がつけられていると思うんですけれども、実際どのように事業が行われたのかと、それから、今後とも消費者保護行政ということがどのように進められようとしているのか、この２点についてお伺いしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　青木町民課長。

○青木弘彦会計管理者兼町民課長　消費者保護対策経費の補正についてということで、こ

ちらは消費者相談窓口に関する経費51万1,000円減額させていただいております。

この減額の経緯と今後の考え方ということでお話しさせていただきます。

こちら令和元年度の消費者協会の総会におきまして、令和元年度末での消費者協会の解散が決定いたしました。消費者協会がこれまでに実施してきた毎週火曜日の消費者生活相談窓口業務の令和２年度以降の在り方について、町としましては今後の相談窓口の仕組みや担い手育成を進めるために、令和２年度につきましては、消費者協会の役員や会員の方による身近な相談員という形で相談体制を維持していき、令和２年度中に今後の方向性を決めるという考えでありました。これに伴いまして、当初予算において相談員の報酬のほか、相談会場に係る必要経費などを措置しておりました。

その後、相談窓口の継続について消費者協会役員と協議を行いましたところ、相談員の配置につきましては体制が整わず、相談会場も使用することがなくなったということで、その経費について今回減額補正を行うものであります。

それと、現在、消費者生活相談窓口は役場町民課において、役場の開庁時間に実施しております。令和２年度につきましては、これまで３件相談があったところであります。

今後も町単独での解決困難な事例等があれば、北海道の消費者生活センターに協力を依頼するほか、また消費者相談に当たる職員を研修に参加させるなど、町としての相談体制を整えていきたいというふうに考えております。

○議長（杉山幸昭議長）　ほかよろしいですか。

８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　60ページの北海道バルーンフェスティバル開催事業について質問したいと思います。

今年は観光課については、コロナ経済対策で非常に大変だったなというふうに認識しながら、やはり本町の一つのアドバルーン的なイベントの一つのバルーンフェスも、冬も夏もできなかったというふうに思います。

ここで、今回174万ほどの減額とありますが、当初では1,775万ぐらいの予算を組んでいたという部分はありますけれども、組織実行委員会のほうの事業という部分で減額補正になったというふうに思いますけれども、何かあまり目立たないうちにかなりの予算を使ってしまったのか、それとも途中で減額したのか、ちょっと大変申し訳ないんですが、認識していなかったんですけれども、目立たないという言い方はちょっとあれですけれども、この辺の組織委員会の事業の実行状況を含めて、ちょっと教えていただければありがたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　佐藤商工観光課長。

○佐藤泰将商工観光課長　バルーンフェスティバルですが、夏の大会が中止になったということを受けまして、実は12月に1,000万ほど減額補正をさせていただいております。冬の大会は一応実施予定をしていたんですけれども、このコロナの状況で開催ができないということで、冬の大会分を今回174万円減額させていただいたという形になっております。

なお、幾らかは予算を抱えておりますけれども、通年経費がございますので、その分は持たせていただいているという形になっております。

○議長（杉山幸昭議長）　ほかよろしいですね。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　次に、土木費及び消防費に入ります。

62ページから69ページまで質疑を行います。

10番、馬場敏美議員。

○１０番（馬場敏美議員）　66ページ、定住促進賃貸住宅推進事業で1,420万円の減額になっています。これ当初予算で3,000万計上していたと思うんですけれども、かなりの大きな減額なのかなと、そんなふうに思っています。

この事業につきましては、12月ですか、部屋数ですとか、その辺を含めて詳細に報告を受けてはいるんですけれども、実は新年度予算でも、令和２年度予算よりも減額した予算になっていると思うんですね。

そういう意味で、この事業そのものが現状の上士幌町の人口とあと利用率等を含めて部屋数がそろそろもう満度になってきたのかなと、その辺の考え方なんですけれども、やはり補助金を出して、この町にせっかく建ててくれた方々も過当競争になってしまうとなかなか厳しいし、上士幌町自体にとってもあまりいいことではないなと、そんなふうに思うんですね。

そういう意味で、この減額からちょっと見える部分で、この事業そのもの、部屋数そのものが今後どのように推移していくというふうに考えているのか、その辺ちょっとお聞かせ願いたいなと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　渡部建設課長。

○渡部　洋建設課長　賃貸住宅の助成の関係ですけれども、実際に今回減額させていただいた部分につきましては、今年度の実績としまして、先日委員会のほうでご説明したとおり、そこから変化はございません。そういった意味で、残額について減額ということです。

次年度以降の考え方につきましても、実際には、今建設の申請が若干減ってきている

のは事実なんですけれども、実際に入居率としましては、やはりほぼ９割ぐらいは常に入居しているというような状況がありますので、まだ一定程度事業は残していきたいなというふうに思います。それから、町の大型の農業法人さんであったりとか、そちらのほうに関しましても、まだ従業員住宅が必要としているというお話も聞いておりますので、そういった意味で、事業は若干、予算的に縮小はしますけれども、継続していきたいというふうに考えております。

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　68ページの災害の町民向けの一斉配信システム構築事業なんですが、どこかで説明があったような気もするんですが、ちょっと私、定かじゃないんですね。当初の予算では、初期費用と、それから町内のスマホ保有率の関係の調査と、それから戸別受信機を60台分買う、多分予算を組んでいたと思うんですが、その辺のスマホ保有率の関係はどういうふうな調査で、60台分、多分必要だと思って購入したと思うんですが、実際60台分で十分なのかと、その保有率の関係からいって。それが実際にスケジュール表を見ましたら、２月、３月に向けては、町民説明会等も多分して、３月ぐらいから運用開始みたいなことがあるんですが、その辺のスケジュールについてどのようになっているのか確認したいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　暫時休憩いたします。

（午後　３時３２分）

○議長（杉山幸昭議長）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　３時３４分）

○議長（杉山幸昭議長）　次に、教育費に入ります。

69ページから86ページまで質疑を行います。

８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　生涯学習センター管理運営費についてお伺いしたいと思います。

ここで、この時期という言い方はちょっとあれですけれども、この時期に液晶プロジェクターと音響機器の一式という部分で、これを購入を予定しているということでありますけれども、なぜこの時期なのかなという部分で、これ緊急性があるのが、やはり基本的に補正の対応だというふうに認識していますけれども、この緊急性とそれから必要性とを含めて、ちょっと説明いただきたいなと思っています。間もなく新年度予算に係

るという部分がありますから、そういう部分でもいいのかなというふうに勝手な認識をしていますけれども、やはり緊急性と必要性とを含めて、それと国の予算の在り方もちょっと絡んでいるのかなという部分がありますから、これらについてちょっと説明をしていただきたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　須田生涯学習課長。

○須田　修教育委員会生涯学習課長　生涯学習センターの管理運営経費の今回の補正の分ですね、317万8,000円ですけれども、このウェブ会議及びライブ配信機器、それから液晶プロジェクター一式、音響機器一式というところについては、ウェブ会議及びライブ配信機器の方は、これは減額、執行残です。それから、液晶プロジェクターあるいは音響機器のほうにつきましては、今年度、このコロナ禍でわっかの視聴覚ホールを活用してかみしほろ塾を開催いたしました。そのときに、配信はできたんですけれども、画面が非常に粗いということと、あとは音響ですね、雑音が入るということで、そのときの反省が実はありました。

それで、今回、新型コロナウイルスの感染症の対策の臨時交付金、３次があるということで、その反省を踏まえまして検討しまして、今回、来年度リモートによるかみしほろ塾をはじめとした講演会あるいは会議等があの場で開催されるということを想定して、今回補正で上げさせていただいています。

○議長（杉山幸昭議長）　８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　今日分かりましたけれども、この場でやるというのは、第３次のコロナウイルスという部分ありますけれども、よく今言われているのに、コロナウイルスにかけていろんな施設が準備されているなというニュースもあるんですよね。それについては、特にこの対策については、たしかそういうウェブも含めて対応しているという部分ですから、採用されてもいい範囲かなという判断、ちょっと僕も分かりかねるものですから、そういう判断でよろしいでしょうか。

○議長（杉山幸昭議長）　須田生涯学習課長。

○須田　修教育委員会生涯学習課長　わっか全体で、今回コロナ対策ではＷｉ－Ｆｉ設備から今回の視聴覚ホールの補正を行うということで、コロナ禍における効率的なそういう会議あるいは講演会の開催ということで、現在あるいは今後必要不可欠だということで、コロナ対策ということで適合するんではないかというふうに考えております。

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　教育委員会、何点かあるんですけれども、まず初めに、70ページのスクールカウンセラー謝礼事業なんですが、これはそのときに適用した事例があれ

ばということで多分予算を組んでいると思うんですが、今回50万円減りましたが、そういう必要性はなくて減額したのか。十分対応するんであれば、従来どおり予算を使っていくのかな、そういう点について質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長）　木下教育推進課長。

○木下由季子教育委員会教育推進課長　スクールカウンセラーの事業につきましては、基本的には同事業を活用させていただいて、年間70時間から80時間ぐらいで１か月に２回から３回カウンセラーを派遣していただく事業を実施しています。それに対応し切れない緊急的な処置が必要になったときということで、町のほうでも予算を見させていただいています。

今年度は実際には活用させていただいた事業がなかったので、そのまま落としているというような形になっています。

○議長（杉山幸昭議長）　この件はいいですか。

２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　学校ＩＣＴ環境整備、教育用パソコン端末導入制度なんですが、これは６月交付金で整備して、これから多分活用に至るのだと思うんですが、今年度についてどういう具体的な活用をされたのかと。あと来年度以降について予算のときに、質疑等をしたいと思っています。その点についてよろしくお願いいたします。

ページ数74ページ、小学校、中学校、またがりますので、74と77ですね。小学校が74で、中学校が77ページですね。よろしくお願いいたします。

○議長（杉山幸昭議長）　木下教育推進課長。

○木下由季子教育委員会教育推進課長　学校ＩＣＴ環境整備事業につきましては、端末機の整備と学校内のＩＣＴ環境整備ということで、校内ＬＡＮ、Ｗｉ－Ｆｉ等の環境の整備事業という形で対応させていただきました。

端末については、児童・生徒、１年生から中学校３年生まで１人１台という形で購入をさせていただきまして、今現在、小学校の例えば低学年であれば、まず触れるところからとか、中学生ですと授業の活用も含めて、それぞれ小学校の委員会、中学校のＩＣＴの委員会等の中で議論をしながら、活用の方法を模索していただいているというような形です。先ほど教育長の一般質問の中でもちょっと答弁をさせていただきましたが、中学校等は持ち帰り等についても今検討を進めております。

あと校内ＬＡＮの整備につきましては、ＬＡＮ環境の整備と端末機の充電保管庫、充電して使える状態にするための充電保管庫の整備という形で進めさせていただきました。

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　具体的な活用については、ここではこれから令和３年度については活用されると思いますので、質疑は避けたいと思うんですが、最近ちょっと新聞報道で気になったのは、無線ＬＡＮによる、あれに対する障害とか、結構そういう状況とか、そういうのはないのかなという気もしたんですが、要するに電波ですね。電波に関する。最近、多分ＬＡＮでつなぐと、その電波が飛び交うので、そういうところで困っているというので要望書を出しているというのを新聞記事で、どこかのところで見たことがあるんですが、そういうことについての配慮とか、そういうことはないのか。

以前、中学校の校舎を造るときに結構問題になって、あそこの国道沿いにＮＴＴの電波塔があるので、そういうこともあった、その点については問題ないのかどうかちょっと気になったものですから、そういうことについての把握は、突然で申し訳ないんですが、最近そういう新聞を見た。そういうことがなければいいんですが、そういうことについてあれば答弁をお願いします。

○議長（杉山幸昭議長）　木下教育推進課長。

○木下由季子教育委員会教育推進課長　今の段階で学校等からご報告をいただいている部分はないというふうに押さえております。

○議長（杉山幸昭議長）　ほか、教育費ありますか。

２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　芸術鑑賞費、80ページなんですが、今回はコロナ期でやむを得ず二百何万減額をされているんですが、また当初予算に二百何万入っているんですけれども、今回は仕方がないと思うんですが、ぜひ形式として１か所に集めてやるということは、多分これからは多分困難になってくるんではないかと思う。ですから、今回の補正については、別に批判するわけではないんですが、いろんな形での芸術鑑賞、分けてもいいし、何でもいいから、いろんな形の芸術鑑賞ができる方法を模索してはどうかというふうに私は思っています。

今まで１か所に集めて、山開センター、わっかもそうなんですが、それをやる形で一生懸命、券を100円、500円で売りながら集めたんですが、それも必要なんですが、いろんな形の、例えばの話で、道の駅もすごくいいなと思って、あそこで中学生がユースでやったりとか、いろんな形のやり方も模索しながらしたらどうかと、この点については、そういう声が今年度なかったのかどうか確認して終わります。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長）　須田生涯学習課長。

○須田　修教育委員会生涯学習課長　今、山本議員おっしゃるように、今年度につきまし

ては、昨年度中止になった円楽さんを中心に、今年度の開催を目指して当初取り組んでまいりました。

社会教育事業として行う芸術鑑賞会については、ある程度のターゲットはあるにしましても、町民の方、広くに楽しんでいただくということで、多数の方々が集まっていただく。特に円楽さんなんかは昨年度300人以上の申込みがありましたので、今年度については、同じような形でやるのは難しいだろうということで断念いたしました。

その後も音楽関係の鑑賞会等の検討も相手方とさせていただいていたんですけれども、結局場所とそのようなたくさんの方を室内で集めて行うという形式では、やはりなかなか感染症対策というのは完全に行うというのは難しいだろうということで、今回はやむを得ず中止とさせていただいています。

町民の方々から違うような形式でできないかというような要望については、私のほうには聞こえてきておりませんけれども、来年度どういう状況になるか全く分かりませんが、今の議員のおっしゃったようなことも参考にさせていただきながら、工夫してできるところはやっていきたいというふうに考えております。

○議長（杉山幸昭議長）　教育費、よろしいですか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　それでは、先ほど答弁持ち越しておりました土木費及び消防費に戻ります。

答弁願います。杉本総務課長。

○杉本　章総務課長　お時間をいただきましてありがとうございます。

ご質問のありましたスマホ等の保有状況調査でございますけれども、各年代ごとにばらつきはありますけれども、トータルの保有率というのが大体88％ぐらいでございます。

それでスマホ等を持っていない世帯の方は740名程度ということで想定をしておりまして、そのうちタブレットで対応するもの、また戸別の受信機で対応する方ということで、戸別の受信機で対応する世帯が320世帯ぐらい。今年度120台を購入しておりますので、その120台につきましては、要援護者の方を優先に配付をしていくということでございます。また、不足の200台につきましては、新年度で予算に計上させていただきたいというふうに考えております。

また、運用開始については、今のところ３月下旬の予定でございまして、町民の周知につきましては、まずは３月の広報で周知をしていきたいというところでございます。

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　スマホを持っている方、それからタブレット、それから戸別と

いろんなパターンがあるわけですが、その方に周知をしてすぐに理解をしてもらえるのか。私もそうなんですが、私もスマホを持っていて、地震通報なんかよく来ますよね。ピンポンピンポンなったりとかね。そういうのでなるのか、やはり町民、特に携帯を持っていない、ガラケーを持っていないときには多分戸別受信機になると思うんです。

その辺について、広報でまずお知らせする。それから、町民向け説明会というのは、多分集まっての説明会は無理だと思うので、その辺、３月に入りますので、ぜひきちっと説明をしながらやらないといけないのかなと思っていますので、その辺、私もどこで説明されたか、いろんな資料、整理はしているんですが、３月の末から実際に運用開始するわけですが、その辺がもうちょっと詳しく町民向けに説明してほしいなと思って質問させてもらいました。

特に、持っていない方とか、戸別何とかを貸し出すわけですよね、多分。タブレットの方は、多分みんな使っている方がやるからいいと思う、その辺について、もうちょっと丁寧に説明したらどうかなと思って質問させてもらいました。

○議長（杉山幸昭議長）　杉本総務課長。

○杉本　章総務課長　戸別受信機の貸出しにつきましても、単に貸し出すということでなくて、職員が伺って設置をして、その際に説明をするということで丁寧な対応をしていきたいというふうに考えています。

○議長（杉山幸昭議長）　８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　一部山本議員の質問にふくそうするんですけれども、この調査ですね、戻った減額分がかなり少ない数字でちょっと見ているんですけれども、調査で４万4,000円という部分で、ただ前に確認の中であった部分については、非常にアンケートの回収率が悪かったという部分で聞いていたんですけれども、それを介して、今、総務課長のほうから今後のおおむねの配付体制、状況について説明をいただいたんですけれども、これはもう少し詳しく、その後、回収以外に調査したのか、そこだけちょっと確認させてください。回収率、たしか梶室長、50台だかと言ったような気がしますんで、ちょっとそこが気になっていますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　杉本総務課長。

○杉本　章総務課長　保有率調査につきましては、全年代を通しての回答率が40％ですね。65歳以上の方についての回答率が50％ということになっております。

戸別受信機の必要台数につきましては、その割合から実際の人口に率を掛けて推計をしたという形になっております。

○議長（杉山幸昭議長）　８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　僕のほうでちょっとかなり低いなという認識をしていたものですから、それから推計したという部分ですけれども、やはり適切に台数に足りないとかという部分があると思ったら補正しながらという形になろうと思うんですけれども、やはり適切に希望する方については早く対応できる体制について、早期に対応していただかないと、防災等の連絡システムについては、本町が前の勝毎等の調査の中でも一番遅れている一つの町村というふうに僕は認識していたものですから、昨今の、昨日の地震も含めて、いつ何が起こるか分からないと、それから町の情報が都度するという約束になっているようなイメージも持っているものですから、なるべくそこら辺をきちっと調整しながら、配付こぼれのないような体制についてよろしくお願いしたいと思います。何かこれについて考え方があったら回答をお願いしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　杉本総務課長。

○杉本　章総務課長　今言われたように、推計の数字ということでございますので、現実に配付していく中で不足等生じた場合には、補正で対応させていただきたいというふうに考えております。

○議長（杉山幸昭議長）　土木費、消防費、よろしいですね。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　それでは、次に進みます。

次に、給与費明細書及び地方債に関する調書は、87ページから95ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　次に、歳入の事項別明細書は、９ページから22ページまで一括して質疑を行います。質疑ありますか。

５番、早坂清光議員。

○５番（早坂清光議員）　すみません、町税の関係で１点だけ伺いたいと思います。

コロナ禍の状況で、事業者が売上げが減少するというような場合に、国のちょっと私が見ているものでは、売上げが例えば前年と比較して20％以上減少しているというような場合に、特例的に納税を猶予するというような制度があると思うんですけれども、町の事業者の中でそういう徴収猶予というか、納税の猶予というようなことを、コロナの影響でしているケースというのがあるのかどうかだけ、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　青木町民課長。

○青木弘彦会計管理者兼町民課長　ただいまご質問のあったコロナの関係での納税の徴収

猶予の件数があったかどうかということですけれども、本町におきましては、この制度というのは１月31日までを期限としてやっているんですけれども、今年度につきましては、実績としては１件、２税目の申請があり、猶予を許可したところであります。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長）　では、次に進みます。

次に、事項別明細書の総括表、７ページから８ページまで一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　次に、一般会計補正予算の１ページから６ページまで一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　以上で議案第１号令和２年度上士幌町一般会計補正予算（第10号）の質疑を終わります。

次に、特別会計補正予算の質疑を行います。

特別会計の質疑は、会計ごとに歳入歳出一括して質疑を行います。

初めに、議案第２号令和２年度上士幌町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）は、96ページから108ページまで一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　以上で議案第２号令和２年度上士幌町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）の質疑を終わります。

次に、議案第３号令和２年度上士幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）は、109ページから113ページまでを一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　以上で議案第３号令和２年度上士幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）の質疑を終わります。

次に、議案第４号令和２年度上士幌町介護保険特別会計補正予算（第５号）は、114ページから127ページまで一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　以上で議案第４号令和２年度上士幌町介護保険特別会計補正予算（第５号）の質疑を終わります。

次に、議案第５号令和２年度上士幌町水道事業特別会計補正予算（第４号）は、128ページから132ページまでを一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　以上で議案第５号令和２年度上士幌町水道事業特別会計補正予算（第４号）の質疑を終わります。

次に、議案第６号令和２年度上士幌町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）は、133ページから144ページまで一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　以上で議案第６号令和２年度上士幌町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

（午後　３時５９分）

○議長（杉山幸昭議長）　休憩前に戻り会議を開きます。

（午後　４時００分）

○議長（杉山幸昭議長）　次に、各会計補正予算に対する質疑は終了いたしましたので、これより町理事者に対する総括質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　質疑がございませんので、町理事者に対する総括質疑を終了したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、町理事者に対する総括質疑を終わります。

以上をもって、議案第１号から議案第６号までの令和２年度各会計補正予算に対する質疑を終結いたします。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議案第１号令和２年度上士幌町一般会計補正予算（第10号）の討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第１号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第１号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２号令和２年度上士幌町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）の討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第２号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３号令和２年度上士幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）の討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第３号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第４号令和２年度上士幌町介護保険特別会計補正予算（第５号）の討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第４号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第５号令和２年度上士幌町水道事業特別会計補正予算（第４号）の討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第５号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第６号令和２年度上士幌町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）の討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第６号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

ここで15分間休憩といたします。

再開は５分前の予鈴をもってお知らせいたします。

（午後　４時０４分）

○議長（杉山幸昭議長）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　４時１５分）

◎議案第７号及び議案第８号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（杉山幸昭議長）　日程第11、議案第７号上士幌町居辺地区集中バイオガスプラント設置及び管理に関する条例の制定について、日程第12、議案第８号上士幌町バイオマス関連事業基金条例の制定について、以上２件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

名波農林課長。

○名波　透農林課長　ただいま上程されました議案第７号上士幌町居辺地区集中バイオガスプラント設置及び管理に関する条例の制定について、議案第８号上士幌町バイオマス関連事業基金条例の制定について、２件を一括して、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

提案の理由でありますが、本条例につきましては、本町における家畜ふん尿を核とした資源・エネルギーのリサイクルシステムを構築し、地域農業の持続的な発展と農業集落の環境保全を図るため、現在、十勝振興局において整備中の農業集落環境管理施設居辺地区集中バイオガスプラントが令和４年３月に譲与される予定であることから、当該施設の設置及び管理に関する条例を制定するものです。

条例の内容についてご説明いたします。

条例の構成につきましては、全体で８条の構成となっております。

第１条では設置を定め、第２条では名称及び位置を定め、第３条では当該プラントで行う事業を定めており、第１項では家畜ふん尿等の原料収集、第２項では液肥の製造、利用に関すること、第３項ではバイオガスの生産利用に関すること、第４項では土づくりや耕畜連携に関する事業、第５項ではその他町長が必要と認める事業としています。

第４条では、指定管理者制度導入による施設管理の代行を定め、第５条では指定管理者が行う業務を定め、第６条では液肥の料金を定め、第７条では附帯事業を定め、第８条では委任とし、施設の管理について必要な事項は規則で定めるとしております。

なお、この条例は北海道有土地改良財産の譲与に関する条例に基づき、当該バイオガスプラントに係る財産の譲与を受けた日から施行するものであります。

次に、議案第８号上士幌町バイオマス関連事業基金条例の制定についてご説明いたします。

本条例につきましては、上士幌町における家畜ふん尿を核とした資源・エネルギーのリサイクルシステムの構築による地域農業の発展と環境保全を図ることを目的に基金条例を制定するものです。

条例の内容についてご説明いたします。

条例の構成につきましては、全体で７条の構成となっております。

第１条では設置を定め、第２条では積立てを定め、基金として積み立てる額は歳入歳出予算で定めるものとしております。第３条では基金の管理について定め、第４条では基金の運用益の処理について定め、第５条では処分を定めており、第１項では居辺地区集中バイオガスプラントの大規模修繕等の安定的な運営に必要な事業、第２項では地域農業の持続的発展に必要な事業、第３項では農業集落の環境保全に必要な事業などに該当する場合に処分することができるとしています。第６条では基金の繰替運用を定め、第７条では委任に関して定めるものです。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、提案理由と内容についてご説明させていただきました。ご審議の上、ご可決く

ださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長）　提案説明が終わりましたので、これより２件を一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　これをもって２件に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第７号から議案第８号までの２件は、会議規則第39条第１項の規定により、産業経済建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第７号から議案第８号までの２件は産業経済建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議案第９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長）　日程第13、議案第９号上士幌町健康増進センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

尾形保健福祉課長。

○尾形昌彦保健福祉課長　ただいま上程されました議案第９号上士幌町健康増進センター条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

町例規集は第７編民生、第２章保健衛生をご参照願います。

提案の内容でありますが、別紙議案第９号関係、上士幌町健康増進センター条例の一部を改正する条例新旧対照表によりご説明をいたします。

本条例の附則第２項において、12歳以上とする大人の入浴料金380円を300円に、６歳以上から12歳未満とする中人の入浴料金140円を100円に、11回回数券につきましては、大人の3,800円を3,000円に、中人の1,400円を1,000円とする入浴料金の減免について、その減免の期間を平成30年４月１日から平成33年３月31日の３年間としているところであります。

今回の提案につきましては、期間をさらに３年間延長し、令和６年３月31日までとし、引き続き入浴の機会が増えることで、町民の健康増進や保健衛生の向上、また高齢者の

方の外出機会の拡大や町民同士の交流の機会を高めていただくことを目的に実施しようとするものであります。

なお、施行期日は公布の日からとするものです。

以上、上士幌町健康増進センター条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明いたしました。ご審議いただき、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長）　提案説明が終わりましたので、これより議案第９号について質疑を行います。質疑ありますか。

８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　今提案されました条例の制定については、僕はそのまま賛成という形で考えていますが、もう少しこの制定に当たって、町民の声を聞く機会もあってもよかったのかなという認識をしています。

僕はたまたまこの施設を利用させてもらっている一人ですけれども、どっちかといったら、やはり常連化しているという人は、結構町内の人は多いのかなというふうに思っています。

ただ、その中で聞くと、なかなかいい知恵もありまして、70歳以上の方が８回から10回に先般、先に改定された中で、それはそれだけの行く機会が増えましたという部分はありますけれども、どうも10回が一つのガイドラインになって、もう少し行きたいんだけれどもという部分があって、20回にして、同じ管理しているんだったら、そんなに対応は、形式的な部分はあまり変わらないんじゃないかという部分等を含めて、回数がもし増えたら、逆に100円でも、行くことによって、微々たる収入といったら怒られますけれども、収入も増えて、今課長からあったように交流の場、交流の機会、そういうのが増えて、本来の目的の健康増進するという大きな目的も、それから、どっちかと言ったらひきこもりぎみの方もという部分がありますから、そんなことを含めて、そういう回数の部分をちょっと考えてほしいなというのも、きっとあったというふうに認識しています。

それともう一つは、１か月。300円という形で、これも340円から始まって380円までいって、また300円という部分で、非常に利用しやすい形でありますから、これ町内も町外も同じだという認識もあるんですけれども、やはり、この１か月の中で、一定の１か月のパス的な部分をつくってくれたら、もうちょっと行って利用できるんだなという声も結構聞きます。きっと、あそこに行っている方は、そういう認識の中で交流をしながら、いろんな意味で効果的な付き合いができているのかなと思ったり、また、衛生的

な部分も含めて改善されてきているなというふうに認識しています。

そんなことで、できればそういう声を聞きながら、この条例の在り方もちょっと必要ではなかったかなと思います。急な話で大変申し訳ないんですけれども、できれば条例の中でそういう料金の定めがありますから、もう少し声を聞きながら、向こう３年間、このままでなくて、何らかの形で声を聞きながら、せっかくの施設ですから、健康増進センターという立派な名前の施設でふれあいプラザという仮称もあった施設ですから、そういうことで対応していただければと思います。

その一つとして、やはりあそこへ行ったら、風呂へ行って帰ってくるだけという部分はありますけれども、大体帯広の一般浴場については440円前後ぐらいのコストで食堂があったり、休憩施設があったり、サウナマットがついていたり、それから風呂についても、もう少し多様性があったりとか、そういう部分があって、やはり営業的な部分もあるとしたらそういう部分もありますから、客寄せという部分も少し体験してもらいながらという部分で、高齢者については一部体験という部分の無料券を配付するとか、士幌町は年に個人的に対応していたりする部分で、緑風荘の少しでも利活用、そういう部分も含めて体験するような配慮もありますから、もう少し配慮をすると、先般頂いた資料によると、どうも最近、やや上り調子が下勾配の利用状況というふうに見ちゃうものですから、やはりここも改善することが、うちの健康づくりの一つの目玉になるんじゃないかなと。なかなか町でこれだけの施設を持っているというのは管内で少ないと思いますので、こんなことを含めて、もう少し人寄せできるような部分と、今言った少し料金の改定の仕方、見方、こんなことも含めて検討していただければ、この案には賛成しますけれども、より一層の、町民があそこに集える場所というふうに認識しますので、この点について、今早急な条例を提案している中ですけれども、条例の中身をどうする、こうするということは今現在で言うつもりはありませんけれども、そういう考え方について質問して、今後にぜひ努力してほしいなと、そういうふうに考えているところであります。

○議長（杉山幸昭議長）　尾形保健福祉課長。

○尾形昌彦保健福祉課長　今のご質問をいただきまして、利用状況についてちょっとお話をさせていただきますけれども、今年につきましては、コロナの影響で営業時間が短くなった部分だとか、コロナのために外出の機会が減ったという部分で、昨年よりは一時期利用者全体の方が減ったという状況にございます。

しかしながら、平成27年に一番利用者が減ったかというふうに思うんですけれども、それ以降、ずっと入浴客のほうが増えてきている実態にございます。今回もコロナがや

や収まったぐらいの秋口の頃につきましては、昨年よりも多い方が入浴していらしていただいているという状況でございます。

しかしながら、高齢者の100円券で入っていただける方については、若干ずつ目減りがしているという状況にございます。今、江波戸議員のほうからも言われたいろんな入りやすいような状況だとか、呼び込むような努力というような部分で、いろんな方からの意見を聞くような取組も今後検討しなきゃならないかなというふうには感じるところでございます。

ただ、経費的な部分でいいますと、やはり何人入っても同じかというと、やはり今も沸かし湯で、温泉とはいえ沸かして入っているという部分で、入っていただければ経費的には町の持ち出しが増えるのではないかなというふうに思っているんですけれども、やはりそれ以上の交流機会の場だとか、健康増進だとか、そういう部分の効果のほうが高いというような判断で、こういう減免のほうの提案をさせていただいているという状況でございますので、今後ともいろいろなご意見をいただきながら検討を重ねてまいりたいというふうに思います。

○議長（杉山幸昭議長）　ほかありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　これをもって議案第９号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第９号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第９号は原案のとおり可決されました。

◎議案第１０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長）　日程第14、議案第10号上士幌町農業技術研究センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

名波農林課長。

○名波　透農林課長　ただいま上程されました議案第10号上士幌町農業技術研究センター

条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

上士幌町農業技術研究センターについては、土壌分析等の機能を廃止し、食品加工に特化した施設として再構築を図るため、現在改修中であります。令和３年４月１日からの供用再開に向け、施設の名称や使用料等に関して条例の一部を改正するものであります。

町例規集は第８編産業、第２章農林をご参照願います。

議案第10号関係資料、上士幌町農業技術研究センター条例の一部を改正する条例新旧対照表をご参照願います。

下線部分が改正部分であります。まず、施設の名称について、上士幌町食品加工センターに変更いたします。

第１条の設置については全文を改正し、「農畜産物の付加価値を高めるために必要な加工技術の研鑽と特産品の研究開発を行い、地域住民の生活向上及び地域産業の振興を図るため、上士幌町食品加工センターを設置する。」とし、第２条から第５条までは施設の名称を変更するものです。

資料２ページ、第７条使用料について、改正前は条文の中で基本使用料を明記していましたが、改正後は加工室が３室となることから、基本使用料を別表に記載することとしたため改正するものであります。

第９条から第10条まで及び第13条は施設の名称の変更であります。

なお、附則の第１項として、この条例は令和３年４月１日から施行するものといたしますが、第２項の準備行為については、公布の日から施行するものとし、４月１日以前に使用申請及び許可等の準備行為を行うことができるとしております。

また、第３項では、上士幌町農業振興審議会条例の一部改正として施設の名称を変更するものでございます。

資料４ページ、別表について変更いたします。

改修工事による加工室の増加、加工品目の変更、消費税増税、現在の加工工程や使用機器に合わせて使用料を改正するものです。また、育成棟の使用料を新設しております。

以上、上士幌町農業技術研究センター条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由と内容についてご説明させていただきました。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長）　提案説明が終わりましたので、これより議案第10号について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　これをもって議案第10号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第10号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第１１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長）　日程第15、議案第11号上士幌町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

永谷消防課長。

○永谷全功消防課長　ただいま上程されました議案第11号上士幌町消防団条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

提案の理由でありますが、近年災害が多様化、複雑化し、今後大規模地震等の発生が危惧されている中、全国の消防団員数が年々減少しております。上士幌町消防団も団員の確保が年を追うごとに厳しさを増している現状から、国が進めます機能別消防団員制度を導入し、大規模災害発生時、町民の避難誘導等、特定の活動をすることで、消防団の災害対応能力の向上及び団員確保が図られることを目的に、同条例の一部を改正するものであります。

また、機能別消防団員導入は、令和２年７月に上士幌消防団組織の見直し等に関する検討委員会を設置し、協議検討を行った結果であります。

別紙資料の議案第11号関係、上士幌町消防団条例の一部を改正する条例、新旧対照表をご覧ください。

町例規集は第11編防災、第１章災害対策をご参照ください。

団員の種類として第３条の次に第３条の２「団員の種類は、基本消防団員及び機能別消防団員とする。」、第２項「基本消防団員は、機能別消防団員以外の団員とする。」、第３項「機能別消防団員は、特定の活動に従事する団員とする」を加える。

第４条第１項中、「そのほかの団員は、次に掲げる資格を有する者のうちから町長の

承認を得て団長が」を、「団長以外の基本消防団員は、次の各号のいずれにも該当する者であって、団長が町長の承認を得て」に改め、第２項「機能別消防団員は、次の各号のいずれにも該当する者であって、団長が町長の承認を得て任命する。」。第１号「前項各号に該当する者」、第２号「団員として必要な知識経験を有すると団長が認める者」を加える。

第13条に、「ただし、機能別消防団員には、報酬を支給しない。」を加え、第15条に、「ただし、機能別消防団員は、特定の任務に限り出動する。」を加える。

第17条の「団員は」を「団長は」に改め、第２項として、「機能別消防団員は、前項の訓練には参加しないものとする。ただし、団長の命により要請があった場合は、この限りでない。」を加える。

附則として、施行期日を令和３年４月１日からとするものであります。

以上、議案第11号上士幌町消防団条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明させていただきました。ご審議いただき、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長）　提案説明が終わりましたので、これより議案第11号について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　これをもって議案第11号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第11号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第１２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長）　日程第16、議案第12号工事請負契約の変更についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

杉本総務課長。

○杉本　章総務課長　ただいま上程されました議案第12号工事請負契約の変更について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

このたび議決を求めます工事請負契約の変更は、令和２年４月28日に議決をいただきました上士幌消防庁舎外構整備工事であります。

別紙議案第12号関係資料をご参照願います。

契約変更の理由でありますが、冬季施工となったため、植栽及び点字ブロックの取りやめなどに伴い設計変更を行った結果、減額となったものであります。

工事請負契約の変更内容でありますが、契約金額について244万2,000円減額し、5,299万8,000円とするものであります。

以上、提案理由と内容についてご説明させていただきました。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長）　提案説明が終わりましたので、これより議案第12号について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　これをもって議案第12号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第12号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第１３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長）　日程第17、議案第13号権利放棄についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

渡部建設課長。

○渡部　洋建設課長　ただいま上程されました議案第13号権利放棄について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

このたびの権利放棄につきましては、平成６年11月から平成31年１月分の水道使用料の未納額について権利放棄の議決をいただき、不納欠損処分とするものであります。

不納欠損処分につきましては、時効による債権の消滅または権利放棄等により徴収不納となった債権の徴収事務を終了させる決算上の処分であります。

水道使用料につきましては、平成15年の裁判所の判決において、私法上の債権とされたことにより民法が適用され、同法の定めによる消滅時効が完成されなければ、債権債務関係が永久に残ることとなります。

本件につきましては、消滅時効が完成していないため、徴収事務の終了には債権放棄の議決を経て債権を放棄する必要があることから、地方自治法第96条第１項第10号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

権利放棄の内容ですが、権利の内容は水道使用料、使用年月は平成６年11月分から平成31年１月分まで、金額14万4,160円、債務者住所、氏名及び放棄の理由につきましては、議案の次のページ以降に記載のとおりであります。

放棄の理由及び金額等の内訳につきましては、まず、破産手続廃止及び免責許可決定が確定したことを事由とするものが２名、４件、金額5,440円、法人の任意整理手続終了によることを事由とするものが１名、18件、金額９万3,780円、債務者死亡及び相続人不存在を事由とするものが２名、９件、金額9,000円、債務者の所在不明を事由とするものが３名、14件、金額３万5,940円であります。

以上、議案第13号権利放棄について、その提案理由と内容についてご説明させていただきました。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長）　提案説明が終わりましたので、これより議案第13号について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　これをもって議案第13号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第13号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

（午後　４時４５分）

○議長（杉山幸昭議長）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　４時４６分）

◎会議時間の延長

○議長（杉山幸昭議長）　お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、この際あらかじめこれを延長したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

◎議案第１４号から議案第１９号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（杉山幸昭議長）　日程第18、議案第14号令和３年度上士幌町一般会計予算、日程第19、議案第15号令和３年度上士幌町国民健康保険特別会計予算、日程第20、議案第16号令和３年度上士幌町後期高齢者医療特別会計予算、日程第21、議案第17号令和３年度上士幌町介護保険特別会計予算、日程第22、議案第18号令和３年度上士幌町水道事業特別会計予算、日程第23、議案第19号令和３年度上士幌町公共下水道事業特別会計予算、６件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

千葉副町長。

○千葉与四郎副町長　ただいま上程されました議案第14号から19号までの令和３年度一般会計並びに各特別会計予算の内容を申し上げます。

初めに、予算編成方針の要点でございます。

国は、令和３年度地方財政対策において、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税等が大幅な減少となる中、交付団体ベースで実質令和２年度を上回る額を確保することとしており、地方交付税については5.1％、約8,503億円の増としております。

本町においては、令和２年度普通交付税の額が前年度比7.5％、１億9,406万3,000円の増となったところであります。令和３年度においても、過疎対策事業債償還費の増等により前年を上回ることが予想されます。

このような中、第５期総合計画における６つの目標を実現するための施策はもとより、

本町の喫緊の課題である人口減少と地方創生に対する重点対策であり、２期目の２年目を迎える「第２期上士幌町人口ビジョン・総合戦略」の６つの基本目標である「地場産業で地域の活力を生み出すまち」、「子育て・教育の充実したまち」、「健康で安心して暮らせるまち」、「移住定住による人口減少をくい止めるまち」、「小さな拠点の形成を目指すまち」、「生涯活躍するまち」を重点テーマとした施策を積極的に推進することを方針としたところでございます。

それでは、令和３年度各会計予算編成の概要についてご説明申し上げます。

令和３年度の予算規模は、一般会計及び５特別会計で、総額100億6,303万円となっております。前年度当初予算と比較いたしますと９億7,982万3,000円、8.9％の減額となっております。

一般会計につきましては80億9,237万1,000円、前年度比で10億8,172万5,000円、11.8％の減額であります。

歳入のうち町税につきましては７億7,099万5,000円、前年度比1,283万3,000円、1.7％の増額であります。

地方交付税につきましては、普通交付税と特別交付税の総額で30億3,965万3,000円、前年度比１億2,673万4,000円、4.4％の増額であります。

寄附金につきましては、主にふるさと納税寄附金として14億9,710万2,000円、前年度比２億9,710万円、24.8％の増額であります。

繰入金につきましては６億6,722万9,000円、前年度比３億6,035万1,000円、35.1％の減額であります。このうち主なものは、財政調整基金からの繰入れ２億9,509万4,000円、ふるさと納税・子育て少子化対策夢基金から１億9,109万8,000円、ふるさと納税・生涯活躍いきがい基金から8,319万5,000円であります。

町債につきましては５億8,778万1,000円、前年度比13億115万5,000円、68.9％の減額であります。このうち臨時財政対策債は１億9,028万1,000円であります。

歳出につきましては、新規事業としてSociety5.0の推進事業、高齢者向け情報配信用端末の配付実証事業、スクールバスの更新事業、居辺地区集中バイオガスプラントの運転開始に伴う管理運営事業などを計上してございます。継続事業としましては、ふるさと納税推進事業や健康寿命の延伸に向けた生涯活躍のまちを推進するための上士幌創生包括プロジェクト事業における地域包括ケアシステムの充実に向けた各種事業、基幹産業である農業の基盤整備をはじめとする地域産業の活性化対策、交流・移住・定住促進施策としての移住促進・二地域居住事業、定住促進賃貸住宅建設費助成事業や子育て住宅建設費等助成事業などを計上してございます。

次に、国民健康保険特別会計につきましては、７億796万3,000円の予算規模で、前年度比2,959万9,000円、4.0％の減額であります。保険給付費のほか、国民健康保険事業費納付金などの経費を計上しております。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、１億683万4,000円の予算規模で、前年度比19万4,000円、0.2％の減額であります。後期高齢者医療広域連合納付金が主な経費でございます。

次に、介護保険特別会計につきましては、６億3,564万9,000円の予算規模で、前年度比5,741万9,000円、9.9％の増額であります。介護サービス給付費や介護予防・生活支援サービス事業費、認知症予防経費などを計上してございます。

次に、水道事業特別会計につきましては、２億4,247万2,000円の予算規模で、前年度比3,845万1,000円、18.8％の増額であります。簡易水道施設改良に係る経費などを計上してございます。

次に、公共下水道事業特別会計につきましては、２億7,774万1,000円の予算規模で、前年度比3,582万5,000円、14.8％の増額であります。下水道施設整備に係る経費などを計上しております。

以上、令和３年度一般会計並びに５特別会計の予算編成内容を申し上げました。詳細は、別途配付の当初予算資料のとおりでありますので、説明は省略をさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長）　提案説明が終わりましたので、これより質疑を行いますが、令和３年度各会計予算の６件は、一括して予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますので、各会計の予算案に対する質疑は大綱的な質疑にとどめ、詳細な質疑は予算審査特別委員会において行うようご協力をお願いいたします。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　以上をもって質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第14号から議案第19号までの令和３年度各会計予算の６件は、議長を除く議員全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに６件を一括して付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号から議案第19号までの令和３年度各会計予算の６件は、議長を除く議員全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに６件を一括して付託し審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第８条第３項の規定により、委員会において互選することになっておりますが、議会運用例第113条の１の規定により、あらかじめ議会運営委員会において協議いたしました。

ここでお諮りいたします。

この際、予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選の方法は、議長の指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員長及び副委員長は、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、予算審査特別委員会の委員長に４番、野村恵子議員を、副委員長に８番、江波戸明議員を指名いたします。

◎散会の宣告

○議長（杉山幸昭議長）　以上で、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の会議を終わります。

明日からは休会とし、本会議の再開は３月５日金曜日午前10時でありますので、ご承知願います。

本日はこれにて散会といたします。

（午後　４時５８分）

上記、会議録の経過は、その内容が相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長

署　名　議　員

署　名　議　員

３　　月　　５　　日

令和３年　第１回　上士幌町議会　定例会　会議録

招集年月日	令和３年３月５日			
招集の場所	上士幌町議会議場			
開会・閉会日時及び宣告	開議	令和３年３月５日　午前１０時００分	議長	杉山幸昭
	閉会	令和３年３月５日　午前１１時４１分	議長	杉山幸昭

応（不応）招議員並びに出席及び欠席議員

出席　１１名
欠席　０名
欠員　－名

○　出席
△　欠席
×　不応招
△公　公務欠席
遅　遅刻
早　早退

議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
1	渡部信一	○	7	中村哲郎	○			
2	山本和子	○	8	江波戸明	○			
3	伊東久子	○	9	斉藤明宏	○			
4	野村恵子	○	１０	馬場敏美	○			
5	早坂清光	○	１１	杉山幸昭	○			
6	小椋茂明	○						

会議録署名議員	２番　山本和子　議員		３番　伊東久子　議員	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長	船戸竜一	議会事務局主査	遠藤裕司
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長	竹中貢	商工観光課長	佐藤泰将
	副町長	千葉与四郎	建設課長	渡部洋
	会計管理者	青木弘彦	教育委員会教育長	小堀雄二
	総務課長	杉本章	教育委員会教育推進課長	木下由季子
	企画財政課長	杉原祐二	教育委員会生涯学習課長	須田修
	企画財政課ＩＣＴ推進室長	梶達	教育委員会幼児教育課長	弦巻佳光
	町民課長	（会計管理者兼務）	農業委員会会長	髙木裕巳
	保健福祉課長	尾形昌彦	農業委員会事務局長	渡辺純一郎
	保健福祉課主幹	塩澤尚弘	消防課長	永谷全功
	農林課長	名波透	代表監査委員	根本広実

令 和 3 年 第 1 回 上 士 幌 町 議 会 定 例 会

議　事　日　程（第２号）

令和３年３月５日（金曜日）

日程第　１　行政報告

日程第　２　（産業経済建設常任委員会審査報告）

議案第　７号　上士幌町居辺地区集中バイオガスプラント設置及び管理に関する条例の制定について

日程第　３　（産業経済建設常任委員会審査報告）

議案第　８号　上士幌町バイオマス関連事業基金条例の制定について

日程第　４　（予算審査特別委員会審査報告）

議案第１４号　令和３年度上士幌町一般会計予算

日程第　５　（予算審査特別委員会審査報告）

議案第１５号　令和３年度上士幌町国民健康保険特別会計予算

日程第　６　（予算審査特別委員会審査報告）

議案第１６号　令和３年度上士幌町後期高齢者医療特別会計予算

日程第　７　（予算審査特別委員会審査報告）

議案第１７号　令和３年度上士幌町介護保険特別会計予算

日程第　８　（予算審査特別委員会審査報告）

議案第１８号　令和３年度上士幌町水道事業特別会計予算

日程第　９　（予算審査特別委員会審査報告）

議案第１９号　令和３年度上士幌町公共下水道事業特別会計予算

日程第１０　議案第２０号　上士幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第１１　議案第２１号　上士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第１２　議案第２２号　上士幌町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第１３　議案第２３号　上士幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第１４　議案第２４号　上士幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第１５　議案第２５号　上士幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第１６　議案第２６号　上士幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第１７　議案第２７号　上士幌町三愛介護サービス事業給付条例の一部を改正する条例の制定について

日程第１８　議案第２８号　上士幌町中小企業融資条例の一部を改正する条例の制定について

日程第１９　議案第２９号　令和２年度上士幌町一般会計補正予算（第１１号）

日程第２０　議案第３０号　令和２年度上士幌町国民健康保険特別会計補正予算（第６号）

日程第２１　監報告第１号　例月出納検査報告について

日程第２２　監報告第２号　定期監査報告について

日程第２３　閉会中の継続調査の申出について

◎開議の宣告

○議長（杉山幸昭議長）　定刻となりましたので、ただいまより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（午前１０時００分）

◎議会運営委員会の報告

○議長（杉山幸昭議長）　議会運営委員会より、本日の議事運営について発言を求めます。

議会運営委員長、山本和子議員。

○議会運営委員長（山本和子議員）　議会運営委員会よりご報告申し上げます。

議会運営委員会は、３月１日午前９時より、委員会室において、議会運営委員全員の出席をいただき、説明員に副町長の出席を求めて委員会を開催し、議事運営及び議案の審議方法等について審議いたしました。

議会運営委員会の審議の結果、本日の議事日程及び議案の審議方法については、既にお手元に配付のとおり決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

この際、議会運営委員会において協議されたことについてご報告申し上げます。

１点目は、日程第４、議案第14号から日程第９、議案第19号までの令和３年度各会計予算案は、６件を一括報告とし、議案ごとに討論、採決を行うことといたします。

２点目は、日程第10、議案第20号から日程第12、議案第22号は、関連がありますので、３件を一括上程及び質疑を行い、議案ごと討論、採決を行うことといたします。

３点目は、日程第13、議案第23号から日程第16、議案第26号は関連がありますので、４件を一括上程及び質疑を行い、議案ごと討論、採決を行うことといたします。

４点目は、日程第19、議案第29号及び日程第20、議案第30号は関連がありますので、２件を一括上程及び質疑を行い、議案ごと討論、採決を行うことといたします。

５点目は、日程第21、監査報告第１号から日程第22、監査報告第２号までの２件については、一括報告することといたします。

６点目ですが、本会議の閉会に当たり、竹中町長より発言を求められておりますので、日程第23の後に行うことといたしますので、ご承知おきをお願いいたします。

以上をもって、議会運営委員会の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（杉山幸昭議長）　日程第１、行政報告を議題といたします。

説明員より報告の説明を求めます。

杉本総務課長。

○杉本　章総務課長　令和３年２月16日から17日の強風による被害状況についてご報告申し上げます。

２月16日から17日にかけて、急速に発達した低気圧の接近による強風により被害が発生しました。

この強風による具体的な被害状況につきましては、別紙１をご参照願います。

初めに、１、２月16日の気象状況ですが、アメダスの上士幌測定値において、13時37分に最大風速16.4メートル毎秒、13時01分に最大瞬間風速28.6メートル毎秒を記録し、最大風速、最大瞬間風速ともに過去最高を記録しました。ぬかびら源泉郷測定値では、11時31分に最大風速4.7メートル毎秒、12時55分に最大瞬間風速17.9メートル毎秒を記録し、最大瞬間風速は過去最高を記録しました。

次に、２の被害状況をご覧ください。

初めに、人的被害はありませんでした。

次に、住家被害ですが、公共建物被害は１か所、その他の被害は３か所となっています。詳細は２ページから３ページをご覧ください。

被災箇所、被災状況、復旧内容等につきましては、記載のとおりであります。

次に、非住家被害ですが、公共建物被害は２か所、その他の被害は１か所となっています。詳細は４ページから５ページをご覧ください。

被災箇所、被災状況、復旧内容等につきましては、記載のとおりであります。

次に、農業被害ですが、公共建物被害は11か所、農業用施設被害は22か所、農作物被害はありませんでした。詳細は６ページから７ページをご覧ください。

被災箇所、被災状況等につきましては、記載のとおりであります。

次に、林業被害ですが、町有林１か所となっております。詳細は８ページから９ページをご覧ください。

被災箇所、被災状況、復旧内容等につきましては、記載のとおりであります。

なお、町有施設の復旧経費につきましては、一部、本日提案の補正予算案に計上しておりますが、現段階で調査中のものが多数ありますので、金額確定後に予算補正等の対応をすることとしております。

また、資料には記載しておりませんが、強風の影響でぬかびら源泉郷及び幌加地区で停電が発生しました。北海道電力によりますと、ぬかびら源泉郷においては２月16日11時20分から14時48分まで、幌加地区においては２月16日17時36分から23時48分までの間

となっております。

以上、令和３年２月16日から17日の強風による被害状況についての行政報告といたします。

○議長（杉山幸昭議長）　報告の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　以上をもって、行政報告に対する質疑を終結いたします。

これをもって行政報告を終わります。

◎議案第７号の上程、報告、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長）　日程第２、産業経済建設常任委員会審査報告を行います。

議案第７号上士幌町居辺地区集中バイオガスプラント設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、産業経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。

産業経済建設常任委員会委員長、８番、江波戸明議員。

○産業経済建設常任委員長（江波戸　明議員）　付託事件審査報告。

本委員会に付託されました事件について、慎重審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、上士幌町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

１、審査事項、議案第７号上士幌町居辺地区集中バイオガスプラント設置及び管理に関する条例の制定について、令和３年２月15日付託案件であります。

２点目、審査年月日、令和３年２月25日、１回であります。

審査場所、議場、仮に委員会室であります。

４、説明員、千葉副町長、名波農林課長、林主幹が出席いただきました。

５点目は審査結果であります。当委員会は、議案第７号の審査に当たり、副町長、担当課長、担当主幹の出席を求め、質疑、聴取による審査の結果、全会一致をもって原案可決すべきものと決定したことをご報告いたします。

以上、産業経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（杉山幸昭議長）　委員長の報告が終わりましたので、これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　これをもって委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

これより議案第７号に対する討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これをもって議案第７号に対する討論を終結いたします。

これより議案第７号の採決を行います。

議案第７号について、委員長は原案可決すべきものと報告されております。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第７号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第８号の上程、報告、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長）　日程第３、産業経済建設常任委員会審査報告を行います。

議案第８号上士幌町バイオマス関連事業基金条例の制定についてを議題といたします。

本案について、産業経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。

産業経済建設常任委員会委員長、８番、江波戸明議員。

○産業経済建設常任委員長（江波戸　明議員）　付託事件審査報告。

本委員会に付託されました事件については、慎重審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、上士幌町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

審査事項、議案第８号上士幌町バイオマス関連事業基金条例の制定について、令和３年２月15日付託案件であります。

審査年月日、令和３年２月25日、１回です。

審査場所、議場、仮委員会室になります。

４、説明員、千葉副町長、名波農林課長、林主幹の出席をいただきました。

審査結果、当委員会は、議案第８号の審査に当たり、副町長、担当課長、担当主幹の出席を求め、質疑、聴取により、審査の結果、全会一致を持って原案可決すべきものと決定したことをご報告いたします。

以上で、産業経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（杉山幸昭議長）　委員長の報告が終わりましたので、これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　これをもって委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

これより議案第８号に対する討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これをもって議案第８号に対する討論を終結いたします。

これより議案第８号の採決を行います。

議案第８号について、委員長は原案可決すべきものと報告されております。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第８号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第１４号から議案第１９号の上程、報告、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長）　次に、予算審査特別委員会審査報告を行います。

日程第４、議案第14号令和３年度上士幌町一般会計予算、日程第５、議案第15号令和３年度上士幌町国民健康保険特別会計予算、日程第６、議案第16号令和３年度上士幌町後期高齢者医療特別会計予算、日程第７、議案第17号令和３年度上士幌町介護保険特別会計予算、日程第８、議案第18号令和３年度上士幌町水道事業特別会計予算、日程第９、議案第19号令和３年度上士幌町公共下水道事業特別会計予算、以上６件を一括して議題といたします。

６件について、予算審査特別委員会の審査報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、４番、野村恵子議員。

○予算審査特別委員長（野村恵子議員）　付託事件審査委員長報告の口述書。

本委員会に付託されました事件については、慎重審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、上士幌町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

審査事項は、令和３年２月15日付託されました。議案第14号令和３年度上士幌町一般会計予算、議案第15号令和３年度上士幌町国民健康保険特別会計予算、議案第16号令和３年度上士幌町後期高齢者医療特別会計予算、議案第17号令和３年度上士幌町介護保険特別会計予算、議案第18号令和３年度上士幌町水道事業特別会計予算、議案第19号令和３年度上士幌町公共下水道事業特別会計予算であります。

審査年月日は、令和３年２月17日、18日、計２回行いました。

審査会場は議場で行いました。

説明員に竹中町長、千葉副町長、小堀教育長、各課部局長、主幹及び担当主査の出席をいただきました。

審査結果、議案第14号から議案第19号までの令和３年度上士幌町一般会計予算及び５特別会計予算は、今定例会の２月15日に提案されました。

この予算の審査に当たり、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会が設置され、審査を行ってきたところであります。

本特別委員会の運営に際し、委員並び町理事者をはじめ、各課部局長、主幹及び担当主査の方々にご協力をいただきましたことに、厚く御礼申し上げます。

特別委員会は、慎重審査の結果、お手元に配付のとおり、議案第14号から議案第19号までの６案を全て原案可決すべきものと決定したところであります。

各議案審査の質疑の内容については、議長を除く議員全員が特別委員会の委員でありますので、省略させていただきます。

なお、議案第14号令和３年度一般会計予算案については、質疑終結後、討論があり、起立採決の結果、起立多数で原案可決すべきものと決定いたしました。

その他の議案第15号から議案第19号までの５特別会計については、討論がありませんでしたので、簡易表決をもって全会一致により原案可決すべきものと決定いたしました。

以上で、予算審査特別委員会に付託されました議案審査の経過と結果の報告を申し上げ、予算審査特別委員会報告を終わります。

○議長（杉山幸昭議長）　委員長の報告が終わりましたが、予算審査特別委員会は、議長を除く議員全員で構成されておりますので、委員長報告に対する質疑は、議会運用例第96条の５の規定によりこれを省略いたします。

これより各会計の予算案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議案第14号令和３年度上士幌町一般会計予算の討論を行います。討論ありますか。

討論がありますので、これより討論を行います。

先に、議案第14号に対する反対の討論を行います。ありますか。

２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　議案第14号令和３年度上士幌町一般会計予算に対する反対討論を行います。

今、コロナ感染症の収束が見通せない中、私たちの日々の生活や営業が大変となっています。政府がこの間行ってきた対策は、とても国民の命や暮らし、営業を守るものとは言えません。このような中、国がこの間実施してきた臨時の交付金は、ほとんどが感

染症対策やタブレット配布、リモート対策など、デジタル機器の導入が大きな割合を占めています。その中で、町も同様な対策がほとんどです。今、急がれるのは、感染を防ぐための医療・福祉施設関係者を含めたＰＣＲ検査や営業が落ち込んでいる業者への支援等です。ＰＣＲ検査の補助につきましては、管内の先陣を切って実施に踏み切ったことは評価いたします。しかし、国全体がコロナ感染症で危機的な状態になっているとき、今までの対策でいいのかと切に思っています。以下、３点の理由で反対いたします。

１点目、まちづくりの問題です。

国は、ここ数年地方創生を掲げ、その方向に進む自治体に各種の交付金を補助してきました。上士幌町でも、新しい公共施設がどんどんできています。町民の思いで出発した事業により、いかに町が生き残れるか、稼ぐことができるかということが主眼のように思っています。

また、国はコロナを勢いにデジタル化をどんどん進めています。３月１日からマイナンバーカードと保険証がつなぎつけられ、さらに免許証や銀行口座など、各種制度、資格を一緒にする方向に進んでいます。この狙いや危険性は多くの方が指摘しているところです。

さらに、国の目指すスマート自治体、デジタル社会に向けたＩＣＴ化、各種サービスに対するデジタル化が今回の予算にも多く含まれています。町の福祉向上、職員の負担軽減につながるメリットもあるかと思いますが、ＩＴ機器が利用できない方がこのサービスから外れていくのではないかと心配されます。また、困っている方へのサービスの提供ができなくなったり、本来対面で接するべき行政サービスが低下するのではないかとも心配されます。また、住民サービスの圏域化により、職員減らしや各自治体独自に築いてきたサービスが奪われる危険性もあります。

国のスマート自治体、デジタル社会に対して、国の交付金の使途も含めて、住民福祉向上に向け、きちんと対応するべきと考えています。

２点目は財政の問題です。

国は、今でもきちんとした財政の見通しもなく、国債に頼る財政運営をしてきました。消費税を上げておきながら、福祉を削る一方の政策です。コロナ対策もあり、2020年度11月時点では、国債は1,212兆4,680億円となり、過去最高を更新しました。コロナ対策など、緊急対策は必要な借金もありますが、今後の国の財政運営は大変心配するところです。町の財政につきましては、基金や地方債など、今まで議論を重ねてきましたが、比較的健全であるとの報告を受けているところです。しかし、この間、生涯活躍のまちづくり会社やDMOへの交付金等で運営してきた事業に対し、今後もきちんと交付され

るのかという心配もあります。真に独立した経営を目指さないと、町の負担は大きくなると判断いたします。その点も心配するところです。

３点目、平和の問題です。

コロナ対策では、まだまだ不十分で財源も必要です。しかし、このような危機状態にありながらも、2021年度の国の軍事費は、過去最高の５兆3,400億円となっています。せめて、アメリカから購入するローンを各種、ミサイル等をやめれば医療関係者、事業営業自粛で苦慮している方々を救うことにつながると判断いたします。このような中、自衛隊の交付金を含めているため、反対いたします。

○議長（杉山幸昭議長）　次に、議案第14号に対する賛成の討論を行います。討論ありますか。

５番、早坂清光議員。

○５番（早坂清光議員）　私は、令和３年度一般会計予算に賛成する立場で討論を行います。

コロナ禍で審議をしました今回の予算は、本議会後に町長選挙を控える中で編成された骨格予算ではありますが、コロナ対策はもとより、この１年の町民生活全般に係る事務事業、地方創生と地域産業の振興など、地域が持続し、かつ、活力あるまちづくりを進めていく上での幅広い施策が盛り込まれた予算であります。

予算総額を80億9,237万1,000円とし、併せ、今後の債務負担行為、地方債の限度額などを定めたものであります。歳入においては、町民税や固定資産税など、町の自主財源である町税が歳入全体の10％を下回る状況下で、財源の多くを国からの地方交付税や地方創生交付金などに依存し、なお不足する財源を非常時に備えた各種の積立基金から繰り入れ、なおかつ地方債などにより、厳しい財政状況下で苦慮された予算編成であったというふうに思います。

こうした状況にありながら、町民の皆様に新たな負担増を求めることなく、歳出での事務事業は、その緊急性や優先度などを熟慮され、子育て、教育、福祉、医療・介護、産業振興、住宅施策をはじめとする生活環境など、各分野の事務事業に配慮をされた予算編成になっていると思います。特に、町民の安心・安全な生活に配慮された高齢者安全運転支援事業やＩＣＴ情報通信技術を活用した福祉バスのオンデマンド化、予約制、災害や保健指導などに対応するタブレット活用の高齢者向け情報配信用端末配布実証事業、災害に備えた一斉情報配信システムの構築などの具体的な取組が展開される予算となっています。

また、全国の多数の皆様からふるさと納税としてご寄附を頂いた貴重な財源は、一旦

基金として積み立て、子育てや教育、医療・福祉や地域産業の振興など、その指定をされた趣旨に沿って、各事業に有意義な活用が図られていると思います。

また、ふるさと納税関連以外の各基金につきましても、最小限の取崩しとし、今後の予期しない緊急対応や計画する懸案事業の取組に向けて備えられていると思います。

以上、私の賛成理由を申し上げましたが、この予算を執行されるに当たりましては、この間の議会での予算をはじめとする審議経過を十分に尊重されるとともに、町民の皆様の声に真摯に耳を傾けた対応をお願いします。

また、さらに、限られた予算の中で最大の効果を上げられるよう、適正かつ効率的な予算執行に当たっていただくこともお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が始まろうとしていますが、今後の状況は見通せない状況にあると思います。引き続き、予算を含め、臨機応変な対応を要請し、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（杉山幸昭議長）　次に、議案第14号に対する反対の討論を行います。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　次に、議案第14号に対する賛成の討論を行います。ありますか。

８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　令和３年度当初予算について、ただいま報告されました議案第14号令和３年度の当初予算、予算審査特別委員会審査報告に関し、賛成の立場で討論に参加いたします。

令和３年度はまちづくりの最上位計画の第５期総合計画の最終年であり、本年度から人口ビジョン第２期総合戦略がスタートし、家族計画自立促進計画策定も重なるなど、重要な節目の年を迎えるところです。

町は、地域創生交付金等の活用により、まちづくりの振興の核として各種施設を整備し、令和２年度は新消防庁舎の改築、新食品加工センターに向けた大型改修、道営のバイオガスプラントの完成などがあります。

さて、今年度当初予算に関しては、骨格予算となっていますが、国の臨時交付金関連を受けて、ＩＣＴ推進関連を中心として政策的予算も盛り込まれているところです。

次年度以降に対応する公共施設のハード関係では役場庁舎、山開センター等の改修の検討が進められ、来年度においては、企業滞在型交流施設整備事業が完了されるとなります。これらの財源措置として、地方創生交付金等を財源とし、効果的な財政運用として評価されるところですが、今後においては、これらの施設管理及び運営に係る町財政の負担の在り方の財政計画は重要な課題であります。さきの論議でも、役場における各

種職員の確保に関する現状においても、将来に向けては、財政上においても大きな課題となり得ることもあります。それらの財源の状況と人員、施設維持のバランスを的確に見届けて、ふるさと納税寄附による基金積立財源の活用を見通し、経常収支比率など町財政バランスの安定に積極的に努める時期に来ていると思います。

町民生活に関する身近な政策として、健康で安心して暮らせるまちづくりは保健、医療、地域包括ケアシステム、福祉、子育て支援などが適宜盛り込まれているところであります。

町民に対するＩＣＴ導入については、全国的に住民生活と密接化するものは、自治体の多くは導入が急速に進んでいることと思います。ＩＣＴについては、単に事務事業の効率、軽減化だけを追求するものでなく、地域生活で重要視しなくてはならない地域コミュニケーション及び地域触れ合いを第一義に認識し、対応を願いたいところであります。

今後においても、医療、福祉、防災対策、交通ネットの確保など、水準の高い安定した町民生活環境の維持を期待するところであります。併せて、総合計画策定に向けたアンケートの集約においても、団体や年代別等においても多岐にわたる考え方や意見が示されています。

さて、まちづくり活動、開かれた行政を展開する意味は、町理事者をはじめとして全職員が積極的に町民との懇談の場を持ち、町民が理解を行い、町民要望と行政運営をマッチングさせる姿勢が行政の基本姿勢になるものと思います。その意味では、町民に耳を傾け、町民との意見交換など、懇談の場を都度開催し、その町民との意見交換などの広聴効果を踏まえ、町民が主人公である町政運営の対応を期待するところであります。

今こそ、コロナ禍での暮らしの経験の下、新たな行政スタイル、町民スタイルを見いだし、適切にコロナ後の取組を模索しなくてはなりません。無理、無駄な事業の積極的な検証を前提とし、円滑に行政を進める予算案であることを確認し、予算審査特別委員会委員長の報告にありました令和３年度予算審査特別委員会審査報告については、賛成とし、討論をさせていただきました。

以上をもちまして、議案第14号の提案についての賛成の討論を終わります。

○議長（杉山幸昭議長）　次に、議案第14号に対する反対の討論を行います。ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　次に、議案第14号に対する賛成の討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ほかに討論がありませんので、これをもって議案第14号に対する討論を終結いたします。

これより議案第14号の採決を行います。

本案は起立により採決を行います。

なお、起立しない議員は反対とみなします。

本案について、委員長は原案可決すべきものと報告されております。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（杉山幸昭議長）　起立多数であります。

よって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号令和３年度上士幌町国民健康保険特別会計予算の討論、採決を行います。

初めに、議案第15号の討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第15号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案について、委員長は原案可決すべきものと報告されております。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号令和３年度上士幌町後期高齢者医療特別会計予算の討論、採決を行います。

初めに、議案第16号の討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第16号の採決を行います。

本案について、委員長は原案可決すべきものと報告されております。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号令和３年度上士幌町介護保険特別会計予算の討論、採決を行います。

初めに、議案第17号の討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第17号の採決を行います。

本案について、委員長は原案可決すべきものと報告されております。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号令和３年度上士幌町水道事業特別会計予算の討論、採決を行います。

初めに、議案第18号の討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第18号の採決を行います。

本案について、委員長は原案可決すべきものと報告されております。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号令和３年度上士幌町公共下水道事業特別会計予算の討論、採決を行います。

初めに、議案第19号の討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第19号の採決を行います。

本案について、委員長は原案可決すべきものと報告されております。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

（午前１０時３９分）

○議長（杉山幸昭議長）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時３９分）

◎議案第２０号から議案第２２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長）　日程第10、議案第20号上士幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、日程第11、議案第21号上士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、日程第12、議案第22号上士幌町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、以上３件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

尾形保健福祉課長。

○尾形昌彦保健福祉課長　ただいま上程されました議案第20号上士幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第21号上士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第22号上士幌町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容について、３件を一括してご説明申し上げます。

町例規集は第７編民生第３章国民健康保険及び第４章介護保険をご参照願います。

初めに、議案第20号上士幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての提案の理由でありますが、新型インフルエンザ等対策特別法の一部を改正する法律（令和３年法律第５号）による改正により、改正提案の各条例で引用している条項が削除された等の理由に伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の内容でありますが、議案第20号関係、上士幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

附則の第２条の傷病手当の規定において、改正前の（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第１条の２に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）を、（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機構に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に改めるものであります。

なお、施行期日は公布の日からとするものです。

次に、議案第21号上士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。改正の理由につきましては、議案第20号と同様であります。

改正の内容でありますが、議案第21号関係、上士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

附則の14項の減免の規定において、議案第20号と同様の内容について改定し、施行期日を公布の日からとするものであります。

最後に、議案第22号上士幌町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の理由につきましては、議案第20号と同じであります。

改正の内容につきまして、議案第22号関係、上士幌町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

介護保険条例中の附則第６条の減免の規定について、議案第20号と同様の内容に改正し、施行期日を公布の日からとするものであります。

以上、議案第20号上士幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第21号上士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第22号上士幌町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容について、３件を一括してご説明いたしました。

ご審議いただき、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長）　提案説明が終わりましたので、これより３件を一括して質疑を行います。質疑ありますか。

７番、中村哲郎議員。

○７番（中村哲郎議員）　すみません。議案に対してはどうこう言うことはないんですけれども、１つ教えていただきたいのは……

○議長（杉山幸昭議長）　中村議員、起立してください。

○７番（中村哲郎議員）　すみません。議案に対しては、何もないんですけれども、ちょっと教えていただきたいことがあります。

今までの、改正前のところには新型インフルエンザ等という単語が使われていたんですけれども、今回はやけに新型コロナウイルスの定義がはっきりして、これに限定されているんですけれども、新しいコロナウイルスとかが出たときというのは、これに反したものはこの法律には適用しないという、そういう意味で、あえて限定しているんですか。そこら辺の、なぜ、新型インフルエンザのときには等という言葉が入っていたのに

対して、こちらはやけに細かく限定しているのが、どういう理由なのかというのを教えてください。

○議長（杉山幸昭議長）　暫時休憩いたします。

（午前１０時４５分）

○議長（杉山幸昭議長）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時４６分）

○議長（杉山幸昭議長）　尾形保健福祉課長。

○尾形昌彦保健福祉課長　国の改正の内容なので、ちょっと間違ったことを言う可能性もあるんですけれども、私の理解している部分でのお答えとさせていただきたいと思います。

最初ございました新型インフルエンザ等とございますのは、その法律が定められた以降、新たに見つかるような新型インフルエンザ相当の伝染病に対するものも含めた上での規定だというふうに認識しておりまして、インフルエンザはいろんな型がございますので、いろんな型が新たに発生した場合についても対応できる法律の決め方だというふうに私は解釈いたしております。

今回新型コロナウイルスという、全く従来のインフルエンザ等の感染力よりも非常に被害が大きいような状況が明確になったと。世界的も含めて国民全員がこのウイルスに対応していかないと、今後の通常の世界に戻るということが非常に難しいことが分かったということで、今回新たにこの新型コロナウイルスに限定した部分での規定を定めて、例えば、国保で言いますと、傷病手当を新たに設けたという形になってございまして、ですから、今後新たな、新型コロナウイルスのような甚大な被害を与えるようなウイルスが見つかった際には、また、新たにこの法律の規定を定めるような形になるものというふうに私のほうでは理解しております。

○議長（杉山幸昭議長）　ほか、質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　これをもって３件に対する質疑を終結いたします。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議案第20号に対する討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第20号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号に対する討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第21号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号に対する討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第22号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第２３号から議案第２６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長）　日程第13、議案第23号上士幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、日程第14、議案第24号上士幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、日程第15、議案第25号上士幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、日程第16、議案第26号上士幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、以上４件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

尾形保健福祉課長。

○尾形昌彦保健福祉課長　ただいま上程されました議案第23号上士幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第24号上士幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第25号上士幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第26号上士幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、４件を一括して、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

町例規集は第７編民生第４章介護保険をご参照願います。

初めに、議案第23号上士幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

別紙議案第23号関係の１、上士幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてをご覧ください。

改正の理由でありますが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第９号）等の改正、また関連する基準の改正があったことから所要の条例改正を行おうとするものであります。

改正の概要ですが、文言の整理や引用条例等の変更の改正については省略をさせていただき、主要な改正部分についてご説明いたします。

指定地域密着型サービス事業において、１点目は、一般原則の追加として、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために委員会の開催、指針の整備、従業者への研修の実施等を講じること、また、ケアの質の向上に向けて、介護給付等に利用する額などの情報を活用して、サービスを適切に、有効に実施するようにするものとし、２点目は、虐待防止のための措置に関して、事業所の運営ごとに規定を定めること、３点目は、ハラスメント対策として、職場において業務上必要な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の措置を講じること、４点目は、訪問介護・看護事業所において感染症や非常災害の発生時において必要な介護サービスを維持するために、業務継続等に向けた計画策定等の対応策を講じ、研修や定期的な訓練を行うことを新たに設けるものであります。

５点目では、感染症の予防及び蔓延の防止の対策について従業員への周知徹底と研修

や訓練を実施することとし、６点目は、利用者、利用申込者のサービス選択時に運営規程や従業員体制等の重要事項を書面で備え、閲覧できるようにすることで、掲示と同様の取扱いとするものであります。

７点目では、会議や多職種連携における会議や委員会において、テレビ電話等でのＩＣＴを活用する開催を可能とすること、８点目は、虐待の防止について事業所での定期的な委員会開催や指針の整備等について義務づけ、９点目は、人員配置について、夜間対応施設での同一敷地内にある施設下においての配置基準を緩和することとし、10点目は、サ高住等に併設された夜間訪問介護事業において、居住者以外へのサービス提供をすることを新たに設けるものであります。

11点目は、全ての従業員への認知症介護基礎研修受講を義務づけ、12点目は、非常災害の訓練に地域住民が参加する努力を求め、13点目は、管理者の配置について、他施設が同一敷地内にある場合の基準を緩和し、14点目は、小規模多機能居宅介護と介護老人福祉施設等での職員の兼務について、同一敷地内要件を併設に改めるものであります。

15点目は、過疎地域等において、指定小規模多機能型居宅介護事業所の効率的運営に町が必要を認めた場合に、定員を超えてサービス提供ができること、16点目は、認知症グループホームの夜勤職員体制で、住居配置が同一下にあることなどを条件に、深夜・夜間の従業員数を利用者３名ごとに１名から夜間の時間帯を通して２名以上に緩和することを新たに定め、17点目では、計画作成担当者の配置基準について、ユニットごとに１名としたものを事業所ごと１名に緩和し、18点目は、認知症グループホームのユニット数を地域の実情に応じた数とする変更であります。

19点目は、認知症グループホームの業務効率化のための評価について、公正な第三者による外部評価のために運営推進会議を活用すること、20点目は、地域密着型介護老人施設の人員配置について、入所者の処遇に影響がない場合は、栄養士数の基準や介護・看護職員の兼務について緩和することの改正であります。

21点目は、入所者の栄養状態の維持・改善のために栄養管理を計画的に行うこと、22点目は、リスクマネジメントの強化として、事故の発生や再発防止のための担当者の配置を新たに規定するものであります。

23点目は、個室ユニット型の設備基準を10人以下から15人を超えないものに緩和すること。また、感染症やプライバシーに配慮する個室化を進める観点から、ユニット型個室的多床室の設置を禁止することとし、24点目は、記録について、書面に代えて電子的記録方式が可能とする規定を新たに設けるものであります。

そのほかに文言等の整理を各条項において行うものであります。

なお、本条例の施行期日については、附則において令和３年４月１日からとするものであります。

以上につきまして、各条ごとの改正の詳細につきましては、議案第23号関係の２、上士幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表のとおりであります。

次に、議案第24号上士幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案の理由でありますが、別紙議案第24号関係の１、上士幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてをご覧ください。

改正の理由ですが、議案第23号で説明した内容と同様に、上位関係法令等が改正されたことから指定地域密着型介護予防サービスに係る所要の条例改正を行うものであります。

改正の内容ですが、議案第23号において改正する内容と同様であり、記載のとおりであります。

また、本条例の施行期日については、附則において令和３年４月１日からとするものであります。

以上につきまして、各条ごとの改正の詳細につきましては、議案第24号関係の２、上士幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表のとおりであります。

次に、議案第25号上士幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案の理由でありますが、別紙議案第25号関係の１、上士幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてをご覧ください。

改正の理由でありますが、議案第23号でご説明した内容と同様に、上位関係法令等が改正されたことから、指定居宅介護支援事業所に係る所要の条例改正を行うものであります。

改正の内容でございますが、質の高いケアマネジメントの推進を進めるために、利用

者への理解を得ることを追記し、生活援助の訪問回数の多いサービス計画についての対応として、点検や検証の仕組みを導入することを新たに定め、主任介護専門員の配置要件の経過措置期間を延長することとします。

そのほかにおいては、議案第23号において改正する条項において、本条例が同様に対応するべきものを同様に変更するものであり、記載のとおりであります。

また、本条例の施行期日につきましては、附則において令和３年４月１日からとするものであります。ただし、15条第１項第20号の２につきましては、令和３年10月１日からとするものであります。

以上につきまして、各条ごとの改正の詳細につきましては、議案第25号関係の２、上士幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表のとおりであります。

最後に、議案第26号上士幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案の理由でありますが、別紙議案第26号関係の１、上士幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてをご覧ください。

改正の理由ですが、議案第23号でご説明した内容と同様に、上位関係法令等が改正されたことから、指定居宅介護予防支援事業所に係る所要の条例改正を行うものであります。

改正の内容でありますが、指定居宅介護予防支援事業について、議案第23号において改正する条項につきまして、本条例が同様に対応すべきものを同様に変更するものであり、記載のとおりであります。

また、本条例の施行期日については、附則において令和３年４月１日からとするものであります。

以上につきまして、各条ごとの改正の詳細につきましては、議案第26号関係の２、上士幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表のとおりであります。

以上、議案第23号上士幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第24号上士幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号上士幌町指定居宅介護支援等の事業の

人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号上士幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、４件を一括して、その提案理由と内容についてご説明いたしました。

ご審議いただき、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長）　提案説明が終わりましたので、これより４件を一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　これをもって４件に対する質疑を終結いたします。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議案第23号に対する討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第23号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号に対する討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第24号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号に対する討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第25号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号に対する討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第26号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第２７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長）　日程第17、議案第27号上士幌町三愛介護サービス事業給付条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

尾形保健福祉課長。

○尾形昌彦保健福祉課長　ただいま上程されました議案第27号上士幌町三愛介護サービス事業給付条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

町例規集は第７編民生第１章社会福祉をご参照願います。

提案の理由でありますが、三愛介護サービスは、介護保険制度施行時から介護保険制度を補完する目的で、町の独自サービスとして実施しております。

このたび、介護保険制度における基準が改定となり、三愛介護サービスの制度利用負担額において、介護保険基準を参酌して負担額を決定している事業につきまして、事業単価の改定が必要となることから、所要の改正を行うものであります。

別紙議案第27号関係、上士幌町三愛介護サービス事業給付条例の一部を改正する条例新旧対照表により改正概要のご説明を申し上げます。

附則、別表（第３条関係）における１のショートステイ事業の事業単価の１日当たり金額4,380円を4,460円に、利用者負担額2,670円を2,680円に、２のホームヘルプ事業の事業単価の１回当たり金額740円を750円に改定するものであります。

また、附則において施行期日は令和３年４月１日からとするものであります。

以上、上士幌町三愛介護サービス事業給付条例の一部を改正する条例の制定について、

その提案理由と内容についてご説明いたしました。

ご審議いただき、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長）　提案説明が終わりましたので、これより議案第27号について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　これをもって議案第27号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第27号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第２８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長）　日程第18、議案第28号上士幌町中小企業融資条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

佐藤商工観光課長。

○佐藤泰将商工観光課長　ただいま上程されました議案第28号上士幌町中小企業融資条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

提案理由でありますが、国の新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和３年法律第５号）による改正により、本条例で引用している条項が削除されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でありますが、議案第28号関係、上士幌町中小企業融資条例の一部を改正する条例新旧対照表をご参照願います。下線部分が改正部分であります。

第４条第３項中、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第１条の２に規定する新型コロナウイルス感染症を、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に中華人民共和国から世界保健機関に対して人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）に改めるものであります。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、提案理由と内容についてご説明させていただきました。

ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長）　提案説明が終わりましたので、これより議案第28号について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　これをもって議案第28号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第28号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

ここで15分間休憩といたします。

再開は５分前の予鈴をもってお知らせいたします。

（午前１１時１３分）

○議長（杉山幸昭議長）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１１時２４分）

◎議案第２９号及び議案第３０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長）　日程第19、議案第29号令和２年度上士幌町一般会計補正予算（第11号）、日程第20、議案第30号令和２年度上士幌町国民健康保険特別会計補正予算（第６号）、２件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

千葉副町長。

○千葉与四郎副町長　ただいま上程されました議案第29号令和２年度一般会計補正予算（第11号）、議第30号令和２年度国民健康保険特別会計補正予算（第６号）の内容についてご説明申し上げます。

このたびの補正総額は、1,832万4,000円の追加補正でございます。補正後における全

会計の予算総額を126億4,698万2,000円とするものでございます。

それでは、一般会計補正予算についてご説明いたします。

議案書の１ページをお開きください。

第１条では、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,024万円を追加し、総額を107億7,054万7,000円とするものでございます。

第２条では、繰越明許費といたしまして、議案書の４ページ、第２表にありますとおり、12の事業につきまして翌年度に繰り越して執行しようとするものでございます。

第３条では、地方債補正といたしまして、同じく４ページの第３表にありますとおり、減収補塡債1,161万円を追加補正するものでございます。

歳出における追加補正の主な内容につきましては、款総務費において、高度情報通信経費49万5,000円、電子計算組織管理経費36万3,000円、款民生費において、障害者地域生活支援事業40万円、障害者福祉管理経費109万6,000円、款衛生費において、特定不妊治療費助成事業30万円、款商工費において、新型コロナウイルス感染症対策宿泊業支援事業1,400万円、款教育費において、小学校における感染症予防対策事業84万8,000円、同じく中学校における感染症予防対策事業83万4,000円でございます。

次に、国民健康保険特別会計補正予算についてご説明いたします。

議案書の21ページをご覧ください。

第１条では、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ808万4,000円を追加し、総額を７億4,938万1,000円とするものでございます。

歳出における追加補正の内容につきましては、款保険給付費、一般保険者療養給付費808万4,000円でございます。

以上が補正予算の内容でございます。

なお、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第１表のとおりでございます。

また、事項別明細書以下につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、一般会計並びに国民健康保険特別会計の補正予算につきましてご提案を申し上げました。

よろしくご審議を賜り、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長）　提案説明が終わりましたので、これより議案第29号から議案第30号を一括して質疑を行います。

最初に一般会計補正予算について、質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　次に、議案30号の国民健康保険補正予算に質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　これをもって議案第29号から議案第30号に対する質疑を終結いたします。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議案第29号に対する討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第29号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号に対する討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第30号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎監報告第１号及び監報告第２号の上程、報告

○議長（杉山幸昭議長）　日程第21、監報告第１号例月出納検査報告について、日程第22、監報告第２号定期監査報告について、以上２件を一括して議題といたします。

報告書の朗読を省略し、直ちに代表監査委員より報告の説明を求めます。

根本広実代表監査委員。

○根本広実代表監査委員　初めに、監報告第１号例月出納検査報告について、その結果をご報告申し上げます。

現金出納の検査につきましては、地方自治法第235条の２第１項の規定に基づき実施しているものでございます。

今回の報告は、令和２年11月分、12月分及び令和３年１月分の例月出納検査結果を報

告するものでございます。

検査の対象は、一般会計及び５特別会計の現金の出納状況でございます。

提出されました各会計、各月ごとの収支状況などの資料を参考としながら、収入支出金伝票、預貯金、通帳等の検査を実施いたしました。

検査の結果、計数などは正確であり、諸帳簿などと相違ないことを確認いたしましたので、ご報告を申し上げます。

次に、監報告第２号定期監査報告について、その結果をご報告申し上げます。

定期監査につきましては、地方自治法第199条第９項の規定により結果を報告するものでございます。

監査の実施概要ですが、今回につきましては、昨年11月に公共工事を実施し、本年１月には財産の管理状況等を対象に実施いたしました。監査日時、監査対象等は報告書に記載のとおりでございます。

監査に当たっては、あらかじめ建設課、商工観光課、総務課から書類の提出をいただき審査を行ったほか、事情聴取及び現地での説明を受けながら監査を行いました。

ここに、監査にご協力をいただきました関係者へお礼を申し上げたいと思います。

定期監査の総合意見といたしましては、予算の執行状況及び事業遂行に関する事務について、適正に執行されており、特別指摘すべき点はありませんでした。

今後におきましても公共工事の適正な執行をお願いするとともに、土地、建物、備品などは町の貴重な財産であることから、適正な管理をお願いし、定期監査の結果報告といたします。

以上、監報告第１号及び第２号の監査結果報告といたします。

○議長（杉山幸昭議長）　代表監査委員より提出された例月出納検査報告書の収支状況等は添付を省略しておりますので、必要な場合は事務局で閲覧願います。

以上で、監報告第１号から監報告第２号を報告済みとし、監査委員からの報告を終わります。

◎閉会中の継続調査の申出について

○議長（杉山幸昭議長）　日程第23、閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員会の委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり、閉会中の所管事務調査の申出がございます。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査はこれを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査はこれを承認することに決定いたしました。

◎町長の退任挨拶

○議長（杉山幸昭議長）　ここで、竹中町長から特に発言を求められておりますので、これを許します。

町長、竹中貢君。

○竹中　貢町長　ただいま、議長の計らいで発言のお許しをいただきましたので、町長職任期満了に伴って、一言ご挨拶を申し上げます。

４年前になります。町民の皆様の格別のご支援を賜り、５期目の町政を担うこととなりました。おかげさまで町民、議会、職員の皆様にお力添えをいただきながら、町民の福祉向上、町の発展のために全力投球でその任に当たることができました。この場を借りて、深く感謝を申し上げる次第であります。ありがとうございました。

さて、４年前は我が国の人口が少子高齢化により急激に減少するという危機感の下で、人口減少の克服に向けての地方創生が国及び地方自治体においても緊急かつ重要施策として取り組み始めた頃だったと思います。

本町においても、人口減少の克服に向けて総合戦略を作成したところであり、私としても、この課題の克服に向けて、官民が一体となり、町の総力を挙げて地方創生に取り組む決意の下、５期目のスローガンを地方創生、北の元気まち、上士幌とさせていただきました。以来、任期の４年間、スローガンや具体的な公約の実現のために汗を流してまいりました。ほぼ所期の目的は達成したものと自己評価をしておりますが、その象徴的な部分について、振り返ってみたいと思います。

地方創生の最大のテーマは、人口減少の克服にあります。本町においては半世紀以上にわたって減り続けてきた過疎の町でありますが、この４年間では、奇跡的にも人口が増えるという成果を上げることができました。自然減が避けられない地方の厳しい現実の中で、転入超過による社会増が自然減を補った形となっており、しかも就労を目的とした若い世代の転入が多く見られ、上士幌町の明日を担う人材としても、今後とも期待が膨らむところであります。

また、この間の町民の平均所得や町税においても着実に伸びてきており、地域経済が活性化してきていることや、長年にわたって積み上げてきた子育て、教育、医療・福祉など、まちづくり全般にわたって確かな評価をいただいているところでございます。

昨年表彰を受けたプラチナ大賞、総合的地域づくり賞や国連が進めている持続可能な開発目標の第４回ジャパンＳＤＧｓアワードでの内閣官房長官賞の受賞は、これまで上士幌町が進めてきたまちづくりが全国レベルで評価されたあかしとして、町民の皆様と共に喜びたいと思います。

様々な施策を実行するに当たっては、全国からのふるさと納税寄附金や国の交付金等が大きな財源になっておりますが、何よりも議員皆様、町民皆様の町政執行に対する格別のご理解とご協力によって、上士幌町のまちづくりは大きく前進したものと認識しております。悔いのない４年間であったと、そのように思っております。

最後になります。新型コロナウイルスが確認されてから１年が過ぎました。今なお不安で不自由な生活が続く毎日であります。現在もコロナ禍と戦っている関係者の皆様に感謝と、一日も早い収束と普段の生活に戻ることを願い、任期満了に伴う挨拶とさせていただきました。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（杉山幸昭議長）　以上をもって、本定例会の会議に付された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

令和３年第１回上士幌町議会定例会を閉会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

今定例会が２月15日から19日間の会期にわたり、本会議及び委員会の議事運営に特段のご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

以上をもって、令和３年第１回上士幌町議会定例会を閉会いたします。

（午前１１時４１分）

上記、会議録の経過は、その内容が相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長

署　名　議　員

署　名　議　員